独立行政法人日本スポーツ振興センターの
令和５年度における業務の実績に関する評価

令和６年

内 閣 総 理 大 臣

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本スポーツ振興センター　年度評価　目次

１－１－１	評価の概要	・・・ｐ１
１－１－２	総合評定	・・・ｐ２
１－１－３	項目別評定総括表	・・・ｐ４
１－１－４－１	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ｐ５
	項目別評価調書 No. Ⅰ―１　スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	・・・ｐ５
	項目別評価調書 No. Ⅰ―２　国際競技力向上のための取組	・・・ｐ19
	項目別評価調書 No. Ⅰ―３　スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	・・・ｐ34
	項目別評価調書 No. Ⅰ―４　スポーツ・インテグリティの確保	・・・ｐ43
	項目別評価調書 No. Ⅰ―５　学校安全のための災害共済給付の実施	・・・ｐ52
１－１－４－２	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ｐ59
	項目別評価調書 No. Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項	・・・ｐ59
	項目別評価調書 No. Ⅲ―１～２　予算の適切な管理と効率的な執行等、自己収入の確保	・・・ｐ67
	項目別評価調書 No. Ⅳ―１　長期的視野に立った施設整備の実施	・・・ｐ72
	項目別評価調書 No. Ⅳ―２　内部統制の強化	・・・ｐ74
	項目別評価調書 No. Ⅳ―３　人事に関する事項	・・・ｐ79

１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和５年度
	中期目標期間	令和５年度～令和９年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		内閣総理大臣		
	法人所管部局	こども家庭庁成育局	担当課、責任者	安全対策課、近藤裕行
	評価点検部局	こども家庭庁長官官房	担当課、責任者	総務課、林　俊宏
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	スポーツ庁	担当課、責任者	政策課、大杉住子
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、福井俊英

３．評価の実施に関する事項
令和６年７月３日　令和６年度独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第１回）を開催し、令和５年度の業務実績及び自己評価の内容について理事長等からのヒアリングを実施した。 令和６年７月 24 日　令和６年度独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第２回）を開催し、大臣評価案について有識者会合委員から意見聴取を実施した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
		B				
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」５項目のうち、困難度が「高」に設定されている「Ｉ－３　スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施」項目については、他のくじの売上額が過去の水準と比較して低い状況が継続する中、スポーツ振興くじは過去最高の売上を達成するなど、その成果を上げるうえで一定程度の業績向上努力が認められる。（p35 参照） ○「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち上記以外の４項目と「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他の業務運営に関する重要事項」については、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。（ｐ６,20,44,53,59,67,72,74,79 参照）
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	Ｉ－１：国立競技場の民間事業化については、令和７年度から民間事業者による運営が円滑に開始されるよう、実施契約の締結や事業の引継ぎ等を確実に行うこと。（ｐ６参照） 新秩父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化については、引き続き特別目的会社が実施する開業準備業務に関しモニタリング等を適切に行うこと。（ｐ６参照） 自己評価の段階で、大規模スポーツ施設等や秩父宮記念スポーツ博物館・図書館、国立登山研修所に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。（ｐ６参照） 民間事業化後の国立競技場の評価指標について、今後決定するモニタリング内容も踏まえ、令和６年度末までに一定の整理を行うこと。（ｐ７参照） 施設利用者等に対する満足度等調査については、より具体的なニーズを把握できるよう調査の方法や内容を見直し、施設ごとに評価すること。（ｐ７参照） Ｉ－２：主要国際競技大会におけるアスリートの成績への寄与・貢献するためのNFやアスリートへの支援等については、費用対効果の検証も含めた業務実績の評価を行いつつ、引き続き国際競技力の向上に取り組むこと。（p20 参照） 自己評価の段階で、主要国際競技大会におけるアスリートの成績、その成績への寄与・貢献状況に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。（p20 参照） Ｉ－３：WINNERの認知度の向上及び売上拡大のための取組を進めること。（p35 参照） 助成事業の評価については、効果をより適切に把握するため、評価方法を見直すこと。（p35 参照） 実施状況調査については、スポーツ振興くじ助成事業の効果性・効率性を評価できるよう調査方法や内容の充実を図ること。（p35 参照） 自己評価の段階で、スポーツ振興くじの販売や助成事業に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。（p36 参照） また、その他のスポーツ振興助成事業についても同様に自己評価を行うこと。（p36 参照） Ｉ－４：スポーツ・インテグリティの確保に向け、引き続きSGW登録団体を対象としたコンプライアンス研修の充実を図ること。（p44 参照） ドーピング通報窓口の認知度及び理解度については、更なる割合の向上に向けた取組を期待する。（p44 参照） アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議について、定量的指標の設定も含めた評価指標や評価基準の見直しを検討すること。（p44 参照）

	自己評価の段階で、ガバナンス・コンプライアンス診断やドーピング防止活動に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。（p 44 参照） Ⅰ－５：保護者へのアンケートの実施方法等の検討においては、定期的にアンケートを実施する仕組みを構築し、更なるニーズの収集及び制度理解の促進等に努めること。また、今般のアンケート結果において制度を認識していない保護者が一定数いることから、アンケートの対象範囲の適切性を勘案した上で認識度の把握にも努めるとともに、認識度向上に向けた改善の取組を徹底すること。（p 53 参照） 保護者の学校災害への関心が高まっていることを踏まえ、児童生徒等に学校等の管理下において災害が起こった際には確実に給付請求できるように、学校の設置者等と連携して、保護者への当該制度の確実な情報提供、災害共済給付契約時の同意取得の徹底、問い合わせへの丁寧な対応等の取組の強化を検討すること。（p 54 参照） 事故防止のための資料等について、引き続き活用状況の調査等の把握に努めること。また、事故情報の整理・分析方法の検討においては、当該取組の目的を、災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して「学校等での災害の減少を図る」こととしていることから、当該目的に沿って設定した指標を明確化し、学校現場等における効果的な活用ができているかの検証においては、その指標の達成度も取組の成果の目安の一つとして勘案すること。（p 54 参照）
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	有識者からの主な意見の概要は以下のとおり。 ・総合評定及び項目別評定に係る大臣評価の内容に異論はない。 ・国立競技場の民間事業化については、今後 JSC においてモニタリング計画を中心に評価基準や評価指標をしっかりと検討し、適時に適切な評価ができるよう取り組んでいただくことを期待する。 ・JSC の自己評価の段階から、業務実績について、それぞれの取組と成果のつながりや過去の実績値の推移状況なども示しながら、より分かりやすく見える化していくことが必要。

※　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の業務向上努力上により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の業務向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別調書№.	備考	中期目標	年度評価					項目別調書№.	備考
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度				令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
１．スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	B○重					Ⅰ－１		１．予算の適切な管理と効率的な執行等	B					Ⅲ－１	
２．国際競技力向上のための取組	B○重					Ⅰ－２		２．自己収入の確保						Ⅲ－２	
３．スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	A○重					Ⅰ－３		Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
４．スポーツ・インテグリティの確保	B○重					Ⅰ－４		１．長期的視野に立った施設整備の実施	B					Ⅳ－１	
５．学校安全のための災害共済給付の実施	B					Ⅰ－５		２．内部統制の強化	B					Ⅳ－２	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	B					Ⅱ		３．人事に関する事項	B					Ⅳ－３	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※５　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。）。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。）。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―1	スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11　スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第１項第１号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　（国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化を進めることや所有するスポーツ施設を適切に管理運営することは、東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展等のために非常に重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
■稼働日数							
国立競技場	159 日以上	174 日	211 日				
秩父宮ラグビー場	77 日以上	91 日	92 日				
国立代々木競技場第一体育館	270 日以上	266 日	297 日				
国立代々木競技場第二体育館	215 日以上	222 日	263 日				
■満足度等調査（高評価の割合）							
国立競技場	80%以上	－	89.5%				
秩父宮ラグビー場	80%以上	68.3%	87.0%				
テニス場	80%以上	93.2%	95.8%				
国立代々木競技場第一体育館	80%以上	92.4%	92.5%				
国立代々木競技場第二体育館	80%以上	92.3%	92.3%				
フットサルコート	80%以上	92.8%	96.0%				
室内水泳場	80%以上	95.0%	97.4%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	4,806,786				
決算額（千円）	4,494,988				
経常費用（千円）	4,518,545				
経常利益（千円）	1,035,640				
行政サービス実施コスト（千円）	－				
行政コスト（千円）	4,901,547				
従事人員数（人）	40.0				

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第１位まで）を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B

＜主な定量的指標＞

■大規模スポーツ施設の稼働日数
・国立競技場
　159 日以上
・秩父宮ラグビー場
　77 日以上
・国立代々木競技場
　［第一体育館］
　270 日以上
　［第二体育館］
　215 日以上

■施設利用者等に対する満足度等調査
80%以上から高評価を得る

＜その他指標＞
なし

＜評価の視点＞
■国立競技場の民間事業化
計画通り民間事業化に向けた取組が進捗しているか

■大規模スポーツ施設に係る稼働日数
施設ごとの定量的指標の達成状況（R4 実績との比較含む）

■大規模スポーツ施設に係る満足度調査
施設ごとの定量的指標の達成状況（R4 実績との比較含む）

＜主な評価指標等の状況＞

1　大規模スポーツ施設に係る稼働日数等

（1）国立競技場

①稼働日数

達成目標	基準値（R4 実績）	R5 実績		
		稼働日数（うちスポーツ利用）	対目標値	対基準値
159 日以上	174 日	211 日（165 日）	132.7%	121.3%

②満足度等調査

ア　施設利用者（イベント主催者）向け
実施なし

イ　一般来場者向け
調査実施者：施設利用者（スポーツイベント主催者）
調 査 方 法：施設利用者がイベントの際に来場した観客に対し実施したアンケートの一部を活用
調 査 回 数：２回
回 答 総 数：6,873 人（２回合計）
調 査 項 目：観戦満足度について（１問）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5
	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
i　とても満足だった	－	－（ 50.0%）
ii　満足だった	－	－（ 39.5%）
小計	－	－（ 89.5%）
iii　どちらとも言えない	－	－（　6.5%）
iv　不満だった	－	－（　3.0%）
v　とても不満だった	－	－（　1.0%）
合計	－	6,873（100.0%）

※施設に対する満足度について回答しているかは不明

（2）秩父宮ラグビー場

①稼働日数

達成目標	基準値（R4 実績）	R5		
		稼働日数（うちスポーツ利用）	対目標値	対基準値
77 日以上	91 日	92 日（74 日）	119.5%	101.1%

②満足度等調査

ア　施設利用者（イベント主催者）向け
調査実施者：JSC

＜評定と根拠＞
評定：S

【中期目標に定められる指標に対する成果】
・稼働日数について
　大規模スポーツ施設に係る稼働日数については、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供した。
　特に国立競技場については、スポーツイベントの利用のみならず、ユニークベニューとしてファッションショーや商品発表会等の実施といった、施設の立地・スペックを最大限生かした多様な利用に供した。また、2020 年東京大会のレガシーを体感できるスタジアムツアーや当該ツアーにおけるサッカー関連の収蔵品の特別展示等も行った。
　その結果、対象施設全体の対目標値の平均値で 121.1%（国立競技場 132.7%、秩父宮ラグビー場 119.5%、国立代々木競技場第一体育館 110.0%、同第二体育館 122.3%）となり、目標値を大幅に達成した。
　なお、各施設の稼働日数は、国立競技場は 211 日（目標：159 日）、秩父宮ラグビー場は 92 日（同 77 日）、国立代々木競技場第一体育館は 297 日（同 270 日）、同第二体育館は 263 日（同 215 日）であった。

・満足度等の調査について
　施設利用者等に対する満足度等の調査については、アンケート調査による「満足」「やや満足」等の割合が対象施設の平均値で 92.9%、対目標値で 116.2%となり、目標値（80%以上）を大幅に達成した。

【評価に資する主な成果】
　国立競技場の民間事業への移行については、国民からの関心も高く、非常に重要度の高い業務であるため、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和４年 12 月 28 日文部科学省改定）に基づき、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、「国立競技場運営事業等実施方針」の公表、「国立競技場運営事業等」を実施する民間事業者の公募を実施した。
　当該公募については、令和５年７月に開始し、令和６年２月に提案書類の提出を受けた。募集要項等に関する質問及び意見の募集に加え、事業者

＜評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

・判断の根拠とした主な評価指標の状況等については左記のとおり。（業務管理の単位となる施設ごとに分析）
・なお、国立競技場の民間事業化については、計画どおり進捗しているが、その成果に対する評価は、民間事業者による運営が開始される令和７年度以降の業務実績を把握・分析することにより行う。

＜今後の課題＞
・国立競技場の民間事業化については、令和７年度から民間事業者による運営が円滑に開始されるよう、実施契約の締結や事業の引継ぎ等を確実に行うこと。
・新秩父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化については、引き続き特別目的会社が実施する開業準備業務に関しモニタリング等を適切に行うこと。

＜その他事項＞
・自己評価の段階で、大規模スポーツ施設等や秩父宮記念スポーツ博物館・図書館、国立登山研修所に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

調 査 方 法：施設利用者に対し調査票を送付（メール）し、回答を依頼
調 査 項 目：利用申込手続きに関する満足度（案内書類、受付期間、手続きの３問）
施設の対応に関する満足度（職員・スタッフの対応、清掃の５問）
回 答 総 数：10 団体（R4：8 団体）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5
	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
ⅰ 満足	29（ 28.7%）	34（ 49.3%）
ⅱ やや満足	40（ 39.6%）	26（ 37.7%）
小計	69（ 68.3%）	60（ 87.0%）
ⅲ やや不満	29（ 28.7%）	7（ 10.1%）
ⅳ 不満	3（ 3.0%）	2（ 2.9%）
合計	101（100.0%）	69（100.0%）

※質問のうち、一部の団体が未回答だったものがある

イ　一般来場者向け
実施なし

（３）国立代々木競技場
【第一体育館】
①稼働日数

達成目標	基準値（R4 実績）	R5		
		稼働日数（うちスポーツ利用）	対目標値	対基準値
270 日以上	266 日	297 日（136 日）	110.0%	111.7%

②満足度等調査
ア　施設利用者（イベント主催者）向け
調査実施者：JSC
調 査 方 法：施設利用者に対し調査票を送付（メール）し、回答を依頼
調 査 項 目：利用料金に関する満足度（５問）
利用申込手続きに関する満足度（２問）
施設の対応に関する満足度（４問）
回 答 総 数：33 団体（R4：26 団体）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5
	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
ⅰ 満足	211（ 62.1%）	230（ 66.5%）
ⅱ やや満足	103（ 30.3%）	90（ 26.0%）
小計	314（ 92.4%）	320（ 92.5%）
ⅲ やや不満	21（ 6.2%）	18（ 5.2%）
ⅳ 不満	5（ 1.5%）	8（ 2.3%）
合計	340（100.0%）	346（100.0%）

※質問のうち、一部の団体が未回答だったものがある

イ　一般来場者向け
調査実施者：施設利用者（スポーツイベント主催者）
調 査 方 法：施設利用者がイベントの際に来場した観客に対し実施したアンケートの一部を活用

ごとに複数回の競争的対話を実施し、令和５年度における稼働日数の大幅増加やユニークベニューとしてのイベント利用事例などの紹介・質疑応答等を行い、施設運営の今後の発展可能性を示した。
このことにより、応募者の投資意欲等を喚起し、令和６年５月に、大規模投資による価値向上や新技術の活用によるスマート化といったチャレンジングな内容を含む、我が国における屋外スタジアムビジネスの新たな可能性を切り拓く意欲的な提案を行った応募者を優先交渉権者に選定した。JSC に対し運営費負担（上限年 10 億円）を求めず運営権対価 528 億円を支払う提案は、今後大幅に公費負担を軽減させることができる可能性をもたらし、また、総理主催の民間資金等活用事業推進会議においても模範となる事例として高く評価されたところである。

新秩父宮ラグビー場（仮称）については、モニタリングの実施等により、開業準備業務が概ね順調に進捗していることが確認できた。また、SPC と JRFU との間において特定事業の実施に資する連携協力協定が締結された。

スポーツ博物館については、新博物館展示・運営に関する有識者懇談会を設置し、議論の内容を踏まえ展示基本設計図書（案）を作成した。また、収集方針に沿って、資料の体系化を図りつつ整理を行い、対象となる国体資料の分散管理を完了させた。

スポーツ・デジタル・アーカイブシステムについては、JAPAN SEARCH との連携を視野に入れたシステム構築に向けて実証実験を継続するとともに、搭載する資料の目録整備とデジタル化を進めた。
所蔵資料の活用については、秩父宮記念ギャラリーにおいて、他団体等と連携した企画展を実施し、展示方法や運営に関するノウハウを蓄積した。また、現在の取組を広く発信するツールとして博物館独自のパンフレットを作成した。

国立登山研修所については、公益社団法人日本山岳ガイド協会と連携協力し、一般登山者向けに作成した「安全登山ハンドブック」を各都道府県、警察・消防、山岳連盟、登山用具販売店等の協力の下、約 30 万部配布した。また、令和５年度の新たな取組として、当該ハンドブックに都道府県警察とも連携し、登山計画共有システム「Compass」の案内を二次元コードとともに掲載した。
研修の開催に当たり、事前課題の設定、開催方法を対面とオンラインの併用とすることや、開催日や開催時間を参加者の属性を踏まえて設定す

・民間事業化後の国立競技場の評価指標について、今後決定するモニタリング内容も踏まえ、令和６年度末までに一定の整理を行うこと。
・施設利用者等に対する満足度等調査については、より具体的なニーズを把握できるよう調査の方法や内容を見直し、施設ごとに評価すること。

調 査 回 数：１回
回 答 総 数：1,359 人
調 査 項 目：試合観戦会場としての総合的な満足度（１問）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5
	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
ⅰ とても満足だった	1,156（ 52.2%）	847（ 62.3%）
ⅱ 満足だった	856（ 38.6%）	383（ 28.2%）
小計	2,012（ 90.8%）	1,230（ 90.5%）
ⅲ どっちらとも言えない	164（ 7.4%）	110（ 8.1%）
ⅳ 不満だった	32（ 1.4%）	15（ 1.1%）
ⅴ とても不満だった	7（ 0.3%）	4（ 0.3%）
合計	2,215（100.0%）	1,359（100.0%）

※R4 は２回分の合計

【第二体育館】

①稼働日数

達成目標	基準値（R4 実績）	R5		
		稼働日数（うちスポーツ利用）	対目標値	対基準値
215 日以上	222 日	263 日（221 日）	122.3%	118.5%

②満足度等調査

ア　施設利用者（イベント主催者）向け
調査実施者：JSC
調 査 方 法：施設利用者に対し Web アンケートによる回答を依頼
調 査 項 目：利用料金に関する満足度（５問）
利用申込手続きに関する満足度（２問）
施設の対応に関する満足度（４問）
回 答 総 数：58 団体（R4：63 団体）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5
	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
ⅰ 満足	525（ 64.8%）	420（ 65.8%）
ⅱ やや満足	223（ 27.5%）	169（ 26.5%）
小計	748（ 92.3%）	589（ 92.3%）
ⅲ やや不満	52（ 6.4%）	42（ 6.6%）
ⅳ 不満	10（ 1.2%）	7（ 1.1%）
合計	810（100.0%）	638（100.0%）

イ　一般来場者向け
調査実施者：施設利用者（スポーツイベント主催者）
調 査 方 法：施設利用者がイベントの際に来場した観客に対し実施したアンケートの一部を活用
調 査 回 数：１回
回 答 総 数：518 人
調 査 項 目：試合観戦会場としての総合的な満足度（１問）
調 査 結 果：

選択肢	R4	R5

るなど工夫した。また、研修メニューについては、登山に必要な気象や医療の知識、トレーニング理論等に関する講義と研究協議・講習を組み合わせるなど、対象者のニーズや安全登山に関する課題に沿うような工夫をすることで、満足度、理解度の向上に努めた。その結果、講習会を１件３日間、研修会を５件７回 29 日間、セミナーを２件 14 回開催し、それぞれ、延べ 24 人、149 人、3,223 人が受講し、満足度はいずれも 90%を超えた。
登山用具販売店及び山岳雑誌出版社の協力を得て、JSC の SNS の投稿をリポストしてもらうことで、山岳会等の組織に所属していない一般登山者に対し、夏冬合計で約 112 万人に対し、安全登山に関する情報を届けることができた。これらの取組について、連携した協力企業からも「安全登山に関する普及啓発を通じた社会貢献につながった」等の評価を得た。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていることから、S 評価とする。

＜課題と対応＞

国立競技場については、令和７年度から民間事業化が開始できるように、優先交渉権者との基本協定及び実施契約の締結、事業の引継ぎ等を確実に行う。
新秩父宮ラグビー場（仮称）については、令和９年度から民間事業化が開始できるように、SPC の開業準備業務が着実に実施されるように、モニタリングを行う。

秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、引き続き、これまで蓄積したノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。

スポーツ博物館については、新博物館開館に向けた展示基本設計図書を完成させ、今後も資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の仕分けを進める。
また、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進するためのスポーツ・デジタル・アーカイブシステムの開発に取り組む。
加えて、地域の文化施設等と協働した展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用に努める。

国立登山研修所については、近年増加傾向にあ

	延べ回答数（割合）	延べ回答数（割合）
i とても満足だった	－	339（ 65.4%）
ii 満足だった	－	128（ 24.7%）
小計	－	467（ 90.2%）
iii どっちらとも言えない	－	43（ 8.3%）
iv 不満だった	－	5（ 1.0%）
v とても不満だった	－	3（ 0.6%）
合計	－	518（100.0%）

る一般登山者の遭難事故のより正確な態様等を把握し、47 都道府県の警察が保有する山岳遭難事故に関する非公表部分のデータを入手し、調査・分析を行い実態を把握する。
また、開催する研修会の開催方法や研修内容について引き続き工夫を行うとともに、情報発信を積極的に行うなど、安全登山に向けた普及・啓発を推進する。

＜主要な業務実績＞

１．国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化に向けた取組

（１）国立競技場の民間事業化に向けた取組

国立競技場の運営管理に係る民間事業化については、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和４年 12 月 28 日文部科学省改定）に基づき、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、以下のとおり実施した。

①　「国立競技場運営事業等実施方針」の公表

令和４年 12 月に実施したマーケットサウンディング（民間事業者への意向調査）で寄せられた意見を踏まえて事業スキームを確定させ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）の定めるところにより、「国立競技場運営事業等実施方針」を策定・公表した（令和５年５月 26 日）。また、本事業に対する民間事業者の理解を深めるため、本事業への参画に関心のある民間事業者を対象とした本方針に対する質問及び意見の募集を行った（令和５年５月 26 日～令和５年６月９日）。

実施方針に関する質問（115 件）に対する回答を６月 23 日に公表するとともに、実施方針に関していただいた意見について募集要項等の検討の参考とするなど、「国立競技場運営事業等」を実施する民間事業者の公募に向けた準備を着実に進めた。

②　「国立競技場運営事業等」を実施する民間事業者の公募

ア．令和５年度における取組

令和５年７月 21 日に PFI 法に基づき特定事業として選定した、「国立競技場運営事業等」を実施する民間事業者の公募を令和５年７月 31 日に開始した（参加表明書の提出期限：令和５年 10 月 11 日、提案書類の提出期限：令和６年２月 13 日）。

また、募集要項等に関する質問及び意見（570 件以上）の募集に加え、民間事業者の理解や意欲をさらに高めるため、事業者ごとに複数回の競争的対話（令和５年 11 月 27 日～12 月 28 日）を実施し、令和５年度における稼働日数の大幅増加やユニークベニューとしてのイベント利用事例などの紹介とともに 500 件以上の事項について対面で質疑応答・意見交換を行い、施設運営の今後の発展可能性を示した。またその際に寄せられた意見等を踏まえて募集要項等の変更を行うなど、民間事業者が参画しやすい適切な公募となるように業務を行った。

イ．上記の結果（令和６年度の状況を含む。）

上記により応募者の投資意欲等を喚起し、結果として三者から応募がなされ、令和６年５月に、大規模投資による価値向上や新技術の活用によるスマート化といったチャレンジングな内容を含む、我が国における屋外スタジアムビジネスの新たな可能性を切り拓く意欲的な提案（運営権対価 528 億円を含む。）を行った応募者を優先交渉権者に選定した。JSC に対し運営費負担（上限年 10 億円）を求めず運営権対価 528 億円を支払う提案は、今後大幅に公費負担を軽減させることができる可能性をもたらし、また、総理主催の民間資金等活用事業推進会議においても模範となる事例として高く評価されたところである。

（２）新秋父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化に向けた取組

新秋父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業（以下「特定事業」という。）に係るモニタリングは、法務・財務分野における専門知識を有する第三者による支援体制を構築し、四半期ごとに開業準備業務に関する進捗状況の確認を行うと

＜所見＞

・「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和４年 12 月 28 日文部科学省改定）を踏まえ、令和７年度からの民間事業化に向けて順調に進捗。

・新秋父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業に係るモニタリング

ともに、令和４年度業務報告書等の精査及び令和５年度上半期中間報告に係る精査を行った。その上で、特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で締結した当該特定事業契約に規定した運営協議会、モニタリング委員会等を開催し、業務が適切に遂行されていることを確認した。

また、SPC が特定事業において行うラグビーミュージアムその他ラグビーの振興に資する業務の実施に向けて、SPC と公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「JRFU」という。）との連携協力に関する必要な調整等を行った。

を適切に実施。

２．大規模スポーツ施設の利活用向上に向けた取組

（１）稼働日数の向上に向けた取組

大規模スポーツ施設について、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、学生の大会から国際的なスポーツ大会までの幅広いスポーツの利用をはじめ、コンサート、ファッションショー等の多様な文化的イベントやユニークなイベントの利用にも供するとともに、各施設の利用市場の拡大やスポーツ文化の発信に努めた。

具体的には、施設の維持管理に必要な設備保守点検をイベントと同一日に実施したり、イベント後に要する点検をイベント終了直後に職員が対応をしたり、代々木競技場においては JSC の HP にイベント情報と施設の空き状況を掲載したりといった稼働日数の向上に向けた取組を行った。

・大規模スポーツ施設の稼働日数については、目標設定時の考え方を踏まえ、達成目標だけでなく、過去の実績との比較・分析を行い、施設ごとに評価すること。

＜令和５年度稼働日数＞　（単位：日）

区分	達成目標	R4	R5
国立競技場	159	174（130）	211（165）
秩父宮ラグビー場	77	91（82）	92（74）
国立代々木競技場第一体育館	270	266（105）	297（136）
同第二体育館	215	222（172）	263（221）

※　（　　）はスポーツ利用を指す。
※　国立競技場においては、上記のほか、国立競技場スタジアムツアーを行った（計 148 日）。
※　秩父宮ラグビー場においては、上記のほか、テニス場の営業を行った（計 334 日）。
※　国立代々木競技場においては、上記のほか、フットサルコートの営業（計 362 日）及び室内水泳場の営業（計 334 日）を行った。

①　国立競技場

サッカー、ラグビー、陸上等をはじめ、海外クラブを招聘したサッカー等の大規模スポーツイベント、ウクライナ支援チャリティマッチ等の利用に供し、国内のスポーツ振興及び国際的認知の向上に努めた。また、これらのスポーツイベントの利用のみならず、ユニークベニューとしてファッションショーや商品発表会等の実施といった、施設の立地・スペックを最大限生かした多様な利用に供した。また、利用調整に際しては、利用エリアの区分等による複層的な利用や施設利用者との調整等による並行的な利用を促すなどの取組により、国立競技場の利用市場の拡大に資する創意工夫を行い、稼働日数 211 日（対目標値比 132.7%、対前年度比 121.3%）という結果につなげた。

加えて、イベントがない日であっても一般の方が入場する機会を広く提供し、国立競技場の施設の特色やこれまでに実施されたイベントの感動等を共有・発信できるよう、国立競技場スタジアムツアーを 148 日行った。当該ツアーにおいて 2020 年東京大会のレガシーを体感できる取組を継続して行うとともに、サッカー日本代表ユニフォーム関連の収蔵品等の特別展示や夜のスタジアムツアーを期間限定で開催するなど、スポーツ・レガシーの普及に努めた。

このことが、上記の民間事業化の公募においても、施設のポテンシャルを生かすチャレンジングな内容を引き出すことにつながったものと考えられる。

②　秩父宮ラグビー場

リーグワン（４月～５月、12～３月）、関東大学ラグビー対抗戦、関東大学ラグビーリーグ戦はもとより、日本代表戦であるリポビタンＤチャレンジカップ 2023（７月）や全国高等学校ラグビーフットボール大会東京都予選の利用に供した。また、ラグビーワールドカップ 2023 大会の日本対チリ戦のパブリックビューイングに加えて、ニュージーランドのクラブチームとリーグワン上位チームが対戦する、「THE CROSS-BORDER RUGBY 2024」の利用に供するなど、国内のスポーツ振興及び国際的認知の向上に努めた結果、稼働日数 92 日（対目標値比 119.5%、対前年度比 101.1%）

という結果につなげた。

③ 国立代々木競技場

第一体育館及び第二体育館において、Ｂリーグ、Ｗリーグ、Ｔリーグ、Ｖリーグ等の各種スポーツのトップリーグのほか、FIVB パリ五輪予選/ワールドカップバレー2023、HULIC DAIHATSU Japan Para Badminton International 2023 等のオリンピック・パラリンピック競技の国際大会や空手、ダンス等の幅広いスポーツの利用に供するとともに、コンサート、ファッションショー等の多様な文化的イベントの利用にも供した。また、JSC の HP にイベント情報を掲載するとともに、令和５年 11 月から国立代々木競技場第一体育館及び同第二体育館の空き状況を月に２回掲載し、更なる利用率の向上を図り、第一体育館、第二体育館の稼働日数を、それぞれ 297 日（対目標値比 110.0%、対前年度比 111.7%）、263 日（対目標値比 122.3%、対前年度比 118.5%）という結果につなげた。

（２）施設サービスの向上に向けた取組

大規模スポーツ施設等について、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施した結果、施設利用者等の 90%以上から満足であるとの回答を得た。また、具体的なニーズを把握し、施設の管理運営に反映させるなど改善を図った。

区分	「満足」「やや満足」等の割合（%）		
	達成目標	R4	R5
国立競技場	80%以上	－	89.5
秩父宮ラグビー場		68.3	87.0
テニス場（秩父宮ラグビー場敷地内）		93.2	95.8
国立代々木競技場第一体育館		92.4	92.5
同第二体育館		92.3	92.3
同フットサルコート		92.8	96.0
同室内水泳場		95.0	97.4
平均値	80%以上	89.0	92.9

① 国立競技場

サッカー、陸上、ラグビー等のスポーツ団体やスポーツ以外のイベント主催者等の施設利用者に対して、各イベント終了後に、競技・イベント運営、施設・設備の利用状況等に関するヒアリングを実施し、施設運営の熟度向上及び新たな利用方法の提案につなげるよう努めた。また、施設利用者の協力により、一般来場者に対するアンケート調査を実施した結果、回答者の 89.5%から「とても満足」「満足」の回答を得た。さらに、そのアンケートに、トイレ、コンコース、売店等の施設に関する項目を追加することで、一般来場者のニーズの把握にも努めた。

これまでのヒアリングやアンケートから得た意見を基に、令和５年度においてキッチンカーの出店台数や配置を見直すなどの飲食売店の混雑状況の緩和や、２Ｆラウンジの業務用食器洗浄機や要望があった備品を優先的に購入するなどの改善を図った。

② 秩父宮ラグビー場

JRFU、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン等の施設利用者に対し、施設運営等に関するアンケート調査を１回実施した（令和６年３月）。

これまでのアンケートにあった施設利用者からの意見を基に、令和５年度において大型映像装置の操作運用方法の見直しや、要望があった備品を優先的に購入するなどの改善を図った。

また、令和４年度のアンケートにあった施設利用者からの意見を踏まえ、令和５年度において申込期間の見直しを実施したことやアンケート項目を一部見直したことなどにより、令和４年度と比較して満足度の割合を大幅に改善することができた。

テニス場については、施設利用者に対し、施設運営等に関するアンケート調査を２回実施した（令和５年 10 月、令和６年３月）。これまでのアンケートにあった施設利用者からの意見を基に、令和５年度において洗浄便座の交換や防風ネットを補修するなどの改善を図った。

・満足度調査については、施設利用者等のニーズをより具体的に把握･反映できるよう、調査票の更なる充実を図ることや利便性向上のための実施方法等について検討を行うこと。

③ 国立代々木競技場

大会やイベントの主催者等の施設利用者に対し、施設の利用料金、申込手続、対応と満足度等に関するアンケート調査を実施した（令和５年 11 月～令和６年３月）。アンケート調査の結果、第一体育館で 92.5%、第二体育館で 92.3%の施設利用者から「満足」「やや満足」の回答を得た。

また、施設利用者に協力いただき、一般来場者に対するアンケート調査を実施した結果、第一体育館で 90.5%、第二体育館で 90.2%から「満足」「やや満足」の回答を得た。さらに、トイレ、座席、売店等の施設に関するアンケートを実施し、ニーズの把握に努めた。これまでのアンケート調査結果等から得た意見を基に、令和５年度においてペットボトル飲料の販売開始、施設利用申込時期及び期間の見直し、広告掲出料の料金体系の見直しや要望があった備品を優先的に購入するなどの改善を図った。

フットサルコートについては、施設利用者に対し、施設の対応と満足度等に関するアンケート調査を半期に１回実施した（令和５年９月、令和６年３月）。令和４年度のアンケートにあった施設利用者からの意見を基に、令和５年度において平日 19 時以降及び土日祝日の予約可能時間の制限の一部緩和や駐輪場を拡充するなどの改善を図った。

室内水泳場については施設利用者に対し、施設の対応と満足度等に関するアンケート調査を実施した（令和６年３月）。これまでのアンケートにあった施設利用者からの意見を基に、今後、条件を整えた上でのスマートウォッチの持込みの許可や備品の整備等の改善を早急に図ることとした。

３．スポーツ資料の活用に向けた取組

新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた展示基本設計について検討を進め、展示基本設計図書（案）を作成した。また、令和２年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」（以下「収集方針」という。）に基づき、資料収集を適正に行った。さらに、目録整備及びスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進するためのシステム開発に取り組んだ、加えて秩父宮ギャラリーにおける常設展・企画展を通じて地域との連携や関係機関とのネットワーク構築を推進するなど、スポーツレガシーの継承・発展に向けて取り組んだ。

（１）新博物館の開館に向けた取組

新博物館における展示、運営等について専門的見地から助言を得ることを目的として、新博物館展示・運営に関する有識者懇談会を設置した。全４回の会議を通じて、新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえた展示基本設計について議論を重ね、展示の方向性について、以下のとおりとした。

・スポーツへの興味の有無に関わらず、誰もが楽しめる展示とする。
・貴重なスポーツ資料を活用し、ここでしか得られない展示体験を提供する。
・豊富で網羅的な資料を入替えながら展示し、繰り返し訪れたくなる場所とする。

この方向性に沿って、探求型展示で“スポーツ”を多面的・多角的に見ることで自分なりの「sport」を発見してもらう「スポーツ・マルチスコープ」というコンセプトを設定し、展示基本設計図書（案）を作成した。

回数	日付	議題	主な意見
第１回	令和５年 11 月６日（月）	・新博物館の概要説明 ・限られたスペースを活用した新博物館の運営方針	・新秩父宮ラグビー場やオリンピックミュージアムとの連携の必要性
第２回	令和５年 12 月 12 日（火）	・展示対象エリアの運営方針	・エントランスから展示スペースまでの主動線の明瞭化
第３回	令和６年１月 10 日（水） 令和６年１月 22 日（月）	・船橋収蔵庫の視察 ※２グループに分けて開催	・デジタル技術や体験型展示等魅力的なコンテンツの開発
第４回	令和６年２月 19 日（月）	・第１～３回懇談会の振り返り ・今後の予定について	・図書資料の一元保管と活用策の検討

（２）スポーツ資料の散逸・劣化の防止

資料収集を収集方針に基づき適正に行った。また、目録整備及びスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進するためのシステム開発に取り組んだ。

・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、中期計画等に基づき、再開館に向けた取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、設計業務や資料のアーカイブ化業務等に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

① 「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に基づく資料の収集

令和５年度は個人から４件の資料寄贈依頼があり、収集方針の対象外だった１件を除く３件、176 点の資料を収集した。また、図書館では購入図書 128 冊、購入雑誌 190 冊のほか、寄贈図書 80 冊、寄贈雑誌 602 冊の資料を収集した。

４件の資料寄贈依頼を収集方針に基づき検討した結果、以下３件の資料を収集した。

項番	件名	点数	概要	収集方針の根拠
1	ロサンゼルス 1932 オリンピック写真プリント	12	寄贈者の父が幼少時に米国に住んでいたことから現地で入手したと考えられる旧蔵写真プリント。	(1)スポーツイベント: 日本のスポーツ史上の画期となる顕著な大会・事象 ①国際大会
2	やり及び関連資料一式	137	神戸大学大学院人間発達環境学研究科、前田正登教授のやり投げ用具資料群。	(2)競技:伝統的な身体文化と近代スポーツ受容後の競技の発展を示すもの ②用具・器具の変遷・発展がわかるもの(産業技術史の観点を含む)
3	茶谷蔵吉(ちゃたに・くらきち)旧蔵資料群	27	ローマ、東京、メキシコ、札幌オリンピックに日本体育協会、組織委員会の職で携わった茶谷蔵吉の旧蔵資料群。	(3)人物:日本のスポーツ史上注目される顕著な個人 ②我が国のスポーツの振興・発展に顕著な功績を残した功労者に関するもの

② 既存資料の分散保管

博物館資料の約半数を占める国体関係資料は、「資料の価値づけ及び収集方針策定等検討ワーキンググループ最終報告書（2020 年 12 月)」で、「開催都道府県の地域文化に関わる要素が高く、今後の収集について検討する必要がある」とされたことから分散管理対象とし、令和４年度に続き、令和５年度は６県（青森県 90 件、山口県 25 件、富山県 19 件、鳥取県 90 件、岐阜県 33 件、埼玉県 24 件）に資料を寄贈し、分散保管を完了した。また、図書館資料については、令和４年度までの収集方針に基づく精選の結果、収集方針に適さない資料として判断した朝日新聞縮刷版 980 冊を除籍した。

③ スポーツ・デジタル・アーカイブシステムの開発

スポーツ・デジタル・アーカイブシステムの開発について、以下５つの項目に取り組んだ結果、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化に向けて着実に推進した。

ア．秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料のデータ整備

将来的な収蔵品管理で重要となるロケーション情報の表記ルール化とデータの是正を行った。

イ．検証システムのシステム改修

スポーツ博物館が収蔵するポスター資料は種類が豊富な資料群としてまとまっており、令和４年度に 9,113 点をまとめてデジタル化できたことから、そのうち 400 点を先行的に公開することとなった。ポスター資料の見やすさや管理のしやすさを検討した上で立命館大学アート・リサーチセンターとの共同研究により、検証システムの改修を行った。

ウ．収蔵資料のデジタル化

委託業務や内製（自主）により図書資料及び博物館資料のデジタル化を進めた。

（博物館資料）

業務委託撮影：92 点／432 カット、内製撮影：174 点／5,042 カット

（図書館資料）

業務委託撮影：456 冊／28,188 カット、内製撮影：504 冊／7,038 カット

エ．図書館資料の目録整備

外部委託による国立情報学研究所が運営する総合目録データベースの目録規則に準拠した目録整備を継続し、エフェメラ資料（スポーツ競技大会のパンフレット、チラシ、プログラム等）3,200 冊のデータ整備及び装備を完了し、Web 検索（OPAC）上での公開を行った。エフェメラ資料の公開をきっかけに蔵書資料の閲覧者数が前年度から約４割増加

した。

オ．ネットワークの推進準備

アーカイブ化・ネットワーク化の更なる推進に向けて、近現代の資料が多く、著作権に関して適切な対応が求められていることから、令和５年度は、外部有識者の助言を踏まえて、公開許可の相談先がどれくらいあるのかを洗い出した。ケーススタディとして、スポーツ博物館が収蔵する約１万件のポスター資料を対象とし、ポスター資料そのものに記載された「主催」「共催」の情報、ポスターの制作年、また、肖像権の対応となる人物画像の有無を確認し、ポスター資料 8,557 件のリストを作成した。

（３）所蔵資料の活用

秩父宮記念ギャラリーにおいて所蔵資料を積極的に活用した展示及び他団体等と連携した企画展を行い、展示方法や運営に関するノウハウの蓄積に結び付いた。

①　「秩父宮記念ギャラリー」常設展における展示活動

秩父宮記念ギャラリーにて、常設展を以下のとおり開催した。

会期	実施日数（日）	来館者数（人）	資料数（点）
令和５年４月１日～８月６日、令和６年３月 29 日～３月 31 日	113	6,140	20

②　企画展における展示活動

秩父宮記念ギャラリーにて、企画展を以下のとおり３回開催した。

展示	会期	実施日数（日）	来館者数（人）	資料数（点）
ラグビーワールドカップに挑み続けた日本代表の活躍展	令和５年８月 10 日～10 月 29 日	79	2,326	11
全国スポーツ写真・スポーツ俳句コンクール 2023 入賞作品展	令和５年 11 月３日～12 月 24 日	52	1,956	46
競技用具の科学 －飛ぶやりの探究－	令和６年１月４日～３月 24 日	70	2,421	106

・「ラグビーワールドカップに挑み続けた日本代表の活躍展」は、共催の JRFU が WEB サイトで特集記事を掲載した。ワールドカップのシーズンということもあり、ラグビーファンが多く来館した。

・「全国スポーツ写真・スポーツ俳句コンクール 2023 入賞作品展」と「競技用具の科学－飛ぶやりの探究－」では、チラシを作成するとともに SNS やギャラリー対談の開催等による情報発信に努めた。常設展の期間と異なり、明確に展示内容を目的にした来館者が目立ち、チラシ等の情報発信の効果が確認できた。

③　展示方法や運営に関するノウハウの蓄積

・常設展において、来館者からの質問や所蔵資料の元所有者の遺族の来館等を契機に、資料に関する使用歴、来歴等の新たな情報や視点が得られた。

・「飛ぶやりの探究展」の資料調査と開催を通じて、新たな資料（展示した競技用具）の寄贈に結び付いた。

・JRFU、NPO 法人日本スポーツ芸術協会、神戸大学との連携企画展を開催することによって、他のスポーツ競技団体との事業連携のノウハウを得た。特に、外構ガラスケースでのインスタレーション（スポーツ写真俳句展）や監修者と館長とのギャラリー対談（飛ぶやりの探究展）を通じて、情報発信の方法に関するノウハウについて蓄積できた。

４．安全な登山に関する普及・啓発に向けた取組

（１）安全な登山に関する情報の整理及び発信

国立登山研修所に設置した調査研究部会において、警察に山岳遭難事故に関する非公表部分データの提供を依頼し、分

・国立登山研修所については、中期計画等に

析結果を公表すること及び高等学校等で行っている登山の実態を調査し分析することについて、令和６年度から取り組むことを決定した。公益社団法人日本山岳ガイド協会と連携協力し、一般登山者向けに作成した「安全登山ハンドブック」を各都道府県、警察・消防、山岳連盟、登山用具販売店等の協力の下、約 30 万部配布した。また、令和５年度の新たな取組として、当該ハンドブックに都道府県警察とも連携し、登山計画共有システム「Compass」の案内を二次元コードとともに掲載した。

①　「調査・研究作業チーム（仮）」の取組

国立登山研修所の専門調査委員の下、調査研究部会を設置し、令和４年度に機能向上委員会で示された、「国立登山研修所の今後の機能と役割の方向性について」を基に、山岳遭難事故防止や安全な登山に資する情報、調査項目等を検討する部会を２回開催した（第１回：令和６年２月９日、第２回：令和６年３月 27 日）。

部会での検討の結果、47 都道府県の警察に対し山岳遭難事故に関する、非公表部分のデータの提供を依頼し、分析結果を公表するとともに、今後の国立登山研修所の機能向上に向けた検討材料とするために登山界の実態把握として、まずは高等学校等で行っている登山の実態を調査し分析することについて、令和６年度から取り組むことを決定した。

②　安全な登山に関する情報の収集・分析及び発信

公益社団法人日本山岳ガイド協会との連携協力で、一般登山者向けに「安全登山ハンドブック」を作成した。令和５年度の新たな取組として、本ガイドブックに都道府県警察とも連携し、登山届の簡素化を図るため、山岳安全対策ネットワーク協議会が推進する登山計画共有システム「Compass」の案内を二次元コードとともに掲載した。また、各都道府県、警察・消防、山岳連盟、登山用具販売店等の協力の下、約 30 万部配布した。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が登山に必要な読図のポイントをまとめた、一般登山者向けのポケットサイズのリーフレット「ナヴィゲーション」を新たに作成することに協力した。

加えて、令和５年度も引き続き、登山に関する最新の知見や技術等に関する論文や報告、その年の卓越した登山記録等をまとめたジャーナル「登山研修　vol.39」を令和６年３月に発行した。安全登山に資する体操や筋力トレーニング等のほか、ポストコロナの登山をめぐる状況と課題、パラクライミングや海外登山に関する記事等についてまとめた。

なお、これらの刊行物については、JSC の HP からダウンロードできるようにし、安全登山に向けて発信した。

（２）研修の開催

研修の開催に当たり、事前課題の設定、開催方法を対面とオンラインの併用とすることや、開催日や開催時間を参加者の属性を踏まえて設定するなど工夫した。

また、高校の部活動の指導者、学生だけでなく中高年、救助組織等のあらゆる登山団体のリーダーや一般登山者を対象とするなど、多様な研修を提供した。

加えて、研修メニューについては、登山に必要な気象や医療の知識、トレーニング理論等に関する講義と研究協議・講習を組み合わせるなど、対象者のニーズや安全登山に関する課題に沿うような工夫をすることで、満足度、理解度の向上に努めた。

その結果、講習会を１件３日間、研修会を５件７回 29 日間、セミナーを２件 14 回開催し、それぞれ、延べ 24 人、149 人、3,223 人が受講し、満足度はいずれも 90%を超えた。

事業名		対象	参加者数（人）	満足度（%）	理解度（%）
高等学校登山指導者オンラインセミナー		高校指導者	279	90.4	96
高等学校等登山指導者夏山研修会			4	100	—
積雪期登山基礎講習会			24	100	—
登山リーダー研修会	夏山	登山団体のリーダー等	27	100	—
	冬山		22	100	—
安全登山指導者研修会	東部		19	100	96.6
	西部		22	100	84.2
安全登山サテライトセミナー	オンライン	一般登山者	2,417	95.8	92.7
	東京		196	97.9	94.9

基づき、安全な登山に向けた取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、指導者養成等の研修会の実施回数や基礎的知識の普及・啓発に向けた情報発信の件数等に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

	PLUS①		147	91.3	85.0
	PLUS②		184	94.5	95.6
山岳遭難救助研修会		救助従事者	32	100	―
講師研修会		講師育成	23	―	―

① 高等学校登山指導者オンラインセミナー

全国高等学校体育連盟（高体連）と共催し、高等学校登山部顧問等を対象としたセミナーを計５回開催し、基礎的知識の普及及び向上に努めた。

令和４年度に試験的に生徒も参加できるように実施したところ、参加人数増加だけでなく、指導者にはない視点からの質問もあるなど、一定の効果を得ることができたことから、令和５年度も引き続き指導者と生徒が共に学べるセミナーとした。

また、令和５年度の新たな取組として、開催する曜日の固定や部活動の時間に開催するなど、高校生が参加しやすく、指導者も勤務時間内に参加できるようにするとともに、開催回数を昨年度の２回から５回に増やすなどの工夫をした。

② 高等学校等登山指導者夏山研修会

高等学校登山部顧問等を対象とし、夏山での歩行技術や生活技術、危急時対策を中心に、引率者として身に付けておくべき基礎的な知識や技術を習得するなど指導者としての資質向上を目的とした研修会を開催し、４人が参加した（６月 23 日～25 日）。定員よりも少ない人数での開催となったが、講師から密な指導を受けることができた。

③ 積雪期登山基礎講習会

山岳会会員等、幅広く参加対象を募り、雪に親しむことをコンセプトに、雪上での歩行技術や生活技術、危急時対策等、積雪期登山に必要な基礎的な知識や技術の習得を目的とした講習会を開催した（２月２日～４日）。

実際に入山し、冬山におけるテント設営の経験もできることから、冬山経験がない参加者も多く参加した。

④ 登山リーダー研修会

季節に応じた山に必要な高い技術を習得し、チームを率いて登山を実践できるリーダーを養成することを目的とし、夏山研修会及び冬山研修会を開催した（夏山研修会：８月 20 日～25 日、冬山研修会：３月８日～13 日）。

夏山研修会においては、参加者に、あらかじめロープワーク等の動画を視聴させ、事前準備を促すことで研修効果が高まるように工夫した。また、冬山研修会においては、事前に講師研修会として実技講師間による各種技術の確認や入山山域の事前偵察を実施し状況を把握した上で、指導方法等について申合せを行うなど、安全対策の徹底を確認した。

また、今までは対象者を大学生のみとしていたが、山岳会、高校指導者、山岳救助組織のリーダー、指導者等にも拡大するとともに、あらゆるカテゴリーの参加者が交流しやすいような班編成にしたところ、リーダーシップ及びメンバーシップに相乗効果が得られた。

⑤ 安全登山指導者研修会

登山の基礎的な知識や技能について習得するとともに研究協議を行い、登山初心者を含む一般登山者の指導者養成と安全な登山の普及を目的とした研修会を開催（東部地区：福島県 10 月 20 日～22 日、西部地区：奈良県 11 月 10 日～12 日）したところ、中高年を含む一般登山者向けの指導者等が参加した。

近年、地図アプリへの依存や準備不足が原因の遭難者が増加していることを踏まえ、基礎的な技能に加えて、事前の計画の重要性や地形図及びシルバーコンパスの活用について研修した。また、登山ポケットガイド「ナヴィゲーション」を配布し、研修内容の定着を図った。

⑥ 安全登山サテライトセミナー

安全で安心な登山を実施するために必要な知識や理論を学ぶことを目的とし、登山家や自然科学の専門家等の講演を通じて安全登山に役立つ知識を学べるように講義中心の内容でセミナーを開催した（東京：12 月２日～３日、オンライン：６回）。

令和５年度は対面とオンラインを分けて開催し、オンラインは曜日と時間帯を固定し、夜の開催とすることで一般

登山者が参加しやすいようにするとともに、全６回のテーマごとに受講者が参加できるように工夫した。
その結果、対面開催は、集中でき内容が伝わりやすく講師とのコミュニケーションがとれるなどの意見があった。

⑦ 安全登山サテライトセミナーPlus

令和５年度の新たな取組として、登山関係機関と連携し、安全登山に役立つ知識の習得を目的としたセミナーPlusを対面及びオンラインのハイブリッド形式にて２回開催した（①：８月 11 日、②：11 月 23 日）。

①は富山県立山カルデラ砂防博物館と共催し、同博物館の学芸員が講師となり、危険な野生生物、とりわけ熊に遭遇した時の対処方法や自然災害について紹介した。また、②は国立登山研修所友の会と共催し、登山医学の臨床及び研究を実践できる資格である DIMM を取得した看護師が登山における安全対策について講演した。

①は対面で 37 人、オンラインで 110 人が参加、②は対面で 99 人、オンラインで 85 人が参加した。連携機関との業務分担や参加人数の増加など相乗効果が得られた。

⑧ 山岳遭難救助研修会

山岳遭難救助活動を行う組織の指導的立場にある者を対象として、遭難救助に関する知識と技術、構成法及びその指導法についての研修会を開催した（10 月２日～６日）。

山岳医療協議会と協力して作成したテキストを補完する動画配信と事前にオンライン講義を行うなど、自宅等で基礎的な知識、技術を習得することで、実地研修がより高い成果を得られるようにした。

また、入山及び下山時の安全確保、二重遭難の防止に向けた迅速な救助方法の構築について等、救助活動時における組織の安全確保に関するプログラムを提供した。

⑨ 講師研修会

新たな講師の育成、経験の浅い講師の資質向上を目的とした研修会を開催した（７月３日～５日）。

国立登山研修所の講師未経験者２名が参加し、引き続き安全で質の高い研修が実施できるように指導内容、心構えに関するプログラムを実施した。

（３）一般登山者に向けた情報発信

登山用具販売店及び山岳雑誌出版社の協力を得て、JSC の SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram）の投稿をリポストしてもらうことで、山岳会等の組織に所属していない一般登山者に対し、安全登山に関する情報を発信した。

具体的には、８月７日から 28 日の夏山シーズンに合わせて、登山の楽しみ方、水分補給、登山前の準備に関する情報等計 15 コンテンツを投稿し、前年度比約 2.6 倍の約 84 万のインプレッション及び総計 10,128 回のいいねを獲得した。

また、令和５年度の新たな取組として、１月８日から３月７日の冬山登山のシーズンには、冬山登山に関する装備や山岳避難セーフティーカードの見直しの情報を含む８コンテンツの投稿を行い、約 28 万のインプレッション及び総計 4,327 回のいいねを獲得した。これらの取組の結果、夏冬合計で約 112 万人に対し、安全登山に関する情報を届けることができた。

これらの取組について、連携した協力企業からも「安全登山に関する普及啓発を通じた社会貢献につながった」等の評価を得た。

対象	JSC	外部機関等	一般登山者	
	投稿数（件）	連携した外部機関数（機関）	インプレッション（リーチ数）	総いいね数
夏シーズン	15	8	約 84 万	10,128
冬シーズン	8	（※）3	約 28 万	4,327

※ 連携した機関のうち、企業Ａからは６店舗による拡散協力を得た。

（４）その他の取組

① 国立極地研究所との包括連携協定の締結

冬山と極地という両機関が持つそれぞれの知見を生かし、より安全な冬山登山や極地観測に資する調査研究及び普及・啓発につなげることができるよう人材交流、登山用具の開発等での連携を深めるために、国立極地研究所と包括連携協定を締結した（令和６年１月 31 日）。

		また、本連携協定を活用し、令和６年３月４日、５日に開催された南極越冬隊員向けの研修会に国立登山研修所の委嘱講師を派遣するなど、国立極地研究所の取組を支援した。 **② スポーツの日中央記念行事における登山体験** 10 月９日に開催したスポーツの日中央記念行事において、安全登山に関する知識や技能が身に付くことを目的とした安全登山体験ブースを設置し、普段から登山をしている方やこれから登山を始めたいと考えている方 40 組 80 名に対し、テントの設営、生活体験や歩荷（重荷を担いで歩く）体験を行うとともに、登山用具等の展示、安全登山に関するリーフレットを配布するなど情報発信を行い、安全登山の普及・啓発に努めた。 **③ 冬山前進基地の利用中止** 老朽化対策や機能向上のための大規模改修の一環として令和５年５月に冬山前進基地について、地震被害時に実施する「応急危険度判定の基準」に基づき、構造躯体の劣化状況の確認及び建物傾斜状況の調査を実施した結果、地震被害時に実施する応急危険度判定の基準の「危険」に相当したとの報告を受けて、９月 26 日の役員会において利用中止を決定し、10 月 17 日に利用中止に関するニュースリリース及び関係団体への周知を行うとともに、利用中止の看板を設置するなど、未然に誤利用による事故を防ぐための対策を講じた。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	国際競技力向上のための取組		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11　スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第１項第１号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　（持続的に国際競技力の向上を図るためには、トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う中核拠点である HPSC を有する JSC が中心となって、JOC、JPC、中央競技団体等の関係機関と連携し、アスリート等への支援に取り組むことが重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
アスリートの成績及び当該成績への寄与・貢献状況	過去最高水準の金メダル数等	夏季（東京大会）	オリンピック競技大会 58 個	―				
			パラリンピック競技大会 51 個	―				
		冬季（北京大会）	オリンピック競技大会 18 個	―				
			パラリンピック競技大会 7 個	―				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	10,334,664				
決算額（千円）	9,924,911				
経常費用（千円）	9,219,523				
経常利益（千円）	955,154				
行政サービス実施コスト（千円）	―				
行政コスト（千円）	11,054,417				
従事人員数（人）	119.5				

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第１位まで）を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B

＜主な定量的指標＞

■オリンピック・パラリンピック及び主要国際競技大会における我が国のアスリートの成績（過去最高水準の金メダル数を獲得する等）

＜その他の指標＞

■アスリートの成績への寄与・貢献状況

■国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向等を適切に踏まえた情報収集・展開の推進状況

＜評価の視点＞

■主要国際競技大会における成績　メダルポテンシャルアスリート（MPA）の数が順調に推移しているか

＜主な評価指標等の状況＞

1　メダルポテンシャルアスリート（MPA）数　（令和６年３月 29 日時点）

①オリンピック競技の MPA 推移

第４期中期目標期間

区分	H30	R1	R2	R3	R4
夏季	124 人	119 人	120 人	137 人	119 人
冬季	48 人	48 人	48 人	43 人	52 人

第５期中期目標期間

区分	R5	R6	R7	R8	R9
夏季	130 人				
冬季	－				

②パラリンピック競技の MPA 推移

第４期中期目標期間

区分	H30	R1	R2	R3	R4
夏季	139 人	145 人	150 人	168 人	142 人
冬季	37 人	37 人	36 人	41 人	30 人

第５期中期目標期間

区分	R5	R6	R7	R8	R9
夏季	151 人				
冬季	－				

※MPA 算出方法

1．各競技における最高峰の大会（以下、ベンチマーク大会）を設定（オリンピック・パラリンピック開催年はオリンピック・パラリンピック。それ以外の年は多くの競技で世界選手権）

2．ベンチマーク大会において、8 位以内に入った「選手」「ペア」「団体・チーム」を MPA とする。

3．順位はオリンピックのレギュレーションに合わせて再算出する（例えば、卓球のようにオリンピックの各国エントリー枠が 2 名世界選手権のエントリー枠が 5 名である場合は、出場枠以上の選手の成績を削除するなどして順位を調整）。

4．ベンチマーク大会が開催されない年は、直前のベンチマーク大会の成績を持って代用する。

＜評定と根拠＞

評定：A

【中期目標に定められる指標に対する成果】

1．大会での好成績への貢献状況について

○強化戦略プランの実効性評価（計画性×実行性評価　※４年、８年プラン合計）において「B」以上の評価を受けた NF の割合が 98%、「A」以上の評価を受けた NF の割合が 25.7%となった。「B」以上の評価を受けた NF の割合は令和４年度の 94.5%から増加した。なお、「A」評価を受けた NF は約 26%と、令和４年度から一定の割合で推移している。

○国際競技力向上に資する医・科学、情報支援については、７つのターゲット種別において、総合型サポートを実施した。令和５年度内にサポートの効果検証のための競技会が実施された競泳においては、主にスタート・ターン局面のタイム短縮に貢献した。サポート対象者 17 人のうち、2024 年パリ大会出場権を獲得した者は８人であった。

○国際競技力向上に資する研究については、「競技現場が抱える課題を解決する」「あらたな支援方法を提案する」等の視点から、競技研究５課題、基盤研究 11 課題、萌芽研究３課題を実施した。例えばバドミントン競技では、競技に特化したフィットネスチェックで選手の有酸素性運動能力を評価、トラッキング技術を用いて試合での選手のコート上の動きを記録する支援を行う等、サポート対象競技の特徴と課題に合わせた支援を行い、選手のフィットネスと戦術の向上に貢献した。

○診療・アスレティックリハビリテーション等の実施については、メディカルチェック 1,759 人、外来診療 14,874 件を実施し、トップレベル競技者のコンディションを良好な状態に維持・回復させ、各種国際競技大会等において競技力を発揮できるよう支援した。また、リハビリ対象者 29 人に対し、栄養、心理、トレーニング含めた総合的な支援（TCSP）を実施し、競技復帰後、以下の成績に寄与した。

・アジアパラ競技大会：銀２個
・その他の国際競技大会：金１個、銀２個
・2024 年パリ大会出場権を獲得者：４人

2．情報収集・展開の推進状況について

＜評定に至った理由＞

中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

・判断の根拠とした主な評価指標の状況等については左記のとおり。

＜今後の課題＞

・主要国際競技大会におけるアスリートの成績への寄与・貢献するための NF やアスリートへの支援等については、費用対効果の検証も含めた業務実績の評価を行いつつ、引き続き国際競技力の向上に取り組むこと。

＜その他事項＞

・自己評価の段階で、主要国際競技大会におけるアスリートの成績、その成績への寄与・貢献状況に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

			○バーチャルスポーツに関する最新動向の収集・展開の取組は、競技団体主催のフォーラム等４件の発表依頼につながり、政府やスポーツ団体における議論の整理に活用されるなど、国内のスポーツ政策や施策の形成・発展に役立てられた。 ○国籍ごとの国際競技連盟（IF）役員数の調査結果は、スポーツ庁や JOC の事業評価・報告に活用されるなど、国際スポーツ界における影響力を図るための指標として認識されつつある。また、そのニーズは、所管省庁を超え、外務省にも波及している。 ○スポーツを通じたSDGsマネジメント手法に関するガイドブックの利用者は、139 カ国 6,046 人に増加（前年度比 1.78 倍）し、国内外で広く活用された。このような JSC の取組や専門性が国際的にも認められてきたことで、国際会議における登壇依頼も増えて開発と平和分野の政策や危機の時代におけるスポーツの役割に関する国際議論を牽引している。 **【評価に資する主な成果】** ○これまでのアスリート育成パスウェイ構築支援を通じて、各競技における FTEM のＥ（エリート）層の拡大を支援し、以下の成績に寄与した。 ・J-STAR プロジェクト（オリンピック競技）で発掘された選手が杭州アジア競技大会自転車トラック（女子チームパシュート及び女子マディソン）で金メダルを獲得した。 ・J-STAR プロジェクト（パラリンピック競技）で発掘された選手 10 人が杭州アジアパラ競技大会において金メダル５個を含む 15 個のメダルを獲得した。 ○課題解決型アスリート育成パスウェイ構築支援プログラムを活用して、以下のアスリート育成パスウェイに関する課題に取り組んだ。 ・スケートボードで、地方自治体（福島県二本松市）や地域タレント発掘事業（岩手県）との連携体制を整備し、各地域のコーチと協働により、地域での育成活動拠点、育成プログラムの整備を進めている。 ・車いすバスケットボールで、これまで NF として取り組めていなかった次世代アスリートに対する育成の仕組みを構築し、NF の育成ユニットに対するプログラムの展開を進めた。 ○ネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開を以下のとおり進めた。 ・HPSC ネットワーク連携機関の新規指定に向けて、地方公共団体や地域のスポーツ医・科学	

			センター等との連携活動を進めた。 ・栄養及び心理分野で、「HPSC パッケージ」の新規テーマを制作（パッケージ化）した。 ・サポート・スペシャリストの新規登録を進め、所在エリア数を増加させるとともに、「HPSC パッケージ」を利用したサポート・スペシャリストによるサポート提供を展開した。 ○外部連携としての医療業務委託制度の導入では、医療関連法規に遵守し、JISS クリニック機能を維持でき、適正な医薬品・医療機器の管理により、過不足なく医療資源を提供でき、選手団の安全と健康を支援、競技力向上に貢献した。 ○大学及び企業等と連携に関し以下の取組を実施した。 ・出向、インターンシップ等の受入れによる人事交流や、HPSC を研究フィールドとする共同研究等を推進し、先端的な研究及び次世代の中核を担う若手研究者の育成に、大学及び企業等と連携して取り組んだ。 ・リサーチアドミニストレーション（RA）に関する取組を推進し、HPSC 内外の研究等に関する情報収集・整理等を行ったほか、関係機関との連携構築や、研修を通じた資質向上、知的財産の管理・活用に関する支援を実施し、HPSC における産学協働等の基盤を強化した。 ○ワールドローイングとの新たな MOU の締結は、国際的なスポーツの動向を適切に踏まえた情報収集に基づく戦略的なパートナーの選定及び交渉の積み重ねを経て実現に至った。本件について、国内外（国内８社、海外４社）で広く発信されるなど大きな注目を集めたことは、時宜を得た取組であった証である。 ○パリ 2024 インパクト＆レガシー戦略評価監督委員会の委員としての助言・提案等の活動は、メガスポーツイベントの無形のレガシーを可視化する必要性が叫ばれている昨今において重要な役割を担っている。 ○海外との MOU を活用し、シンガポールとフランスの組織内に「ワークスペース（ネットワークハブ）」を確保したことで、情報連携に加えて人事交流や研究交流を推進するための基盤整備につながった。 ○外部有識者で構成するハイパフォーマンススポーツセンター業績評価委員会において各事業評価を受け、以下のとおり評価を得た。 総合評価「A」 ・アスリート育成パスウェイに係る取組:「B」 ・連携・協働推進に係る取組：「B」	

			・スポーツ医・科学支援事業：「A」 ・スポーツ医・科学研究事業：「A」 ・スポーツ診療事業「A」 ・国際情報戦略事業「B」 **【総括】** 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていることから、外部評価の結果も踏まえ、A評価とする。 **＜課題と対応＞** 引き続き 2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会等に向けた国際競技力向上のための取組を行うに当たっては、日々変化する国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向を適切に捉え、対応していくことが重要であると考えている。	
	＜主要な業務実績＞ **1．中央競技団体の中長期強化戦略プランの実効化支援** NF が策定する強化戦略プランに基づき、持続可能な国際競技力向上のための PDCA サイクル推進を協働チーム（JOC、JPC との連携）として支援した。 支援を受けた競技団体数は、2028 年ロサンゼルス大会の追加競技となった NF を含め 79 団体となり、支援を通じて 123 の強化戦略プランが実効化された。 **① 強化戦略プランの質的向上** 夏季及び冬季のオリンピック・パラリンピックの対象競技となる全ての NF（合計 74 団体）が策定する強化戦略プランについて、強化戦略プランの品質を把握するための評価指標に基づき、計画性及び実行性について「A」から「D」の４段階で評価を行った（2028 年ロサンゼルス大会追加競技は除く。）。※ 強化戦略プランの実効性評価（計画性×実行性評価／４年、８年プラン合計）において「B」以上の評価を受けた NF の割合が 98%、「A」以上の評価を受けた NF の割合が 25.7%となった。「B」以上の評価を受けた NF の割合は令和４年度の 94.5%から増加した。 強化戦略プランの質的向上を図るため、NF に対する説明会やワークショップを４回（19 団体 25 名、18 団体 25 名、13 団体 15 名、21 団体 23 名が各回に参加）開催するとともに、プラン策定のための手引きやガイドブックを提供した。また、ニーズに合わせて NF 個別での策定支援活動を行った。 策定及び改善された強化戦略プラン数（実施率）は、夏季及び冬季のオリンピック・パラリンピックの対象競技における強化単位の合計で 123 プラン（100%）となった。 ※ 強化戦略プランの計画性評価（目標、資源及び戦略に関し、具体性や関連性、実現性等を評価） 強化戦略プランの実行性評価（マイルストーン、資源及び戦略等に関し、達成状況等を評価） **② 協働チームによるコンサルテーションの実施** 強化戦略プランを作成する全ての NF と JOC、JPC 及び JSC による協働チームとの間で開催する会議「協働コンサルテーション」において、強化戦略プランに基づく育成・強化活動の振り返りや最終目標に向けた進捗状況を確認し、意見交換を行った。また、協働チームとして NF の課題解決に向けた助言を行い、強化戦略プランの質的向上に努めた。 【参考】協働コンサルテーションの開催回数：87 回 協働コンサルテーションの対象競技・種別数：96 競技・種別（夏季 75/75、冬季 21/21） **③ 2028 年ロサンゼルス大会追加競技 NF に対する支援活動**		**＜所見＞** ・強化戦略プランの実効化支援については、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、NF 等への支援に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。	

2028 年ロサンゼルス大会で追加となる競技の NF に対し、強化戦略プランの目的や活用方法、協働チームの活動を伝えるため、令和６年１月に「協働チームによる追加競技合同説明会」を開催するとともに、強化戦略プランのフォーマットや補助教材（策定のための手引き及びガイドブック）を提供した。

※　野球、ソフトボール、クリケット、フラッグフットボール、スカッシュの５競技の NF。令和６年１月時点で JOC 未加盟の公益社団法人日本ラクロス協会を除く。

④　協働チームの活動推進のためのインフラ整備

JOC 及び JPC と協働体制を構築し、HPSC における競技力向上機能を強化するため、「ハイパフォーマンススポーツセンター戦略本部」を開催し、協働チームの活動に関する方向性の確認及び意思決定の場を創出した。

令和３年度に構築した NF とのコミュニケーションのためのポータルサイトを運用し、強化戦略プラン、協働コンサルテーション等の会議資料の共有、NF に対する通知等を行うことにより、情報の一元化や業務の効率化に取り組んだ。

⑤　外部評価委員会の開催

協働チームとして策定した強化戦略プランの計画性や実行性に関する評価指標に対し、外部評価を受けることで品質の確保と改善のための課題を整理する機会を創出した。評価結果については、競技力向上事業の実施基準における評価観点の一つとして活用された。

２．地域における取組が切れ目なく NF の選手強化活動とつながる競技力向上サイクルの確立の支援

地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく NF の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援するため、以下の取組を行った。

（１）アスリート育成パスウェイの構築支援

JOC、JPC、JSPO 等と連携し、世界で活躍するアスリートが継続的に輩出される持続可能な競技力向上サイクルが NF で確立されるのを支援するため、「日本版 FTEM※１」を活用して、エビデンスに基づく競技別パスウェイモデルの策定を支援するワークショップを開催した結果、新たに 20 競技・種別で競技別パスウェイモデルが策定された。既に競技別パスウェイモデルを策定し、活用が進んでいる一般社団法人日本パラ水泳連盟では、策定した競技別パスウェイモデルを指導者資格制度と連動させるとともに、競技別パスウェイモデルに基づく選手向けの教育プログラム(APLS(Athlete Pathway Learning System for para swimmers：通称アプラス)) を実施した。

また、NF と地域タレント発掘事業と連携を促進するため、全国から地域タレント発掘事業の担当者に向けた情報提供の機会を設けるとともに、年間を通じてメールでアスリート育成パスウェイに関する情報の配信を実施した。その結果、一般社団法人ワールドスケートジャパン（スケートボード）では、岩手県の地域タレント発掘事業との連携体制が整備され、新たな育成プログラムの整備が進んだ。

さらに、既に競技別パスウェイモデルの策定が終了している公益社団法人日本トライアスロン連合は、競技別パスウェイモデルに基づいてアスリート育成パスウェイ構築支援の各種プログラムを活用・実施するとともに、競技別パスウェイモデルを活用することで地域での育成体制を整備し、地域タレント発掘事業との連携を進めた。

①　競技別のアスリート育成パスウェイの構築支援

全３回で構成される競技別パスウェイモデルを策定するための作業を支援するワークショップを開催し、ワークショップに参加した 20 競技・種別が新規にモデルを策定した。これまでに策定された競技別パスウェイモデルは 23 競技・種別となった。既に競技別パスウェイモデルを策定し、活用が進んでいる一般社団法人日本パラ水泳連盟では、競技別パスウェイモデルを指導者資格制度と連動させるとともに、競技別パスウェイモデルに基づく選手向けの教育プログラムを実施することで、アスリート育成パスウェイの構築が推進された。

②　アスリート発掘の支援

26 競技・種別がタレント発掘プログラムである J-STAR プロジェクト※２を活用したスポーツタレントの発掘を実施し、16 競技・種別が NF 育成プログラムに参加できる有望者を発掘した。特に、オリンピック競技では、アスリート育成パスウェイの軌跡をデータとして集約・活用するためのデータプラットフォームである「アスリートパスウェイシス

・アスリート育成パスウェイの構築支援については、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、NF 等への支援に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

テム（APS）」を活用し、新たな手法でのアスリートの発掘を行った。また、パラリンピック競技におけるアスリートの発掘においては、これまでに J-STAR プロジェクトで発掘された選手 10 人が、杭州 2022 アジアパラ競技大会で金メダル５個を含む 15 個のメダルを獲得した。

③　アスリート育成パスウェイに関する課題把握への支援

アスリート育成パスウェイの現状を簡便に把握するセルフチェックツールであるパスウェイヘルスチェック※３を 18 競技・種別で実施し、各競技・種別におけるアスリート育成パスウェイに関する課題把握を支援した。

④　アスリート育成パスウェイに関する課題解決への取組

NF におけるアスリート育成パスウェイに関する課題解決に向けて、メダルポテンシャルスポーツ育成のための持続可能なシステム構築支援として 10 競技団体、地方公共団体と連携した育成環境の整備として４競技団体に委託し、課題解決型アスリート育成パスウェイ構築支援プログラムに取り組んだ。また、NF と地域タレント発掘事業と連携を促進するため、全国から地域タレント発掘事業の担当者に向けた情報提供の機会を設けるとともに、年間を通じてメールでアスリート育成パスウェイに関する情報の配信を実施した。その結果、創出できた主な課題解決に資する事例として、一般社団法人ワールドスケートジャパン（スケートボード）では、地方自治体（福島県二本松市）や地域タレント発掘事業（岩手県）との連携体制を整備し、各地域のコーチとの協働により、地域での育成活動拠点、育成プログラムの整備が進んでいる。さらに、既に競技別パスウェイモデルの策定が終了している公益財団法人日本トライアスロン連合は、競技別パスウェイモデルに基づいて、アスリート育成パスウェイ構築支援の各種プログラムを活用・実施するとともに、競技別パスウェイモデルを活用することで地域での育成体制を整備し、地域タレント発掘事業との連携を進めた。

また、一般社団法人日本車いすバスケットボール協会は、これまで NF として取り組めていなかった次世代アスリートに対する育成の仕組みを構築し、NF の育成ユニットに対するプログラムの展開を進めた。

※１　日本版 FTEM：Gulbin ら（2013）によって根拠に基づき作成されたスポーツとアスリート育成の枠組み「FTEM」を日本のスポーツ環境に適応させたもの
※２　J-STAR プロジェクト：平成 29 年度から開始した全国規模のタレント発掘事業
※３　パスウェイヘルスチェック：平成 30 年度に開発したアスリート育成パスウェイの現状を簡便に把握するセルフチェックツール

（２）ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開

HPSC が行ってきたスポーツ医・科学、情報サポートの事例や知見をパッケージ化した「HPSC パッケージ」を全国に展開し、地域におけるトップアスリートのサポート環境の整備と、「HPSC パッケージ」を活用して講習会やスポーツ医・科学、情報サポートを地域において実施する「サポート・スペシャリスト」の養成を促進した。

①　連携機関指定等による地域でのサポート環境の整備

連携機関の新規指定に向けて、地方公共団体や地域のスポーツ医・科学センター等とともに、測定機器やスポーツ医・科学、情報サポートの分野・内容をはじめとした、ハード・ソフト両面での情報提供・情報交換、HPSC 施設の視察対応・設備の紹介等の連携活動を進めた。また、スポーツ庁委託事業「地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業」の受託５機関がそれぞれの地域で設立した、スポーツ医・科学サポートコンソーシアムとも同様の連携活動を進めたことから、令和５年度は、連携機関（アスリート支援）の新規指定は行わなかった。連携機関（アスリート支援）の指定エリア数は、全９エリアのうち６エリアとなった。

②　HPSC によるサポートの知見、ノウハウをパッケージ化した「HPSC パッケージ」の開発・更新

栄養分野で「アスリートのための海外遠征時の食事」、心理分野で「アスリートのためのメンタルトレーニング（応用編）」を新規に制作（パッケージ化）した。HPSC パッケージの開発分野数は、計５分野（体力測定、栄養、心理、映像・情報技術、スポーツ外傷・障害予防）となった。

③　地域におけるスポーツ医・科学、情報サポート実施のための実地研修

「HPSC パッケージ」として既に制作済みの栄養、心理といった各分野において、地域のスポーツ医・科学センタースタッフや体育・スポーツ系大学の研究者等を対象に、HPSC 主催の研修プログラムを実施し、サポート・スペシャリスト

の登録（養成）を進めた。サポート・スペシャリストの登録人数は 137 人、サポート・スペシャリストの所在エリア数は、全９エリアのうち６エリアとなった。

また、栄養及び心理分野においては、サポート・スペシャリストによる「HPSC パッケージ」の活用が本格的に始まり、HPSC パッケージを利用したサポート・スペシャリストによるサポート提供数は 55 件、サポートを受けたアスリート等の延べ人数は 2,409 人となった。

３．HPSC の機能強化及びスポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援

HPSC の機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援を推進するため、以下の取組を行った。

（１）国際競技力向上に資する医・科学、情報支援

協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を踏まえ、トレーニングの効果を検証し課題を明らかにするフィットネスチェック、個人やチームを対象とした栄養、心理、トレーニング、映像・IT 分野の講習会と個別相談及び分野横断的なサポートを JISS の人的・物的資源を集中して行う総合型サポートとして実施し、継続的にアスリートを支援した。

①　フィットネスチェック実施者数：431 人

②　分野別サポート実施回数

・講習会回数：トレーニング指導 32 件、栄養サポート 26 件、心理サポート 29 件、情報サポート 21 件
・個別支援・相談：トレーニング指導 4,269 件、栄養サポート 558 件、心理サポート 613 件

③　総合型サポート実績

７つのターゲット種別（スポーツクライミング、競泳、トランポリン、パラ陸上、バドミントン、パラアルペン、スノーボード SS/BA）に対し、競技力向上のための組織的、総合的、継続的なサポートを JISS の人的、物的資源を集中して実施した。サポート内容は、強化担当者とのコミュニケーション（面談）で挙げられた課題に対して JISS からサポート内容を提案し、サポート活動を展開した。

（各種別サポート内容）

・スポーツクライミング：スピードパターンにより選手を類型化し、個々の選手に必要なトレーニングを提供した。
・競泳：主にスタート・ターン局面の動作分析を提供し、当該区間のタイム短縮に貢献した。
・トランポリン：滞空時間を評価する指標を開発し、トレーニング効果を検証した。
・パラ陸上：個々の選手のパワー発揮タイプを評価し、個別のトレーニングプロトコルを提供した。
・バドミントン：競技に特化した運動様式での体力測定、体力的（下肢筋力）課題解決のための介入（トレーニングと栄養サポート）、詳細なパフォーマンス分析のためのトラッキング技術開発を行った。
・パラアルペン：個々の選手の体力的課題に応じたトレーニングの提供、遠征時の生理学的モニタリングを行った。
・スノーボード SS/BA：対象選手個別の体力的課題に応じたコンディションモニタリング、心理状態に応じた心理サポート、障害・外傷予防を目的としたトレーニングの提供を行った。

（２）国際競技力向上に資する研究

スポーツ医・科学研究事業では、総合型サポート、フィットネスチェック、個別指導等の支援で生じた課題に取り組む研究、診療事業、アスリート育成パスウェイの構築支援事業等を通して得た知見を論文化する研究活動を行った。「スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業」（スポーツ庁受託事業）では、2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会等の国際大会に向けた強化で活用するためのシステムや、大会時に使用する用具の開発に関する研究を行い、その成果を支援に活用した。スポーツ医・科学研究事業と「スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業」（スポーツ庁受託事業）を合わせると、研究成果を生かした総合型サポート対象種別に対する支援は、令和４年度の２種別（バドミントン、パラアルペン）から令和５年度は、５種別（バドミントン、パラアルペン、トランポリン、スポーツクライミング、スノーボード SS/BA）へと増えた。また、ハイパフォーマンススポーツにおける競技力向上への医・科学的貢献を目指す研究雑誌「Journal of High Performance Sport」第 11 号を Web にて公開し、ハイパフォーマンススポーツに関する最新の研究成果とその現場での活用を広く発信した。

・HPSC の機能強化及びスポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援については、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、アスリートに対する支援や研究事業に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

なお、学会等における優秀論文賞等を 13 件受賞した。

① スポーツ医・科学研究事業

競技現場が抱える喫緊の問題を解決するための「競技研究」、10 年以内に医・科学サポートの変革や社会実装を実現させるための「基盤研究」、将来的に競技研究や基盤研究につながる小規模な「萌芽研究」、その他、地域の医科学センター、大学、NF 等との共同研究、科学研究費助成事業による学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金を活用した研究、民間団体研究助成金を活用した研究を行った。

「Journal of High Performance Sport」にオンライン投稿・査読システムを導入し、併せて投稿規定を改正、投稿者・査読者両方にとってハイパフォーマンススポーツに関する最新の研究成果をより投稿・査読しやすい環境を整えたほか、2023（令和５）年号（第 11 号）に 12 件の新規論文を Web 上で掲載した。

実施区分	R5（件）	概要
競技研究（課題）	5	採点競技における演技の出来栄えの決定要件の究明　ほか４課題
基盤研究（課題）	11	女性アスリート特有の課題に応じたコンディショニングプログラムの開発　ほか 10 課題
萌芽研究（課題）	3	アスリートにおける競技特性を考慮した骨折リスク因子に関する新たな骨強度関連指標の探索　ほか２課題
科学研究費助成事業（課題）	54	基盤（B）：代表１　分担３、基盤（C）：代表 11　分担 12、挑戦的萌芽：分担１、若手研究：16、スタート支援：10
民間助成金研究（課題）	4	COVID-19 罹患後の日本トップアスリートにみられる特徴　ほか3課題
共同研究（課題）	6	福岡県タレント発掘事業の修了生が国内トップアスリートに至るまでの身体及び体力の発達過程に関する縦断的研究　ほか５課題

研究成果を論文や学会での講演・シンポジウム等の学術的な場で発表したほか、書籍、依頼原稿、講習会・研修会等において幅広い対象者に研究成果を発信した。発表した全 86 論文のうち、Impact factor※が付与されている学術誌に掲載された論文は 45 件であった。また、関連学術団体が主催する学会等より優秀論文賞等 13 件を受賞した。

※　Impact factor：学術雑誌に付与される指標で、掲載されている論文が、特定の１年間に引用された頻度から算出される。Journal Citation Reports™によって提供されている。

項目	R5（件）
論文（査読あり）（英文）	59
論文（査読あり）（和文）	27
書籍等出版物・依頼原稿	63
報告書	3
講演・学会発表（海外）	54
講演・学会発表（国内）	181
講習会・研修会	116

② ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2023 の開催

HPSC における研究成果や各種事業内容、国内外の取組を一元的に提供する場を創出し、国際競技力向上に貢献するため、「ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2023」を開催した。当日の様子はオンデマンド配信を行い公表した。参加者（視聴者）のアンケートでは、約 95%が「満足」「やや満足」という回答であった。

また、カンファレンス全体に係るスポンサード等の協賛メニューの工夫・充実を図り、運営費のより一層の削減に努めた。

日　時：令和５年 12 月 14 日（木）
場　所：ハイパフォーマンススポーツセンター
オンデマンド配信：令和５年 12 月８日（金）～令和６年１月 31 日（水）
参加者数：92 人

オンデマンド再生回数：4,402 回

（３）診療・アスレティックリハビリテーション等の実施

トップレベル競技者のスポーツ外傷・障害・疫病に対し、競技スポーツに精通したスポーツドクターやアスレティック・トレーナー、栄養、心理等の専門スタッフが、メディカルチェック、診察、リハビリテーション、栄養相談及びカウンセリングを通して、トップレベル競技者のコンディションを良好な状態に維持・回復させ、オリンピック・パラリンピックをはじめとする各種国際競技大会等において競技力を発揮できるよう支援した。

① 診療・メディカルチェックの実施状況

・メディカルチェック実施人数：延べ 1,759 人

＜受診者数内訳＞

オリンピック競技：1,727 人（夏季競技：1,525 人、冬季競技：202 人）

パラリンピック競技：32 人（夏季競技：29 人、冬季競技：３人）

・外来診療件数（リハビリ含む）：延べ 14,874 件（うち、パラアスリート件数：1,547 件）

＜診療科別＞　※　クリニックで１人が１日２科受診した場合は２件でカウント

内科：1,828 件、整形外科：3,372 件、リハビリテーション：7,289 件、歯科：785 件、婦人科：683 件、皮膚科：420 件、心療内科：71 件、脳神経外科：50 件、心理カウンセリング：333 件、栄養相談：43 件

＜競技別リハビリテーション利用＞

レスリング：624 件、フェンシング：589 件、スキー（フリースタイル）：523 件、陸上競技：520 件、テコンドー：435 件、柔道：383 件、ラグビー：380 件、バドミントン：289 件、ウエイトリフティング：279 件、競泳：248 件、車いすバスケ：186 件、スポーツクライミング：183 件等

② 診療機能の強化

メディカルチェックでは、コロナ禍を経て、また 2020 年東京大会のレガシーとしてアスリートの強化拠点の多様性への対応、さらに NF による自主的、計画的な強化活動を促進することを目的として JOC 医学サポート部門とも協議した上で、令和４年度から従来の２種類のメディカルチェック（国際総合競技大会派遣前チェックと NF 要望チェック）を一本化し、国際総合競技大会閉会式から遡って１年以内に受診したメディカルチェックを国際総合競技大会派遣前チェックとみなし、年度内に重複して国際総合競技大会に参加する者でも、有効期間内に１度メディカルチェックを受診していれば再度受診をしなくてもよいこととした。

外来診療においては、内科、整形外科（５日／週）、歯科（４日／週）、皮膚科（２日／週）、婦人科（３日／週）、心療内科（２日／月）、脳神経外科（２日／月）、アスレティックリハビリテーション（５日／週）及び心理カウンセリング（３日／週、うち１日は JOC エリートアカデミー枠）による診療体制をとり、栄養相談は医師から指示があった場合に随時行った。

アスリートの受診状況等を検討しつつ、需要が高まっていると考えられる診療科目の補強として婦人科に常勤医師を配置し、診療機能強化に努めた。

③ コンディショニングに関する事業

・TCSP（Total Conditioning Support Program）※

サポート対象者は 29 人（男性 15 人、女性 14 人）であり、対象者について毎週症例検討会を実施し、進捗と課題を共有して各分野でのサポートに生かした。

※　TCSP：外傷・障害によって負傷したアスリートがリハビリテーションを経てトレーニング環境や競技現場に復帰する過程において、複数分野（リハビリ、栄養、心理、HPG、トレーニング体育館）から総合的なスポーツ医・科学支援を実施することで、復帰までの期間短縮のみだけではなく、復帰後の競技力を受傷前以上のレベルに向上させること。

・CCSP（Combined Conditioning Support Program）※

サポート対象者は 214 人（男性 93 人、女性 121 人）であり、令和５年度は各コンディショニングサポートの具体的な課題抽出を目的として事業を展開した。

※　CCSP：従来 JISS で行っていた各分野によるサポートにおいても、複合的な連携サポートとして積極的に実施していくことで一層のサポート効果を引き出すことを目的としている。

・コンディショニングスペースの運営

コンディショニングに関する知見の集約、情報収集、相談、実践のための共有スペースとして、JISS２階のコンディショニングスペースを運営した。

アスリートや指導者を対象に定期的にミニセミナーを 10 回開催し、コンディショニングに関する情報提供を行った。

開催月	テーマ	開催月	テーマ
４月	免疫チェック	９月	メンタルトレーニングとは
５月	暑熱対策	10 月	免疫チェック
６月	時差調整	11 月	月経対策
７月	腸内細菌とコンディション	２月	睡眠の質
８月	海外遠征時の食事	３月	虫歯になる人ならない人～誰でもすぐできる簡単予防～

④　外部連携（国際総合競技大会の医務帯同）

国際競技大会において、統括競技団体（JOC 及び JPC）より日本選手団本部の医療業務の委託を受ける制度を新たに導入し、選手団本部医務として帯同した（第 19 回アジア競技大会：杭州・中国、アジアパラ競技大会：杭州・中国、第４回ユースオリンピック冬季競技大会：江原道・韓国）。

本制度を適用することで医療関連法規を遵守し、医薬品や医療機器の適正な品質・安全管理を行いながら医療支援を実施した。

大会名	第 19 回アジア競技大会 （杭州、中国）	アジアパラ競技大会 （杭州、中国）	第４回ユースオリンピック 冬季競技大会（江原道、韓国）
期間	令和５年９月 23 日～10 月８日	令和５年 10 月 22 日～10 月 28 日	令和６年１月 19 日～２月１日
選手団規模	約 1,100 人	約 430 人	約 120 人
医療支援	医師２人、トレーナー１人	医師３人、トレーナー１人	医師２人

（４）大学及び企業等と連携した活動

HPSC における産学協働の体制・仕組みを整備するとともに、連携協定を締結している大学及び企業等と連携して、出向、インターンシップ等の受入れによる人事交流や、HPSC を研究フィールドとする共同研究等を推進することにより、HPSC の場を活用した実践機会の提供等を行った。こうした取組を通じて、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を推進した。

①　大学及び企業等との連携

連携協定を締結している大学等と連携し、HPSC の知見を活用した講義・講師派遣及び研修等の受入れを 16 件実施した。また、大学、関係機関等と HPSC による共同研究９件の調整支援を行った。さらに、企業との連携強化に向けた秘密保持契約を２件締結したほか、企業からの技術紹介等に対応し、HPSC の研究ニーズとのマッチングを図った。加えて、外部資金を獲得して、企業との共同プロジェクト等２件を実施した。これらのほか、スポーツ関係団体、学会等と連携した活動６件を含め、計 35 件の実践機会の提供等を行った。

人事交流においては、出向者２人、研修生８人、連携大学院生２人を長期的に受け入れたほか、連携協定を締結している大学等から、インターンシップを 11 人（４機関）受け入れ、計 23 人に HPSC における実践機会を提供し、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を推進した。

なお、スポーツ庁「先端的スポーツ医・科学研究推進事業」を受託している３大学（筑波大学、順天堂大学、立命館大学）とは、定期的な研究ミーティングや HPSC の知見を活用した講義等を行い、先端的な研究及び次世代の中核を担う若手研究者の育成に連携して取り組んだ。

②　研究機能の強化支援等

HPSC における産学協働等の基盤を強化するため、リサーチアドミニストレーション（RA）に関する取組を推進し、HPSC 内外の研究等に関する情報収集・整理等を行ったほか、関係機関との連携構築や、研修を通じた資質向上を図った。また、知的財産の管理・活用に関する支援として、特許出願３件、商標登録出願２件に対応した。

４．ハイパフォーマンススポーツ等の情報収集・分析・蓄積・展開の見直しと充実に資する取組

ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・分析・蓄積・展開の充実を図るため、国内スポーツ関係団体との連携体制整備や情報の出口の一元化に向けて設置予定の各種取組を推進する上で必要な工程を滞りなく行った結果、下記に掲げる成果が表れた。

（１）国際スポーツ情報等に関する国内関係機関との連携体制構築と情報の出口の一元化

オリンピック・パラリンピック競技大会の２～３大会先を見据え、ハイパフォーマンススポーツに関係する団体が、国際競技力向上のための意思決定を行う上で戦略的に国際情報を活用するようになることを目的に、３つの企画を立案し、第５期中期目標期間中の円滑な基盤整備につながる取組を行った。

①　国際競技力向上に関する「国際スポーツ情報活用推進会議」の設置・整備（設置完了は令和６年度の予定）

国内外の関係機関と連携し、各団体の意思決定者等に国際スポーツ情報を直接届けるための体制として「国際スポーツ情報活用推進会議」を企画し、HPSC 内及びスポーツ庁との協議・合意形成を行い、要綱を制定し、会議設置への準備を整えた。

②　国際スポーツ情報総合窓口「国際スポーツコンシェルジュ」の設置・整備（設置完了は令和６年度の予定）

国内外のスポーツ団体等が個別に問い合わせ・相談できる窓口（仕組み）として、国際スポーツ情報総合窓口「国際スポーツコンシェルジュ」を企画し、ターゲット層や顧客ニーズ、課題をより正確に把握し、対応範囲のさらなる精査を行うためのトライアルを開始した。各関係団体と連携する他部署への周知・理解を図ることで、これまでに接点のなかった団体（公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟等）から個別の相談を受けるなどアウトリーチも適切にできており、開始１か月で既に変化が表れた。

③　デジタルを活用したプラットフォーム（仮称）の構築（設置完了は令和９年度の予定）

ハイパフォーマンススポーツ等に関する情報をより効果的・効率的に蓄積・展開するための手段として、デジタルを活用したプラットフォームの在り方について国内外の先行事例を調査し、その機能面、リスク管理対策や体制等、取り組むべき要件整理及びプロトタイプ構築に向けた課題の整理を行った。

（２）ハイパフォーマンススポーツの包括的なベンチマーク

定常的な情報配信サービスに加えて、バーチャルスポーツ等、スポーツを取巻く情勢変化を捉えた国際動向に関する情報収集・分析の結果は、国内の関係団体の理解促進や政策・施策検討会議にて情報提供及び活用されるなど、計画を大きく上回る成果につながった。

①　ハイパフォーマンススポーツ等に関する情報提供サービス件数：659 件

- 国際スポーツ情報配信サービス：メール配信頻度＝月１回、登録者数＝350 人、配信記事数＝212 件
- スポーツインテリジェンスデータベース：メール配信頻度＝週２回、登録者数＝1,550 人、配信記事数＝290 件
- スポーツ庁への定量情報提供数：49 件（2024 年パリ大会重点支援競技追加選定、2026 年ミラノ・コルティナ大会重点支援競技選定で活用）
- 協働コンサルテーションへの定量情報提供数：62 件（総合レポート及び夏季オリ・パラ個別レポート（58 競技・種別）が協働チーム及び委員の参照情報として活用）
- JOC、JPC 等への情報提供数：40 件（第 19 回杭州アジア競技大会及び第４回杭州アジアパラ競技大会での日本選手団役員支援及び総括会議等で活用）
- 外部機関会議等での情報提供件数：５件
- IF 役員数調査レポートの公表：１件（スポーツ庁、JOC 等が報告書等で掲載情報を活用）

②　その他ハイパフォーマンススポーツ等の情報に関する相談・対応件数：104 件

（３）相互利益を生み出せる戦略的な国際ネットワークマネジメント

・ハイパフォーマンススポーツ等の情報収集・分析等については、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、関係機関との連携体制の構築、情報提供及び人材育成に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

ボート競技の国際競技連盟であるワールドローイングとの新たなMOUの締結は、既存のスポーツシンガポール（シンガポール）とのMOUを活用して実施した視察調査を起点とし派生したもので、急速に変化する国内外の情勢を踏まえた戦略的なネットワークを構築するなど、令和５年度開始後に企画・推進されたが、そのインパクトも含めて計画を大きく上回る成果を上げた。

①　新たに構築した戦略的な国際ネットワーク数（MOUや覚書等）：１件

スポーツシンガポールとのMOUを活用して実施した視察調査の結果、ワールドローイングを戦略的パートナーのターゲットに定め、交渉の積み重ねを経てJSCとしては初となる国際競技連盟とバーチャルスポーツに関する国際共同研究プロジェクトを目的としたMOUを締結した。本件は、NHKのテレビ報道ほか、国内８社（日経、読売、共同等）、国際４社（国際オリンピック委員会（IOC）や夏季オリンピック国際競技連盟連合（ASOIF）、Inside the Games等）、Web、SNS等で広く発信され国内外から注目を集めた。また、このMOUを活用したバーチャルスポーツフォーラム（スポーツ庁受託事業）開催への協力により、競技団体や国内スポーツ関係団体から80人以上の意思決定者等の参加を促し、国内関係者がバーチャルスポーツに関して国際的な動向を的確に把握することや国内での議論の整理に役立てることができた。さらに、ワールドローイングと連携し、国内のローイング関係者に向けたシンポジウムにおいて、バーチャルスポーツを取り巻く最新の国際動向や国際共同研究に関する共同発表を通し、バーチャルローイングの普及・推進を図ることができた。

②　国際ネットワークを利用した人数・機関数

・人数（実数）＝283人（国内：76人、海外：207人）
・機関数（実数）＝94団体（国内外部機関：28団体、海外：66団体）

戦略的な国際ネットワークマネジメントを通じて、JSC内だけでなく、国内外のスポーツ関係団体が本ネットワークを活用し各事業の推進に役立てた。

③　主な成果

INSEP（フランス）及びスポーツシンガポールとのMOUを活用し、次世代人材の育成及び国際共同研究に取り組むための協力に関する合意書を締結した。

JSCが委員長を務めるアジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）において、各組織の基本情報を集約した「ASIAディレクトリ」の設置及びHPSCの知見を提供する「ASIAスタディツアー」を企画・実施し、アジア地域における連携強化に取り組んだ。

パリ2024インパクト＆レガシー戦略評価監督委員会（2024年パリ大会組織委員会から任命、フランス国内外９人の専門家で構成)の委員として、パリ大会インパクト＆レガシー戦略に関して助言・提言を行った。そのアドバイス・提案等は、「パリ 2024 レガシー＆サステナビリティ戦略に関する中間評価報告書」（令和５年 11 月公表）にも反映された。

（４）国際共同研究や人材育成プログラム等を通じた政策の推進及び発展への寄与と次世代を担う人材の育成

人材育成プログラムの開発に向けた調査による課題抽出、解決のための企画立案、プログラムを推進する上で必要なパッケージの開発と合意書の締結等、着実に計画を遂行した。また、スポーツを通じたSDGsマネジメント手法に関するガイドブックを活用したワークショップ・セミナーの実施により、国内外関係者のモニタリング・評価（M&E）の知識獲得・スキルアップへ貢献した。

①　国内の次世代を担う人材育成プログラムの開発（令和９年度末時点）

INSEP及びスポーツシンガポールとのMOUに基づき、「ワークスペースの確保」、「人事交流」、「国際共同研究」を柱に合意書を締結したことで、人材育成プログラムの開発に伴う環境整備を推進した。

②　国際共同研究・調査数：３件（ワールドローイング、スポーツシンガポール、INSEP）

③　国内外の人材育成プログラム実施のために開発した教材

令和４年８月に公表したスポーツを通じたSDGsマネジメント手法に関するガイドブック（JSCとsport and devの共同開発）は、これまで（令和６年３月末時点）139カ国6,046人が利用し（電子書籍利用者数、複数回のサイト訪問

者は１とカウント、製本版利用者数は含まず)、各団体の政策に大きな変化をもたらしてきた。その成功を受け、日本語版・英語版のアップデート（version 1.4）を行なった。また、多くのスペイン語圏関係者からの要望を受け、スペイン語版の開発に取り組み、一般公表を行った（令和５年 11 月)。ガイドブックは日本経済新聞の取材記事（令和６年１月１日）にも大きく取り上げられた。

（リンク先）

・日本語版：https://www.iir.jpnsport.go.jp/jp/sdgs/
・英語版：https://www.iir.jpnsport.go.jp/en/sdgs/
・スペイン語版：https://www.iir.jpnsport.go.jp/esp/sdgs/

④ 国内外でのワークショップ・セミナーの実施回数：５回

上記ガイドブックを用いたセミナー、ワークショップを実施し（国内セミナー１回：参加者 113 人、国外（スウェーデン）ワークショップ３回＋大学での講義１回：参加者 66 人)、国内外の NF・NGO・地方公共団体・学生等のスポーツを通じた社会課題解決事業に関する能力育成・行動変容をもたらすことができた（スウェーデンのワークショップ・大学講義における 88%の参加者が「自身が携わる事業のモニタリング・評価の見直しに非常に役立った、あるいは役立った」と回答)。

⑤ 国内外の会議等における発表数

国際共同研究、人材育成プログラム、その他収集・分析した情報を通じた政策の推進・発展及び能力育成に資する国内外の会議等における発表数は、10 件（国内：５件、国外：５件）であった。

バーチャルスポーツフォーラム、JARA（公益社団法人日本ローイング協会）フォーラム等でバーチャルスポーツに関する国際動向について情報提供を行い、提供した情報は国内のスポーツ政策や施策の形成・発展に役立てられた。

国際ネットワークを通じて HPSC の情報を対外的に発信する機会を創出し、2032 年ブリスベン大会の自国開催を控えるオーストラリアの Australia Sports Tech CoNFerence にて、基調講演“From high performance to life performance: Toward and beyond Tokyo 2020+1”を、Sports Tech Academic Day にてスポーツと SDG 指標プロジェクト、ガイドブックプロジェクトに関する調査やデータの発表を行うなど、2020 年東京大会のレガシー継承の取組につなげた。

Laureus Sport for Good Global Summit（イギリス・ロンドン）や MOVE Congress（スペイン・マドリッド）等において、パネリストとして招聘され、開発と平和分野の政策や危機の時代におけるスポーツの役割に関する議論に知見を提供するなど、国際的にスポーツと SDGs の分野で高度な専門性が認識され国際政策の推進・発展に寄与した。

（５）外部評価

６人の外部有識者（大学教授等）を委員とするハイパフォーマンススポーツセンター業績評価委員会（以下「HPSC 業績評価委員会」という。）を令和６年５月 13 日にオンラインで開催し、５月 30 日まで書面による評価を実施した。

評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年９月２日総務大臣決定）の評定区分を参考に、令和５年度の事後評価及び令和６年度の事前評価を受けた。

① HPSC 業績評価委員会による評価結果

令和５年度のハイパフォーマンススポーツセンターの事業・取組について、総合評価「A」を得た。

以下は、各事業・取組別の評価。

評価区分（事業・取組）	評価（S～D）
アスリート育成パスウェイに係る取組	B
連携・協働推進に係る取組	B
スポーツ医・科学支援事業	A
スポーツ医・科学研究事業	A
スポーツ診療事業	A
国際情報戦略事業	B

HPSC 業績評価委員会における主な評価・意見は以下のとおり。

・中長期強化戦略の実効化支援について NF からの満足度も高く、日本の国際競技力の向上に対しても非常に有効な施策と捉えられ、その進捗は評価できる。
・地域や大学等との連携が着実に進んでおり、その取組がシステム化されてきていることがうかがえ、効率的かつ効果

		的な連携が今後も期待できる。 ・支援の実施体制及び実施内容は非常に充実しており、特に総合型サポートは HPSC の強みを生かした取組で競技の特性を踏まえた的確なサポートを実現しており高く評価する。 ・支援と研究の連携が強化され、研究の体制も成果もより充実してきたことがうかがえる。HPSC らしい意欲的な研究やそれを公表していく基盤も確立しつつあることを高く評価する。 ・メディカルチェックのスケジュール分散化、新しい医療機器の導入及び外来診療の充実による効率性・効果性の向上を特に高く評価する。 ・国際情報戦略は日本のスポーツ界全体にとって重要な事業であり、システム構築等基盤整備を進め正式に動き出したこと自体が評価に値する。 **② 効果的・効率的に事業を実施するための取組** HPSC 業績評価委員会で得た評価及び意見等を各事業に反映し、効果的・効率的に実施するため、以下について取り組んだ。 ・令和５年度事業・取組の評価だけでなく、令和６年度の事業・取組計画についても評価や意見及び助言を受けた。 ・HPSC 業績評価委員会には、委員の意見等を確実に各事業・取組の現場に持ち帰ることができるように、各事業・取組責任者（部長・部門長、課長・副部門長等）が参加した。 ・各事業・取組責任者が現場の中心的な役割を担う課長補佐職・副主任研究員を含めたスタッフに委員の意見等を伝えるとともに、HPSC 業績評価委員会での委員の意見等を取りまとめ整理した資料や委員会の録画映像を HPSC の全職員・研究員に共有することで各事業・取組への反映を促進した。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11　スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第１項第２号～第５号
当該項目の重要度、困難度	重要度及び困難度：「高」　（スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、令和２年度売上額約 9,200 億円（18.9%減少））を踏まえると、非常に困難であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
くじの売上	1,100 億円	1,030 億円	1,204 億円				
くじ助成事業の効果	―	―	―				
くじ助成事業の実施状況調査件数	68 件	68 件	71 件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	37,509,714				
決算額（千円）	34,416,426				
経常費用（千円）	132,489,858				
経常利益（千円）	△1,916,763				
行政サービス実施コスト（千円）	―				
行政コスト（千円）	151,135,376				
従事人員数（人）	71.2				

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第１位まで）を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A

＜主な定量的指標＞

■スポーツ振興くじの売上
中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度を達成

■スポーツ振興くじ助成事業の実施状況調査件数
目標値：68 件（第４期中期目標期間平均件数）

＜その他指標＞

■令和４年９月末に発売した新商品（WINNER）の認知獲得と売上拡大

■スポーツ振興くじ助成事業の効果

＜評価の視点＞

■スポーツ振興くじの売上
定量的指標の達成状況（くじ市場全体の状況も加味）

＜主な評価指標等の状況＞

1　スポーツ振興くじの売上

達成目標（中期目標期間平均売上）	R5 年度目標値	R5 実績		
		売上額	対目標値	対年度目標値
1,030 億円	1,100 億円	1,204 億円	116.9%	109%

【参考１】くじ市場の推移

第２期中期目標期間

区分	H20	H21	H22	H23	H24	平均
スポーツ振興くじ	897 億円	785 億円（87.5%）	848 億円（94.5%）	827 億円（92.2%）	861 億円（96.0%）	844 億円（94.1%）
宝くじ	10,420 億円	9,876 億円（94.8%）	9,190 億円（88.2%）	10,044 億円（96.4%）	9,135 億円（87.7%）	9,733 億円（93.4%）
合計	11,317 億円	10,661 億円（94.2%）	10,038 億円（88.7%）	10,871 億円（96.1%）	9,996 億円（88.3%）	10,577 億円（93.5%）

第３期中期目標期間

区分	H25	H26	H27	H28	H29	平均
スポーツ振興くじ	1,081 億円（120.5%）	1,108 億円（123.5%）	1,084 億円（120.8%）	1,118 億円（124.6%）	1,080 億円（120.4%）	1,094 億円（122.0%）
宝くじ	9,445 億円（90.6%）	9,007 億円（86.4%）	9,154 億円（87.9%）	8,452 億円（81.1%）	7,866 億円（75.5%）	8,785 億円（84.3%）
合計	10,526 億円（93.0%）	10,115 億円（89.4%）	10,238 億円（90.5%）	9,570 億円（84.6%）	8,946 億円（79.0%）	9,879 億円（87.3%）

第４期中期目標期間

区分	H30	R1	R2	R3	R4	平均
スポーツ振興くじ	948 億円（105.7%）	938 億円（104.6%）	1,017 億円（113.4%）	1,131 億円（126.1%）	1,114 億円（124.2%）	1,030 億円（114.8%）
宝くじ	8,046 億円（77.2%）	7,931 億円（76.1%）	8,160 億円（78.3%）	8,133 億円（78.1%）	8,324 億円（79.9%）	8,119 億円（77.9%）
合計	8,994 億円（79.5%）	8,869 億円（78.4%）	9,177 億円（81.1%）	9,264 億円（81.9%）	9,438 億円（83.4%）	9,148 億円（80.8%）

第５期中期目標期間

区分	R5	R6	R7	R8	R9	平均
スポーツ振興くじ	1,204 億円（134.2%）					
宝くじ	8,088 億円（77.6%）					
合計	9,292 億円（82.1%）					

＜評定と根拠＞

評定：A

【中期目標に定められる指標に対する成果】

・スポーツ振興くじの売上げについては、売上目標達成に向けた取組を実施することで目標額 1,100 億円に対し、売上額約 1,204 億円で 109%を達成し、助成財源の確保に努めた。なお、この売上額は過去最高の年度売上額である。

・スポーツ振興くじ助成における事業の効果については、スポーツ振興事業助成審査委員会において、助成区分ごとの具体的かつ定量的な成果指標に基づき事業の評価を審議し、その審議を踏まえ、スポーツの実施機会の提供や環境整備等に貢献できたと考えられ、助成事業の目的を達成し、効果的な助成が行われたと評価した。

・スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数については、前中期目標期間と同水準として設定した目標値 68 件に対し、調査件数 71 件で 104%を達成した。

【評価に資する主な成果】

・スポーツ振興くじの安定的な売上確保のため、Ｊリーグ及び海外サッカーリーグ等の日程に応じた BIG 系商品の販売機会の拡大、販売チャネルにおける各取組の実施及び販売促進のための広告宣伝の実施等により売上げの向上に努めるとともに、Ｊリーグ及びＢリーグと協働して行うスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を実施した。

・効果的な助成を行うため、助成団体へのヒアリング等を行い、助成事業に対するニーズ等を把握するとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会において、助成区分ごとの具体的かつ定量的な成果指標に基づく事業の評価を実施した。これらを踏まえ、助成メニューの見直しを行った。

＜評定に至った理由＞

令和５年度のスポーツ振興くじの売上は、売上目標（1,100 億円）を上回る過去最高の 1,204 億円（対目標値 109%）を達成し、収益も過去最高の 248 億円となっており、その他の取組も含め、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

スポーツ振興くじについては、他のくじの売上額が過去の水準と比較して低い状況が継続する中、令和５年度は上記のとおり過去最高の売上を達成しており、その成果を上げる上で一定程度の業績向上努力が認められるため、評定を一段階引き上げて「A」とする。

＜今後の課題＞

・WINNER の認知度の向上及び売上拡大のための取組を進めること。

・助成事業の評価については、効果をより適切に把握するため、評価方法を見直すこと。

・実施状況調査については、スポーツ振興くじ助成事業の効果性・効率性を評価できるよう調査方法や内容の充実を図ること。

【参考２】収益額の推移

第２期中期目標期間

区分	H20	H21	H22	H23	H24	平均
助成財源	123 億円	160 億円	161 億円	162 億円	166 億円	154 億円
国庫納付金	61 億円	80 億円	81 億円	81 億円	83 億円	77 億円
合計	184 億円	240 億円	242 億円	243 億円	249 億円	231 億円

第３期中期目標期間

区分	H25	H26	H27	H28	H29	平均
助成財源	204 億円	195 億円	190 億円	199 億円	185 億円	195 億円
国庫納付金	102 億円	98 億円	95 億円	66 億円	62 億円	85 億円
合計	306 億円	293 億円	285 億円	265 億円	247 億円	280 億円

第４期中期目標期間

区分	H30	R1	R2	R3	R4	平均
助成財源	154 億円	150 億円	171 億円	116 億円	121 億円	142 億円
国庫納付金	51 億円	50 億円	57 億円	39 億円	40 億円	47 億円
合計	205 億円	200 億円	228 億円	155 億円	161 億円	189 億円

第５期中期目標期間

区分	R5	R6	R7	R8	R9	平均
助成財源	186 億円					
国庫納付金	62 億円					
合計	248 億円					

・スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査については、目標値を上回る事業の実施状況調査を実施し、より効果的かつ効率的な助成事業につなげていく観点から、随時 JSC の HP に公表した。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていることから、Ａ評価とする。

＜課題と対応＞

スポーツ振興くじについては、市場調査の実施等により顧客のニーズ把握に努めた上で魅力的な商品の開発検討等に取り組んでいくとともに、引き続き販売体制の整備や効果的・効率的な広告宣伝を実施し、売上の向上を図り、助成財源の確保に努める。また、スポーツ振興くじの販売を通じて、Ｊリーグ及びＢリーグの発展にも貢献することとする。

スポーツ振興のための助成については、助成対象団体のニーズ等に柔軟に対応するとともに、助成事業を客観的に評価した結果を踏まえ、翌年度の助成メニューの見直しを行うなど、限られた財源の中でより効果的な助成となるよう努めていく。加えて、「第３期スポーツ基本計画」の内容等も踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、助成メニューの不断の見直しを行っていく。

＜その他事項＞

・自己評価の段階で、スポーツ振興くじの販売や助成事業に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

・また、その他のスポーツ振興助成事業についても同様に自己評価を行うこと。

＜主要な業務実績＞

１．スポーツ振興くじの安定的な売上の確保

令和５年度の売上は約 1,204 億円となり、目標（1,100 億円）に対する達成状況は 109%となった。なお、この売上額は過去最高の年度売上額である。

売上目標達成に向けた主な取組は以下のとおり。（一部重複あり）

＜BIG 系商品の販売機会の拡大＞

Ｊリーグ、海外サッカーリーグ等の日程に応じて、週中の試合を対象とした販売や年末年始も販売を行うことにより、BIG 系商品の販売機会拡大に努めた。販売機会の拡大に当たっては、販売提携先への丁寧な説明、システム連携の入念な確認を行うほか、ワールドカップ予選等の国際試合等試合開催日直前に日程変更等が生じた場合にも、迅速な公示手続やシステム変更の対応を行うなど、販売に支障が生じないよう適切な対応を行った（BIG 系商品を年間 52 週で 60 回販売、売上金額（BIG 系商品）：約 1,089 億円）。

＜１等最高当せん金を引き上げた BIG の販売＞

キャリーオーバーの有無に関わらず BIG の１等当せん金額が最高７億７万７千円となる開催回を実施した（年間で計 21 回実施、売上金額（BIG のみ：約 152 億円））。

＜所見＞

・スポーツ振興くじの売上については、R３から３年連続で 1,100 億円を超え、安定的な売上を確保できている。

・R５は目標値を上回り、過去最高額を達成している。引き続き更なる売上拡大に努めること。

＜WINNER の販売機会の拡大＞

WINNER において、新たに対象となった FIBA バスケットボールワールドカップ、AFC アジアカップのくじを販売することで、新規顧客の獲得及び顧客基盤（継続的に購入する顧客）の強化に努めた（売上金額：約 5.3 億円）。

また、上記取組に加えて、以下（１）～（５）の取組を実施した。

（１）販売促進

販売促進については、スポーツ振興くじ特約店・コンビニエンスストア及びインターネットサイトという多様な販売チャネルのそれぞれの強みを生かして、くじの購入につなげられるよう TVCM、デジタル広告等の広告宣伝の連動を図りながら、以下の①～③の取組を実施した。

①　スポーツ振興くじ特約店

新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができるという特約店の強みを生かすため、特約店販売員に対して、プロモーション方針の共有とともに、販促ツールの店頭展開事例、お客様へのお声がけ方法等、店頭での効果的な情報発信を具体的に紹介することで各店舗の施策への理解と売上げの増加を図ることを目的とした研修を年２回（７月及び２月）実施し、サービスの向上を図った。

特約店の屋外広告としての機能を生かすため、全国約 2,300 店舗で看板や TVCM 等と連動したのぼり、ポスター等を恒常的に設置するとともに、集中施策や季節に合わせた店頭 POP 等を設置し、顧客に認知を促すほか、高額当せんが出た店舗で PR を行うなど、店頭で効果的な情報発信を行った。

②　コンビニエンスストア

全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有し、日常の生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触（広告効果）が期待できる強みを生かすため、全国約 53,000 店舗で TVCM 等と連動したポスター、POP 等を用いた情報発信を行うとともに、商品、購入方法等の理解を促進することに重点を置いたガイドブックを設置し、くじに関する情報提供を行った。

③　インターネットサイト

提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、近年の、売上額に占めるインターネット販売の割合も踏まえ、公式サイトでは、購入促進のためのマストバイキャンペーン、新規顧客獲得のための新規入会キャンペーン、顧客定着のため定期購入を促進する自動購入キャンペーンや顧客満足度を高めるポイントプログラムキャンペーンといった様々な顧客向けのキャンペーンを 24 回実施するとともに、楽天銀行サイトをはじめとした他販売サイト（計９社）でも公式サイトと同様の顧客向けのキャンペーンを適宜実施した。

顧客アンケート（１回実施）等を通じて公式サイトの画面改修等を行い、顧客利便性の向上を図った。

（２）魅力的な商品開発

安定的な売上げを継続的に確保するため、市場調査（１回）を実施するなど、顧客のニーズの把握に努めた。

（３）広告宣伝

MEGA BIG、WINNER の認知拡大施策を中心とし、対象とする顧客（ターゲット）を主要顧客層である男性 30 代～40 代に絞り込むとともに使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。また、市場調査結果を踏まえ、引き続き顧客の興味関心が高い「くじ史上最高 12 億」の訴求に加え、顧客となる可能性がある若年層（男女 20 代）等をサブターゲットに設定し施策を実施した。

なお、上記ターゲットへの訴求については、TVCM をターゲット層の視聴が多い時間帯に放映し、デジタルを活用することで、より効果的・効率的な訴求の実施に努めた。

＜販売促進のための広告宣伝の実施＞

【MEGA BIG】

・TVCM、Web を中心に、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」のほか、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を６月、８月、10 月、１月、３月に実施した。

・各集中施策実施の際に、より広く効率的に認知を獲得するため、TV、新聞、Web を利用したパブリシティ（メディアへの積極的な情報提供）を実施した。

【WINNER】

・WINNER の早期認知獲得のため、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を５月、８月、10 月、11 月、１月、２月に

・特に WINNER については、認知度向上や売上拡大のための取組を進めること。
・また、売上拡大の取組とともに運営費の効率的な執行を図り、安定的に収益を得て、十分な助成財源の確保の努めること。

・スポーツ振興くじの販売について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、新規顧客獲得のための販売促進や広告宣伝等に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

		実施したほか、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」を実施した。 ＜広告宣伝の効果検証＞ 広告宣伝の効果を以下の調査により検証し、検証結果を次回以降の施策実施時のインプットとして活用した。 ・売上影響度調査：12 回（インターネット） ・TVCM 媒体価格調査：６回 ・TVCM の質調査：４回 **（４）スポーツ振興くじの公正性の確保** スポーツ振興くじに関する禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について、Ｊリーグ及びＢリーグと協働し、Ｊリーグ及びＢリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して研修等を各リーグでそれぞれ１回実施し、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努めた。 **（５）くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組** Ｊリーグ、Ｂリーグや各クラブとの連携施策として、両リーグの公式サイト・SNS、各クラブ SNS、メールマガジンを通じたスポーツくじの情報発信のほか、ファンに向けた試合会場でのブース出展、購入キャンペーン、元選手によるトークショー等、くじ購入による新たな観戦体験や、クラブや試合を盛り上げる施策を通じて両リーグへの更なる興味喚起やファン獲得を図ることで相互の発展に向けた取組を行った。 **２．地域スポーツの振興のための効果的な助成** 助成団体へのヒアリング、募集説明時のアンケート等から、助成事業に対するニーズ等を把握するとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会において、助成事業の評価を実施した。これらを踏まえ、助成メニューの見直しを行った。 ＜助成メニューの主な見直し内容＞ ・PPP（Public Private Partnership 官民連携事業）／PFI（Private Finance Initiative 民間資金等活用事業）の活用が政府において推進され、地方公共団体において PPP／PFI の活用を検討する事業への要望が今後、高まっていくことから、地域スポーツ施設整備助成において、PPP／PFI 導入のためのアドバイザリーを活用する事業を助成対象事業に追加 ・近年、世界ドーピング防止機関により、世界アンチ・ドーピング規程の遵守や国際基準に沿った事業推進が厳格に求められていることから、スポーツ団体スポーツ活動助成において、国内ドーピング防止機関である公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が世界アンチ・ドーピング規程及び国際基準に基づくドーピング防止活動を行うための組織基盤整備を図る事業を助成対象事業に追加 ・国民スポーツ大会冬季大会について、開催する地方公共団体の負担を軽減し、大会を継続的かつ安定的に開催するため、地方公共団体スポーツ活動助成において、国民スポーツ大会冬季大会の競技会開催支援事業における助成割合及び助成金限度額の引上げ **（１）ニーズ等の把握** 助成団体へのヒアリングのほか、助成対象事業の募集に当たり、募集内容の説明動画を JSC の HP に掲載し、視聴した団体に対するアンケート調査（１回実施）を通じて、助成事業に対するニーズ等を把握した。 **（２）助成事業の評価** 令和５年 10 月 27 日に開催した外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会において、令和４年度に開催した同委員会で了承された助成事業の評価の枠組み、方法及び助成区分ごとの具体的かつ定量的な成果指標（大会・教室への参加者数、施設の利用日数等）に基づき令和４年度助成事業の評価を審議した。その審議を踏まえ、スポーツの実施機会の提供や環境整備等に貢献できたと考えられ、助成事業の目的を達成し、効果的な助成が行われたと評価した。また、令和５年度助成事業の評価の枠組み等については、令和５年 10 月 27 日に開催した同委員会において、了承された。 **（３）助成事業のモニタリング及び公表** スポーツ振興くじ助成事業が効果的かつ効率的に実施されているかをモニタリングするため、助成団体に対し実施状況調査（調査件数：71 件）を行い、総合型地域スポーツクラブ活動助成により、クラブにおいて運動部活動の地域移行の受け皿として中学校で実施している部活動種目を受け入れる事例や、屋内競技施設における空調設備の整備に対する支援により、		・地域スポーツの振興のための効果的な助成について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、助成の配分、効果的・適切な執行に関するモニタリング等に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。 ・助成事業の評価については、効果をより適切に把握するため、評価方法を見直すこと。 ・実施状況調査については、中期目標の水準を満たす件数が実施され順調に進捗しているものの、

		夏場のスポーツ活動の安全性、利便性が向上した事例等、調査によって明らかとなった助成の効果を JSC の HP に公表した。 **（４）令和５年度スポーツ振興くじ助成実績** 件数：1,675 件 金額：15,827,554 千円 **（５）募集事業の周知** 助成対象事業の募集に当たっては、JSC の HP に必要な資料を掲載するとともに、都道府県の自治体等に対してメールによる募集開始に係る案内を行ったほか、募集内容の説明動画を JSC の HP に掲載（令和５年度動画再生回数：1,923 回）することにより、助成対象団体に対し、募集する事業の概要や申請に当たっての留意事項等について説明するなど、広く周知を行うことができた。 なお、令和６年度のスポーツ振興くじ助成金の募集に当たり、令和６年能登半島地震の被災地域の団体に対しては、申請期限（令和６年１月 15 日）以降であっても受け付ける旨の周知を行い、弾力的に対応した。 **（６）助成金の公正な配分** 助成対象団体からの申請に対し、事業内容、経費等に関し公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額（令和５年度スポーツ振興くじ助成金 1,809 件 17,790,634 千円）を決定した。 ※　スポーツ振興事業助成審査委員会の開催（全て Web 会議形式） 第一部会：令和５年３月 28 日、令和５年 10 月 17 日 第二部会：令和５年３月 29 日、令和５年 10 月 18 日 親　　会：令和５年４月７日、令和５年 10 月 27 日 **（７）助成事業の適正な執行** 助成団体が助成事業を適正に執行できるよう、JSC の HP に会計処理の留意点についての説明動画を募集内容と併せて掲載し、制度の理解促進を図った。また、助成団体（交付要綱及び調査実施要綱に基づき調査団体を抽出）における会計処理状況の調査を実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての機関決定による改善方策を提出させるなど指導した。 **３．スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透** スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、投票制度や助成実績の紹介ページ、助成活動を紹介する動画（３本）、新聞広告（５本）、取材記事（16 本）等を制作し広報サイトに掲載するとともに、TVCM、新聞、Web 等の広告を通じて訴求した。 また、助成団体に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等のため、スポーツ振興助成のロゴマーク等を表示したフラッグ・バナーの掲出（大会開催）、標識の設置（施設整備）、JSC の HP へのリンクバナーの掲載等とともに広報への協力等を求めた。 **４．スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営** コンサルタントとの統合経営チームを設け、週次及び月次の会議で課題等を共有しながら効果的・効率的な業務運営を実行した。なお、コンサルタントにおいては、ビジネス領域及びシステム領域の支援を行い、マーケティングの強化、システムの安定稼働等に寄与した。 ＜令和５年度においてコンサルタントと協同した取組内容＞ 【ビジネス領域】 ・toto、BIG 及び WINNER のマーケティング、分析を活用した施策の実施（集中施策ごとに市場調査等により効果検証を行い、検証結果を次回以降の施策の内容に反映） ・顧客利便性向上施策（公式サイト改修等）の実施 ・デジタルマーケティング基盤の調達・構築 【システム領域】 ・toto、BIG 及び WINNER のシステム企画・運用 ・WINNER 販売業務の安定化対応		助成事業の実態をより適切に把握するため、調査の方法、内容及び報告書の更なる充実を図ること。

		また、スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムについて、システム委託事業者及びコンサルタントと協同し、適切に管理するとともに、安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行った。加えて、情報セキュリティの観点から、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行うなど必要な対策を講じた。 ＜令和５年度における主なセキュリティ対策＞ ・堅牢なデータセンターでの機器管理 ・侵入検知システム導入（ネットワークからの攻撃への対策） ・セキュリティー・オペレーション・センター運用（通信の人的監視） ・システム操作記録による証跡の保管及び追跡 ・セキュリティパッチの適切な運用（定期的なメンテナンス）		

○参考　スポーツ振興投票等業務に係る令和５年度事業計画

＜令和５事業年度の運営の基本方針＞

スポーツ振興投票制度は、平成 10 年に創設され、平成 13 年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期がありましたが、近年では安定的に 1,000 億円程度の売上が確保されています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。

なお、我が国のくじ市場が依然として厳しい状況であることや、新型コロナウイルス感染症の影響も引き続き懸念されますが、今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただくため、魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行うことが求められています。その中では、令和４年９月末に発売した新商品「WINNER」について、早期に十分な認知を獲得するため、既存商品と併せた販売促進等を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組を行うことも重要です。

また、スポーツ振興くじによる助成金については、スポーツ基本計画等の政府方針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことが求められていることに加え、スポーツ振興投票制度が国民の理解と協力を得られて、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図ることも求められています。

このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和５事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。

1　スポーツ振興くじの安定的な売上の確保
2　地域スポーツの振興のための効果的な助成
3　スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透
4　スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

＜基本方針に基づいた具体的な取組＞

1　スポーツ振興くじの安定的な売上の確保

（1）スポーツ振興くじの実施回数等

サッカー又はバスケットボールの試合及び競技会を対象としたくじを法令で定める実施回数の範囲内で販売します。

また、JSC が指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別回施策を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響として、今後もくじ対象試合の延期等により、くじの安定的な開催に影響が生じる場合には、各リーグの開催状況に応じて柔軟な対応を行い、できるだけ多くの販売機会を確保するよう努めます。

（2）広告宣伝

テレビＣＭやＷＥＢ広告等を実施し、広告実施後の調査（第三者によるものを含む）などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な実施に努めます。

（3）販売促進

①　スポーツ振興くじ特約店

商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

②　コンビニエンスストア

全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常の生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触（広告効果）が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

③　インターネットサイト

提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、近年の、売上額に占めるインターネット販売の占有率の上昇も踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

（4）魅力的な商品開発

安定的な売上を継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努め、魅力的な商品の開発検討を行います。

（5）スポーツ振興くじの公正性の確保

①　19 歳未満者の購入防止対策

ア　対面店舗での販売

定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19 歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、ＴＶＣＭ、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。

イ　インターネットでの販売

インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19 歳に満たない者の購入を防止します。

②　対象試合開催機構（Ｊリーグ及びＢリーグ）との協働による取組

Ｊリーグ及びＢリーグと協働し、Ｊリーグ及びＢリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。

③　海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売

海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行います。

（6）くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組

スポーツ振興くじの販売を通じたＪリーグ及びＢリーグのファン獲得に向けた取組等、両リーグとともにスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を行います。

2　地域スポーツの振興のための効果的な助成

（1）助成メニューの見直し

地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行います。

①　ニーズ等の把握

助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努めます。

②　助成事業の評価

助成事業を客観的に評価できる指標・手法により、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価します。

③　助成事業のモニタリング及び公表

助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、地方公共団体やスポーツ団体に対する調査により、継続的にモニタリングを行い、その結果をウェブサイトで公表します。

（2）助成金の交付

①　助成対象事業の募集

助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ウェブサイトに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図ります。

②　助成金の公正な配分

助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うための経費を助成対象として配分します。

③　適正な事業執行に関する啓発

助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図ります。

（3）継続的・安定的な助成財源の確保

複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。

3　スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透

（1）メディア等を通じた広報の実施

スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、各種メディア等を活用して助成活動を紹介します。

（2）助成団体等を通じた広報の実施

助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めていきます。

（3）効果的・効率的な広報の実施

アンケート調査等を通じ、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透状況を把握することにより、広報の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広報を実施します。

4　スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

（1）効果的・効率的な経営手法の活用

スポーツ振興投票等業務の運営を効果的・効率的に行うため、コンサルタントとの統合経営チームを設け、民間の経営手法を十分に活用した業務を実施します。

（2）システムの安定的な運営

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムを適切に管理するとともに、安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行います。

（3）情報セキュリティ対策の強化

スポーツ振興投票等業務における情報セキュリティについては、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行い、必要な対策を講じます。

（4）効果的・効率的な運営のための取組

スポーツ振興投票等業務における資金については、安全性や運用期間なども考慮し、より収益性の高い運用を検討します。

また、魅力的な新商品の開発検討、助成メニューの見直しなどの実施方法及びそれに応じた実施体制を検討し、業務の効率化を図ります。

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―4	スポーツ・インテグリティの確保		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11　スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第１項第６号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　（スポーツ団体の不祥事事案や不適切な指導が問題となる事案等が引き続き生じている中で、クリーンでフェアなスポーツを推進するためには、JSC が、関係機関と連携・協働しながら、特に、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底等に関して必要な支援を行い、スポーツ界が一丸となって取り組むことが重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ガバナンス・コンプライアンス診断を実施した団体数	５団体	－	５団体				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	150,854				
決算額（千円）	122,900				
経常費用（千円）	126,747				
経常利益（千円）	14,945				
行政サービス実施コスト（千円）	－				
行政コスト（千円）	126,881				
従事人員数（人）	7.0				

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第１位まで）を記載。

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B

＜主な定量的指標＞

■ガバナンス・コンプライアンス診断を実施した団体数
毎年度少なくとも５団体

＜その他指標＞

■JSC におけるドーピング防止活動の実施状況や各取組について、外部評価会議において「効果的」等の高評価を得る。

＜評価の視点＞

■ガバナンス・コンプライアンス診断を実施した団体数
定量的指標の達成状況

＜主な評価指標等の状況＞

1　NF のガバナンス・コンプライアンス診断

（1）ガバナンス診断又はコンプライアンス診断の実施団体数

区分	R2	R3	R4	R5
ガバナンス診断	１団体	５団体	５団体	３団体
コンプライアンス診断	５団体	２団体	４団体	３団体
合計	５団体※	７団体	９団体	５団体※

※R2 及び R5 は、両方を実施した団体が１団体ずつ含まれるため、重複を除いて合計している

（2）ガバナンス診断

No.	団体名	R2	R3	R4	R5
1	（公財）日本卓球協会	○			
2	（公財）日本バレーボール協会		○		
3	（一社）日本フライングディスク協会		○		
4	（公財）日本自転車競技連盟		○		
5	（公社）日本トライアスロン連合		○		
6	（一社）日本車いすカーリング協会		○		
7	（一社）日本ボッチャ協会			○	
8	（公社）日本オリエンテーリング協会			○	
9	（公財）日本セーリング連盟			○	
10	（一社）日本パラバドミントン連盟			○	
11	（NPO）日本ブラインドマラソン協会			○	
12	（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会				○
13	（一社）日本パラ射撃連盟				○
14	（一社）日本ゴールボール協会				○
	団体数合計	1	5	5	3

（3）コンプライアンス診断

No.	団体名	R2	R3	R4	R5
1	（公財）日本ラグビーフットボール協会	○	○		
2	（公財）日本バレーボール協会	○		○	
3	（NPO）日本障害者スキー連盟	○	○		
4	（一社）日本フライングディスク協会	○			
5	（公財）日本卓球協会	○			
6	（公財）日本ソフトボール協会			○	

＜評定と根拠＞

評定：A

【中期目標に定められる指標に対する成果】

スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向け、５団体に対してガバナンス・コンプライアンスに関するモニタリングを行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図った。要望のあった団体には、対象団体の理事会で報告する機会も設けるなど、団体のニーズに合わせて対応した。

ドーピング防止活動に知見のある有識者で構成する外部評価会議を令和６年４月５日に開催し、JSC が実施するドーピング防止活動（インテリジェンス活動、広報・理解促進活動、規律パネル運用）の実施状況、取組や寄与・貢献状況について「活動全般についてプロセス・手法で顕著な取組も見られ高く評価できる」、「ドーピング調査の照会業務を見直すなど効率的・効果的なインテリジェンス活動が実施されている」、「パラアスリートの取組はアドバイザーを設けるなどとてもよい」として、「特に効果的」の最上位評価を受けた。

【評価に資する主な成果】

スポーツ・インテグリティ確保を図るための体制整備に向け、令和３年度から継続している SGW 登録団体向けの研修会について、事前アンケートを実施する等、参加を希望するスポーツ団体の要望を踏まえて開催した結果、92%を超える満足度を獲得した。また、過去に実施した研修会のアーカイブ動画の公開と周知を通じて、スポーツ団体関係者が団体運営改善等について自主的に学習できる環境整備に貢献した。

さらに、JOC が国際総合競技大会に派遣する日本代表選手団の義務研修において、新たにスポーツ・インテグリティに関する研修動画を提供することにより、トップアスリート及び強化スタッフのスポーツ・インテグリティに関する理解促進を支援した。

第三者相談・調査制度においては、受け付

＜評定に至った理由＞

中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

・判断の根拠とした主な評価指標の状況等については左記のとおり。

＜今後の課題＞

・スポーツ・インテグリティの確保に向け、引き続き SGW 登録団体を対象としたコンプライアンス研修の充実を図ること。
・ドーピング通報窓口の認知度及び理解度については、更なる割合の向上に向けた取組を期待する。
・アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議について、定量的指標の設定も含めた評価指標や評価基準の見直しを検討すること。

＜その他事項＞

・自己評価の段階で、ガバナンス・コンプライアンス診断やドーピング防止活動に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

7	（公財）日本スケート連盟			○	
8	（一社）日本ゴールボール協会			○	○
9	（公社）日本フェンシング協会				○
10	（公財）全日本スキー連盟				○
	団体数合計	5	2	4	3

けた相談事案に対して適切な対処に努めつつ、スポーツ指導における暴力・ハラスメント防止に貢献するため、これまでに対応した事案から得られた知見を活用して指導者向け研修プログラムを開発する新たなプロジェクトを開始し、スポーツ界における不適切行為についての理解を深め、未然防止が期待される取組に着手した。

ドーピング防止活動においては、プロリーグ等を傘下に置く NF のほか、今後開始が予定されている WADA プロジェクトの牽引機関とインテリジェンス活動推進のためのネットワークを構築するとともに、JSC 内外の様々な媒体や機会を活用した広報・理解促進活動を実施したことにより、ドーピング通報窓口の認知度及び理解度について高水準を獲得することができ、不正の抑止・けん制に繋がる意識の醸成に寄与した。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていることから、A評価とする。

＜課題と対応＞

多様化するスポーツ・インテグリティに関わる課題に的確に対応するため、統括団体をはじめとするスポーツ関係団体等との更なる連携・協働が求められるとともに、スポーツを取り巻く環境の変化やそれに伴う政策の変化に対応することが求められる。
これらを踏まえ、最新の、かつ国際的な動向も把握しながら、国や関係団体との連携の維持・強化や外部人材の更なる活用等、スポーツ・インテグリティの確保に向けた仕組みの構築を進めつつ、業務を推進する必要がある。

＜主要な業務実績＞

1．スポーツ・インテグリティ確保を図るための体制整備

各スポーツ団体（JOC、JSPO、JPSA、JADA 等）と連携・協働を図りつつ、スポーツ・インテグリティに関する国内外の動向や現況の把握を行った。また、研修等の実施や、過去に実施した研修アーカイブ動画を JSC の HP にまとめて掲載しスポーツ団体に情報共有することにより、各団体のコンプライアンス教育推進を後押しする環境整備を進めた。ドーピング防止活動においては、世界ドーピング防止機構（以下「WADA」という。）等が主催する国際的な会議に参画する我が国代表機関の活動における支援を行った。

令和５年度の新たな取組として、各国際総合競技大会への選手団派遣に責任を持つ JOC と連携し、日本代表選手団を対象としたスポーツ・インテグリティについての理解を深める研修動画を作成・提供し、日本代表選手団のインテグリティ確保の取組を支援した。

これらの取組により、スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献した。

＜所見＞

・スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、スポーツ団体を対象とした研修等の支援に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の

（１）国内外の動向・現況把握

国内に関しては、スポーツ統括団体（JOC、JSPO、JPSA）との定期的な情報共有の場を設置し、連携を図るとともに、ガバナンス・コンプライアンス診断等の業務を通じたNF等の現況把握や、オープンソースの情報収集、蓄積を行った。

国外に関しては、以下のとおり取組を行い、スポーツ・インテグリティに関する先進事例や国際的動向を把握し、関係機関と情報共有を図った。

・IOC、国連等が主導して創設されたスポーツ界の腐敗防止に関する国際協力会議である IPACS（International Partnership against Corruption in Sport）に参加し（９月、11月）、国際大会における腐敗防止に関するガイドラインの今後のオリンピック大会等での適用事例紹介や、新たに整備されたスポーツ団体のガバナンス規準と今後の展開予定等について情報収集し、スポーツ庁に共有した。

・カナダ・スポーツ倫理センターシンポジウムに参加し（５月）、連邦法改正により単一イベントの結果を予想するスポーツ賭博が解禁された後のカナダ国内の変化や、違法賭博・八百長対策の具体例等について情報収集を行った。

・WADAが開催したシンポジウム（３月）においては、ドーピング調査手法の習得や法執行機関との連携強化を目的とした欧州におけるインテリジェンス及び調査能力開発プロジェクトが今後アジア・オセアニア地域で実施予定であることを踏まえ、国際刑事警察機構（Interpol）及び当該プロジェクトの牽引機関である豪州との関係構築に努め、最新情報をいち早く得るための素地を整えた。

・JADAアジア/オセアニアセミナー（12月）においては、2027年に改訂となる世界アンチ・ドーピング規程の改訂に向けたプロセスをはじめとする動向把握を行った。

（２）研修会等の実施

①　研修会等の実施

・令和５年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修：１回（３月21日）、受講者数263人

スポーツガバナンスウェブサイト（以下「SGW」という。詳細は３．参照）登録団体関係者を対象としたコンプライアンス研修を令和３年度から継続して実施しており、令和５年度の研修では、過去の研修会においてコンプライアンスの概論等の説明を既に行っていることを踏まえ、事前にSGW登録団体に対してアンケート調査を実施し、各団体が向き合う組織運営上の課題について意見聴取を行い、企画を進めた。その結果、意見の多かった① 新任理事・監事への説明事項（役員の役割と責任）、② 情報開示の必要性と留意事項、③ 危機管理体制の構築の在り方の３つを研修のテーマとして取り上げ、スポーツ団体の運営に詳しい弁護士に講師を依頼するなど、参加希望者のニーズを踏まえた取組を行った。

登録団体が全国各地に所在していることに鑑み、より多くの関係者が参加できるようオンライン形式で実施するとともに、SGW 登録団体の中にはデフ（聴覚障害者）スポーツの団体があることから、手話通訳及び要約筆記を手配した。また、研修効果を高めるため、後日、参加者に当日の研修資料及びアーカイブ動画を提供するなど、利便性向上にも努めた。

これらの取組により、研修受講者の満足度は92.5%、所属団体関係者に共有したいと回答した者は93.4%であった。また、研修の３つのテーマに関する理解度チェックでは、研修受講後、「十分理解できており、説明できる」と回答した者が平均15%増加し、「まだ理解できておらず、説明も難しい」と回答した者が平均16%減少したことから、研修を通してより良い団体運営に向けた関係者の理解促進に貢献する結果となった。

・スポーツ団体への講師派遣：２回

JPSAが主催するパラスポーツ指導者養成講習会に講師派遣を行うとともに、公益財団法人埼玉県スポーツ協会が開催する県競技団体役員対象研修に対しては、県の競技団体役員に対してスポーツ・インテグリティの考え方やスポーツ団体ガバナンスコード、定期的な団体運営状況見直しの重要性について理解を深める研修コンテンツを開発し、提供した。

なお、公益財団法人埼玉県スポーツ協会に対する取組については、各都道府県体育・スポーツ協会を統括するJSPOとも成果を共有し、今後の同協会に対する研修コンテンツの展開可能性について協議した。

②　動画等の提供

「①　研修会等の実施」に記載した令和５年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修について、３月29日にアーカイブ動画を配信し、実施日に参加できなかった団体や、復習を求める団体のニーズに対応した。当該研修で使用した資料については、当日の参加者に対して電子媒体で配布するとともに、要望に応じて参加できなかった参加者にも配布するなど、より多くのスポーツ団体に提供した。

実績との比較・分析を行うこと。

・SGW 登録団体を対象としたコンプライアンス研修については、理解度の把握や理解が低い者へのフォローアップなど、満足度以外の指標による評価の実施や受講者の理解度向上に向けた研修内容の更なる充実を図ること。

また、令和４年度以前の研修資料についても、申請のあった８つの団体に配布し、各団体での研修会の実施や、担当者の学習を支援した。

その他、JOC の依頼に基づき、スポーツ・インテグリティに関する研修動画を新たに作成し、以下の国際大会の日本代表選手団を対象とした派遣前研修会（義務講習）において、延べ 977 人に提供した（2024 年パリ大会の選手団については、令和６年度においても研修会は継続されているが令和６年３月末時点での数字を計上）。なお、動画については、選手団の年齢構成等にも応じた内容としたことから、３本（種類）を作成し、提供することにより理解促進を図ったほか、第三者相談・調査制度及びドーピング通報窓口に関する情報提供も行い、各制度の認知度向上にも努めた（第三者相談・調査制度及びドーピング通報窓口の広報については５．（３）及び６．（２）参照）。

・2024 年パリ大会
・冬季ユースオリンピックゲームズ
・FISU ワールドユニバーシティゲームズ
・ANOC ワールドビーチゲームズ
・東アジアユースゲームズ

さらに、以下のアーカイブ動画や参考動画について、継続的に JSC の YouTube サイトに掲載し、スポーツ団体がいつでも閲覧できる環境を整備し、スポーツ団体関係者の学習や、各団体におけるコンプライアンス教育の実施といったニーズに応えた。令和５年度の総閲覧数は 8,835 回。

・令和３年度中央競技団体役員向けコンプライアンス研修アーカイブ動画
・スポーツ団体における利益相反管理研修アーカイブ動画
・SGW 登録団体対象コンプライアンス研修アーカイブ動画（令和３年度・令和４年度・令和５年度）
・スポーツ・インテグリティ解説動画（詳細版・ショート版）
・ドーピング通報啓発動画（４種類）
・第三者相談・調査制度啓発動画（２種類）
・日本代表選手団向け動画（３種類）

（３）我が国代表機関の活動支援

ドーピング防止活動の方針を決定する WADA が主催する理事会、執行委員会等、以下の重要な会議において、スポーツ庁、JADA 等関係機関と連携し、現地情報の事前収集や会議開催時の支援等を実施したことにより、我が国の円滑な活動の遂行に資する貢献をした。

・WADA 理事会（11 月）及び執行委員会（９月、11 月、３月）
・スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に係る第９回 UNESCO 締約国会議（10 月）

２．スポーツ団体のガバナンス等の確保の支援

５つの NF に対してガバナンス又はコンプライアンスに関する現況を把握するための支援（ガバナンス・コンプライアンス診断）を行い、専門家（弁護士、公認会計士）による指摘事項も含め、その結果を当該 NF にフィードバックすることにより、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する理解促進を図った。

また、より効果的な診断となるよう、評価指標の見直しを行うため、専門家との意見交換を実施するとともに、診断業務の運用をより円滑にするために当該業務に協力いただける専門家を増強するため、弁護士等の専門家が多く参加する日本スポーツ法学会と今後の連携可能性について意見交換を行った。

（１）ガバナンス・コンプライアンス診断（モニタリング）の実施

対象団体の状況に応じた対象種目の選定等、各団体のニーズを踏まえつつ、５つの NF に対してガバナンス・コンプライアンス診断を実施した。（ガバナンス診断実施：３団体／コンプライアンス診断実施：３団体。実施団体のうち、１団体はガバナンス診断とコンプライアンス診断の両方を実施したため、実施団体数としては５団体。）診断結果フィードバックレポートには分析結果と専門家による助言を記載することにより、結果報告面談を通してリスクに関する注意喚起を行うことで、各団体の現状把握を支援するとともに、望ましい対応等について情報提供を行った。また、要望のあった団体には、対象団体の理事会で報告する機会を設けるなど、団体のニーズに合わせた対応も行った。

実施団体からは「現況を把握することができた」、「理解が深まった」とのコメントがあるなど、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する理解促進に貢献し、団体運営の改善に有益だったことが確認できた。

・スポーツ団体のガバナンス等の確保について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、ガバナンス・コンプライアンス診断に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

＜モニタリングを受けたNFからのコメント＞
・アスリートと指導者間で意識差があることが分かった。強化現場の確認を進めたい。
・事務局については、直近で一部職員の問題があり対応したところ。診断アンケートの実施がその対応より前であったため、当時の状況を反映した結果であると認識した。
・過去、NF内でも役員の義務・責務について研修を行っていたが、内容を失念している者も一部いることが分かった。
・規程の制定等、NF内で対応済みのことについても、役員間で認識が一致していないことが分かった。
・利益相反管理、利益相反取引の手順について、深く理解している役員は少ないと考える。診断のフィードバック時に専門家から解説いただいたことで理解が深まった。

（２）評価指標等の見直し

ガバナンス診断の対象団体は前年度にJSPO、JOC、JPSAが実施する「スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査」の通過団体から無作為抽出しているところ、同審査は令和５年度で対象の全NFを一巡し、令和６年度から二巡目となる。また、令和５年度にスポーツ庁において「スポーツ団体ガバナンスコード」の見直しが行われ、二巡目の適合性審査の内容も更新される。

これら施策の更新に対応するため、これまでに実施した診断やNFからの意見等を踏まえつつ、ガバナンス診断指標や診断実施実務の在り方等について見直しを進めることとし、令和５年度は、改訂された「スポーツ団体ガバナンスコード」の内容を分析するとともに、これまで診断実施に協力いただいた専門家の意見聴取を行い、見直し事項の整理を進めた。なお、見直しは令和６年度に終了し、令和７年度の事業から見直し後の指標を適用する予定。

（３）体制強化に向けた取組

スポーツ団体の組織運営の改善促進を効率的に行うため、ガバナンス・コンプライアンス診断に協力いただける専門家の増強を企図し、日本スポーツ法学会等、外部有識者と今後の連携可能性に関する意見交換を行った。

３．スポーツガバナンスウェブサイト（SGW）運用

令和５年度中を通してシステムトラブル等が発生することなく、SGWを着実に運用した。

また、SGW登録団体対象コンプライアンス研修を実施したほか、情報発信を行うことにより、SGWに登録するスポーツ団体のガバナンス確保等の取組を支援した。

研修会においては、スポーツ団体が向き合う課題に対して具体的な対応策を解説するため、事前にアンケート調査を行い、情報収集した上で実施した。また、後日、参加者に当日の研修資料及びアーカイブ動画を提供するなど、実効性を高める工夫を行った（再掲。詳細は１．（２）①参照）。

（１）SGWの運用状況

年間365日を通じて、トラブルなくシステムを稼働した。

登録団体は令和６年３月末時点で2,214団体（前年比12.2%増加）。

（２）SGW登録団体への情報発信

SGW登録団体のコンプライアンス推進を支援することを目的に、登録団体を対象としたコンプライアンス研修を実施したほか、過去の研修アーカイブ動画の案内を行った。

また、HPSCが主催する研修やトータルコンディショニング等の参考情報、JSPO等が取り組む「NO!スポハラ」活動の情報等、スポーツ団体のガバナンス確保やコンプライアンスの推進、団体運営に有効と思われる情報を７件提供した。

４．スポーツ団体ガバナンス支援委員会の運用

不祥事事案発生等により第三者調査が必要になった際、NFの求めに応じて助言等を行う「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」について、NFからの求めによる相談の受付はなかったものの、12人の専門家に継続して委嘱しつつ、過去事例の振り返りのため開催し（１回）、依頼があった際に適切に対応できる体制を整えるなど着実に運用した。

・SGWの運用について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、スポーツ団体に対する研修や情報発信に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

５．第三者相談・調査制度の運用

スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度（第三者相談・調査制度）を着実に運用するとともに、これまでスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「委員会」という。）で対応した事案から得られた知見を踏まえ、ナショナルレベルの指導者向けの研修教材を開発する新たなプロジェクトを開始するなど、相談を受け付けた事案への対応のみならず、指導者等による不適切行為の防止に貢献するための取組を開始した。

（１）第三者相談・調査制度の運用

委員会において、多様な相談に対応するため、10 人（弁護士３人、臨床心理士２人、元アスリート３人、研究者等２人）に委嘱し、個別の相談（26 件。令和５年度中に相談員派遣等を行った事案は７件。前年度からの継続案件含む。）に対し丁寧に対応するとともに、委員会を２回開催し、第三者相談・調査制度を着実に運用した。

なお、令和５年度に JOC が設置したオリンピックネクスト強化指定選手を第三者相談・調査制度の対象となるトップアスリートに追加するため、規程改正を行った（令和６年４月１日施行）。

（２）特別委員会議の開催

これまで対応した相談・調査事案から得られた知見・課題を委員会委員及び特別委員（主に相談員。調査員を担う者 26 人に委嘱（弁護士 12 人、臨床心理士８人、元アスリート６人））と共有し、意見交換を行う会議を１回開催した。本委員会では弁護士、臨床心理士、元アスリートが委員、特別委員となっており、特別委員会議ではそれぞれの専門的見地から意見交換を行うことで、参加者相互に学び合う場となるとともに、今後のより良い相談・調査対応について理解を深める場となった。

なお、特別委員については、これまで対応した相談事案の内容を踏まえ、首都圏で活動する女性の臨床心理士を１人増員するなど、着実な制度運用に向けた体制整備を進めた。

（３）対象者への周知活動

①　認知度アンケート調査の実施

第三者相談・調査制度の認知度を把握するため、制度の対象となるオリンピック・パラリンピック競技の NF を通して、アスリート等にオンラインアンケートを行った。制度の実態をより正確に把握するため、多くの回答が得られるよう、夏季競技と冬季競技のそれぞれで異なるオフシーズン期にアンケートを実施した。また、スポーツ・インテグリティ・ユニットが運用するメーリングリストのほか、HPSC が運用する競技団体とのコミュニケーションツール等の様々な媒体、機会を活用しアンケートの案内を行った。

＜アンケート結果＞

対象者：JOC・JPC 強化指定選手及びそのサポートスタッフ、NF スタッフ

回答者：1,236 人

認知度：72%

②　広報活動

これまでのアンケート調査結果も踏まえ、JSC 主催のアスリート助成説明会（スポーツ振興事業部主催）、JOC 主催の派遣前研修（前述１．（２）②参照）や関連する学会等内外のリソースを活用して、アスリート及び関係者に対して第三者相談・調査制度について周知したほか、JOC、JPC と連携して広報用ノベルティを国際大会に参加する日本代表選手団の支給品に含めてもらうなど、アスリート及び関係者に対して直接的な広報機会を創出し、制度の対象となるアスリート等への周知に努めた。ガイドブック、ノベルティ（絆創膏）等広報ツールについては、合計 9,032 部を配布した。

また、第三者相談・調査制度の HP や広報物について、新たにパラリンピアン（視覚障がい）にアドバイザーを委嘱し、パラアスリートの視点や見地による指導・助言等を得ることで読み上げ機能改善を図るなど、適切な運用を行った。

（４）トップアスリートに対する暴力・ハラスメント予防プロジェクトの開始

令和５年度の新たな取組として、トップアスリートの指導現場における暴力・ハラスメント行為の防止に貢献するため、これまでの委員会対応事案から得られた知見を踏まえ、指導者を対象とした研修コンテンツの開発及び提供を行うプロジェクトを開始した。

・第三者相談・調査制度の運用について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、委員会における相談対応や認知度調査等に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

プロジェクトメンバーは、第三者相談・調査委員会の委員２人、特別委員３人のほか、外部有識者３人を加えた８人の有識者（弁護士１人、臨床心理士１人、元アスリート２人、トップアスリートの指導経験者３人、教材開発の専門家１人）により構成され、令和６年３月末までにプロジェクト会議を３回開催した。令和６年度中に、統括団体と連携しナショナルレベルのコーチを対象とした研修を実施予定。

６．ドーピング防止活動

スポーツ庁や JADA との定期的な情報共有や、WADA の会議及び前述１．（１）のシンポジウム等を通じて国内外の動向を把握した。特に令和４年度の事業を対象として実施したアンチ・ドーピングに係る外部評価会議における意見も踏まえ、プロリーグ等を傘下に置く６つの NF に対して状況確認を行ったほか、聴取等が必要となった際の連絡先や NF 内の情報伝達フローの確認等、今後、事案が発生した場合に円滑にインテリジェンス活動を推進するために必要なネットワークを構築しつつ、ドーピング通報窓口周知への協力を依頼した。

加えて、HPSC、JOC、JPC 等、JSC 内外と連携した広報活動を行ったことにより、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持するなど、不正の抑止・けん制につながる意識の醸成に寄与した。

（１）インテリジェンス活動

ドーピング通報窓口について、年間を通じて常に通報を受け付けられる状態を保つとともに、ドーピング通報窓口の音声読み上げが正しく機能しているか等、前述５．（３）②のアドバイザーの協力も得ながら画像や記号に代替テキストを挿入する改修を行うなど、適切かつ着実に運用した。

また、以下に記載する連携活動を踏まえ、国内外の動向を公開情報の収集等と併せて把握しながら、スポーツ庁、JADA との定期的な情報共有（スポーツ庁との定例会実施：９回、JADA との担当者会議実施：５回、スポーツ庁、JADA との三者会議実施：２回）を行うことにより、インテリジェンス活動を着実に実施した。

・WADA が今後アジア・オセアニア地域で開催予定のインテリジェンス及び調査能力開発プロジェクトに関連し、最新情報等をいち早く得るため、Interpol 等とのネットワークを新たに構築し、次年度以降の活動につながる素地を整えた（再掲。詳細は１．（１）参照）。

・WADA が主催し、IF やアンチ・ドーピング機関等のインテリジェンス担当者が集う Sport Human Intelligence Network（SHIN）に参加し、調査手順や情報源との関係作りに関する対応等、実践的な内容を学びながら各機関との連携を促進した。

（２）広報・理解促進活動

①　広報活動

第三者相談・調査制度とドーピング通報窓口の対象者が一部重複していることから、５．（３）②と同様に、JSC 主催のアスリート助成説明会（スポーツ振興事業部主催）、JOC 主催の派遣前研修（前述１．（２）②参照）や関連する学会等の内外のリソースを活用して、ドーピング通報窓口について周知したほか、JOC、JPC と連携して広報用ノベルティを国際大会に参加する日本代表選手団の支給品に含めてもらうなど、アスリート及び関係者に対して直接的な広報機会を創出し、制度の対象となるアスリート等への周知に努めた。ガイドブック、ノベルティ（絆創膏）等広報ツールについては、合計 10,196 部を配布した。

また、HPSC が毎年開催するハイパフォーマンススポーツ・カンファレンスにおいて、初めてサポートスタッフ向けにアンチ・ドーピングセッションを実施し、ハイパフォーマンスに関心がある層に向けた情報提供を行ったほか、ドーピング通報窓口は誰でも利用できることから、SNS を活用し、広く一般に向けた周知活動も実施した。

加えて、増加傾向にある日本語を母国語としないアスリート及び指導者への認知拡大に資するため、WADA や国際検査機関及び JADA と連携し、通報窓口概要書の英語版を作成した。

その他、JADA の「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」（令和４年３月　2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた教育に関する検討会議）に沿って、JADA が HPSC 職員に教育セミナーを実施するに当たり、事前調整から当日の運営等、JSC 内部のサポートスタッフに向けたアンチ・ドーピング活動に対する理解促進を支援した。

②　ドーピング通報窓口に関する認知度・理解度アンケート調査の実施

関係団体等との協力・連携の下、内外のリソースを活用した広報活動を実施した結果、母数となるアンケートの対象アスリートが定期的に入れ替わる状況において、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高い水準に維持すること

・ドーピング防止活動について、中期計画等に基づく取組が進められているものの、自己評価の実施に当たっては、国内外の情報収集、アスリート等への通報窓口の周知活動及びアンケート調査に係る業務実績とアウトプット・アウトカムの関連性等を明らかにし、過去の実績との比較・分析を行うこと。

・ドーピング通報窓口の認知度及び理解度につい

		により、不正の抑止・けん制に繋がる意識の醸成に寄与した。 なお、アンケートの実施については、調査対象が重複するため、対象者の負担を考慮し、第三者相談・調査制度のアンケート調査と同時に行った。 ＜アンケート結果＞ 対象者：JOC・JPC 強化指定選手及びそのサポートスタッフ、NF スタッフ 回答者：1,236 人 認知度：83.0%　／　理解度：82.2% ※　認知度は「ドーピング通報窓口を以前から知っていましたか？」という設問に対して、「知っていた」及び「名前を知っている程度」の回答割合を算出。 ※　理解度は「ドーピング通報窓口についてどう思いますか？」という設問（複数回答可）に対して、「クリーンなスポーツを実現するために必要なものである」の回答割合を算出。 **７．日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用** 公正かつ公平で運営上の独立性を有する規律パネルによる聴聞会を適時・適切に開催するため、委員 11 人、運営コーディネーター２人（うち、１人は年度途中で増員）を委嘱したほか、規律パネルの仕組みや規律手続に関する新任委員を対象としたオリエンテーションの開催（８月 31 日）、アンチ・ドーピングに係るスポーツ仲裁シンポジウム等の情報提供（７件）を行うなど、着実に運用した。 聴聞会の開催は３件であり、競技者の検体から禁止物質が検出されるといった一般的なアンチ・ドーピング規則違反のみならず、アンチ・ドーピングに係る手続の違反に関しても聴聞会を活用するなど、新たな対応を行い、クリーンでフェアなスポーツの推進に貢献した。 **８．アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議** 評価指標に基づき、ドーピング防止活動に知見のある有識者で構成する外部評価会議を令和６年４月５日に開催し、JSC が実施するドーピング防止活動（インテリジェンス活動、広報・理解促進活動、規律パネル運用）の実施状況や取組、寄与・貢献状況について報告した。 ・インテリジェンス活動については、ドーピング調査の実績、スポーツ庁や JADA をはじめとする関係機関との連携、海外における活動など。 ・広報・理解促進活動については、令和５年度に新たに取り組んだ活動や認知度・理解度調査アンケート結果など。 ・規律パネルについては、着実な運用に向けた規律パネルの体制整備や聴聞会開催実績など。 その結果、「活動全般についてプロセス・手法で顕著な取組も見られ高く評価できる」、「ドーピング調査の照会業務を見直すなど効率的・効果的なインテリジェンス活動が実施されている」、「パラアスリートの取組はアドバイザーを設けるなどとてもよい」として、「特に効果的」の最上位評価を受けた。 なお、アウトプットだけではなくアウトカムについても評価がなされる必要があるとの第４期大臣評価における指摘等も踏まえ、評価の観点に取組内容だけでなく「寄与・貢献」を設定するとともに、「特に効果的」を最上位とする４段階評価に変更するなど必要な評価区分の見直しを行った。		ては、選手等が確実な理解のもと、間違いのない行動を取ることが重要なため、更なる割合の向上に向けた取組を期待する。 ・また、通報窓口の理解度を測る設問については、より適切な内容となるよう見直しを検討すること。 ・アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議については、過去の実績との比較・分析も含め、定量的指標に基づく業務実績の評価が行われるよう評価方法等の見直しを図ること。

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―５	学校安全のための災害共済給付の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標２　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 11　スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第１項第７号～９号
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
子ども・子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率	最終年度において 65％以上	59.7％	60.2％				
給付受給者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、満足度について高評価を得る。	最終年度において 60％以上	―	90.9％				
差戻し件数	令和３年度と同水準	69,094 件	8.7％減				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	1,993,822				
決算額（千円）	1,554,982				
経常費用（千円）	1,686,907				
経常利益（千円）	70,500				
行政サービス実施コスト（千円）	―				
行政コスト（千円）	1,686,907				
従事人員数（人）	94.5				

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第１位まで）を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B

＜評価指標＞

・中期目標期間の最終年度において、平成 27 年度に災害共済給付の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）における災害共済給付制度への加入率について 65%以上とする。

・中期目標期間の最終年度において、災害共済給付金を受け取った者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度について 60%以上から高評価を得る。

・災害共済給付における請求に対する差戻し件数。

＜その他指標＞

なし

＜評価の視点＞

・子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業について、令和３年度における加入率が、それぞれ 42%、59%であったことを踏まえ、65%以上を指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

・災害共済給付制度の理解を深める必要があることから、給付金を受け取った者にスマートフォン等を活用したアンケートを実施し、制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度の結果を指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

○子ども・子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況

子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業の加入促進を図るため、以下の取組を実施し、同施設の加入率は 60.2 %となり、令和５年度の目標値を上回った。

① 制度周知等の加入促進の取組の実施

子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業について、制度の趣旨が伝わるように作成した制度説明のチラシを JSC の HP に掲載するとともに、都道府県・市区町村合計 1,788 団体の保育事業担当者等に対して、同チラシの送付を行うことで加入促進を図った。

さらに、各支所において自治体等への訪問等を行い、制度説明を合計 110 回実施し、５月２日以降に新設された保育施設等についても情報の提供や加入促進に向けた協力を依頼するなどの積極的な取組により、７団体が新規加入した。

校種	在籍者数（人）	加入者数（人）	加入率（%）	対目標値達成度（%）
地方裁量型認定こども園 特定保育事業	99,402	59,880	60.2	100.3

※令和４年度の加入率は、地方裁量型認定こども園が 44.8%、特定保育事業が 60.5%。合計で 59.7%。

※令和５年度の目標値は、60%以上。

※令和４年度から、加入施設数が 95 ヵ所増加した。

○保護者等への試行的なアンケートにおける制度の満足度

保護者等から災害共済給付制度に対する認識度やニーズに係る情報を収集するため、スマートフォン等を活用したアンケートを効率的かつ効果的に行うための実施方法を検討し、災害共済給付金を受け取った保護者等に対し、二次元バーコード付きのアンケート依頼文書を送付し、試行的なアンケートへの協力を依頼した。897 件のアンケート送付に対し、526 件の回答があり、90.9%から制度について満足している旨の回答を得ることができた。一方で、制度の認識度は、高い項目で 36%、低い項目は５%以下となり、保護者や請求時の窓口となる学校への制度周知のニーズが多くあった。

○給付金の請求における差戻し件数

請求内容の不備による差戻し及び再請求の削減によって、学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を維持していくため、災害共済給付金の支払請求の際に多い照会事例（記載不備等）や請求時の留意点をまとめた簡易チラシを作成し、広報誌「災害共済給付ナビ」や JSC の HP 等に掲載するとともに、給付金の支払請求を行った設置者に送付し周知を図ったことにより、給付金の請求における差戻し件数については、令和３年度における水準（69,094 件）と比較して 8.7%減となった。

＜差戻し件数＞

区分	R5
差戻し件数	63,051 件
R3 年度比	▲8.7%

※令和３年度差戻し件数は 69,094 件

【中期目標に定められる指標に対する成果】

子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業の加入率については、60.2%であり、令和４年度の 59.7%から 0.5 ポイント増加し、中期目標計画における目標値の 65%達成に向け設定した令和５年度目標値（60%以上）を上回っている。

災害共済給付金を受け取った者に対して行った試行的なアンケートにおいては、制度の満足度について 90%以上から高評価を得ており、目標値（60%以上）の 120%以上を達成した。

また、災害共済給付制度における請求に対する差戻し件数については、63,051 件であり、令和３年度の 69,094 件から 8.7%減と令和３年度と同水準以下を維持している。

【評価に資する主な成果】

・実務研修、審査専門委員会及び実地調査の実施等の取組により、公正かつ適切な給付を実施した。

・子ども・子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業に対して、制度説明のチラシを活用するなどして制度周知及び加入促進を図った。

・保護者等に対して試行的なアンケートを実施し、保護者等からの災害共済給付に対するニーズ等に係る情報を収集した。

・学校現場の負担を軽減するため、差戻し件数の削減を図るとともに、災害共済給付オンライン請求システムの改修に向けた検討手続を進めた。

・教育委員会等が主催する説明会において、3,010 人の教職員等に対して制度説明を行った（年間 116 回開催）。

・教育委員会等が主催する事故防止に関する研修会等において、事故防止資料の周知や資料活用の好事例の紹介を行うことで、資料の活用促進を図った。

・事故防止のための資料等の活用状況調査結果を踏まえ、授業等で活用している好事例や活用頻度の高い資料について、研修会等において紹介するとともに、広報誌に掲載した。加えて、活用頻度が高い資料をポスターにして全国の学校等に送付するなどの取組を行い、事故防止対策資料の更なる普及に努めた。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していることから、Ｂ評価とする。

＜課題と対応＞

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設等の加入率向上に向け、関係省庁・自治体等との連携・協力関係強化を図り、当該教育・保育施設等に対する災害共済給付制度の理解促進に努めていく。

また、保護者等の制度の認識度を高めるために、アンケート結果を踏まえた保護者等の制度理解の促進に向けた方策を検討し、実施していく。

＜評定に至った理由＞

以下に示すとおり、中期計画において定められた取組の進捗が認められたため。

・審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための実務研修、外部有識者による審査専門委員会及び実地調査等の取組により、公正かつ適切な給付を実施している。

・子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業の加入率については、60.2%であり、令和４年度の 59.7%から 0.5 ポイント増加し、中期目標計画における目標値の 65%達成に向け設定した令和５年度計画値（60%以上）の 100%以上となっている。

・保護者等に対して試行的なアンケートを実施し、保護者等からの災害共済給付に対するニーズ等に係る情報を収集し、制度理解の促進に必要な検討を行っている。

・利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図る取組を実施し、災害共済給付制度における請求に対する差戻し件数について、63,051 件となっており、令和３年度の 69,094 件から 8.7%減と、令和５年度計画値（令和３年度における水準）の 100%以上となっている。

・給付実績から得られた事故情報を踏まえ、有識者で構成される委員会による調査研究に基づいた事故防止資料の作成及び学校関係者等への周知を行うとともに、教育委員会及び関係機関が開催する教職員等を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知し学校等現場における各資料の活用場面を例示している。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

・保護者へのアンケートの実施方法等の検討においては、定期的にアンケートを実施する仕組みを構築し、更なるニーズの収集及び制度理解の促進等に努めること。また、今般のアンケート結果において制度を認識していない保護者が一定数いることから、アンケートの対象範囲の適切性を勘案した

	・請求における差戻しは、令和３年度では約７万件発生しており、引き続き学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を実現する必要があるため、令和３年度における請求に対する差戻し件数と同水準を目標値として設定した。	・制度説明会で周知した人数 3,010 人 ・周知のために実施した取組内容 広報誌「災害共済給付ナビ」や JSC の HP 等に請求時の留意点をまとめた簡易チラシを掲載 給付金の支払請求を行った設置者に請求時の留意点をまとめた簡易チラシを送付 令和４年度差戻し案件の中で「高額療養状況の届」の添付漏れ及び記入誤りが散見されたことから、学校や保護者に分かりやすく説明するために「高額療養状況の届」の提出条件及び記入方法に関する説明動画を作成し、JSC の HP に掲載し、周知を図った（令和５年 10 月 10 日掲載、再生回数 4,116 回（令和６年５月８日現在））。		上で認識度の把握にも努めるとともに、認識度向上に向けた改善の取組を徹底すること。 ・保護者の学校災害への関心が高まっていることを踏まえ、児童生徒等に学校等の管理下において災害が起こった際には確実に給付請求できるように、学校の設置者等と連携して、保護者への当該制度の確実な情報提供、災害共済給付契約時の同意取得の徹底、問い合わせへの丁寧な対応等の取組の強化を検討すること。 ・事故防止のための資料等について、引き続き活用状況の調査等の把握に努めること。また、事故情報の整理・分析方法の検討においては、当該取組の目的を、災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して「学校等での災害の減少を図る」こととしていることから、当該目的に沿って設定した指標を明確化し、学校現場等における効果的な活用ができているかの検証においては、その指標の達成度も取組の成果の目安の一つとして勘案すること。 **＜その他事項＞** ―
		＜主要な業務実績＞ 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られる災害事故情報を活用した調査・研究を行い、その成果を分かりやすく情報提供等することにより、学校事故防止のための取組を推進した。 災害共済給付業務及び学校事故防止のための取組の円滑な実施・運営に当たっては、給付業務上の課題解決策、学校関係者等への事故防止情報の提供と活用方策等について、「災害共済給付事業連絡会議」及び「災害共済給付事業運営協議会」を開催し、全国及び都道府県の医師会、教育委員会、学校長会、PTA 連合会等の関係団体と意見交換を行った。 １．公正かつ適切な給付事務の着実な実施に向けた取組 災害共済給付業務においては、保護者の同意を得て、約 1,575 万人が加入した（児童生徒等の在籍者の約 94.8%）。本業務において公正かつ適切な給付事務を着実に実施し、約 160 万件の給付を行った。 ＜児童生徒等の加入者数＞ 区分 / R5 在籍者数（人） / 16,611,892 加入者数（人） / 15,745,282 加入率（%） / 94.8 ※在籍者数及び加入者数は、令和５年５月１日時点の人数 ※一定の基準を満たす認可外保育施設は、こども家庭庁からの数値提供不可のため、在籍者数及び加入率算出の数値には含まない。 ＜給付件数及び給付金額＞ 区分 / R5 医療費 / 件数（件） / 1,602,968 医療費 / 金額（千円） / 12,089,640 障害見舞金 / 件数（件） / 308		**＜所見＞**

	金額（千円）	1,448,256
死亡見舞金	件数（件）	36
	金額（千円）	890,500
合計	件数（件）	1,603,312
	金額（千円）	14,428,396

※ 端数処理の都合上、合計と各内訳の額は必ずしも一致しない。

（1）審査担当職員の専門的知識、能力の向上

審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事務総括部署による統一研修及び各支所における個別研修を実施した。実施に当たり、ｅラーニングやアーカイブ配信を活用することで研修機会の拡大を図った。

審査業務に必要な専門的知識や法令解釈の理解向上を主な目的とし、統一研修では、関係法令や基準について、実際の事例を用いて研修を行った（年４回実施、延べ 209 人受講）。また、個別研修では、各支所において、過去の研修資料を再編集して、それぞれの体制や課題等に応じてより具体的なテーマで研修を行い、審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図った（各支所３回ずつ計 18 回実施、延べ 362 人受講）。加えて、アーカイブによる他支所の研修の聴講等、広く受講できるよう対応した（個別研修受講者のうち、アーカイブ受講者延べ 167 人）。

（2）死亡・障害などの重要案件等の審査

以下の取組を実施することによって、公正かつ適切な給付事務を着実に実施した。

① 審査専門委員会に付議

医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支払請求案件のうち、障害見舞金における該当等級の認定等、医学的その他専門的見解が必要と認められる案件について、各支所に設置した審査専門委員会（各分野の専門医師、歯科医師、弁護士、教育委員会関係者等の外部有識者 10 人程度で構成）に付議し、適切に審査を行った（各支所６回ずつ計 36 回開催、延べ 342 件を諮問）。

② 災害共済給付請求に係る実地調査の実施

公正かつ適切な審査を実施するため、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱」に基づき、現場の確認が必要な案件や障害になることが想定される案件、重障害、死亡見舞金の支払請求案件について、学校等の関係者との連携・協力の下、担当職員による実地調査（デジタル技術を活用した調査を含む）を合計 234 件実施した。

（3）外部有識者を含む不服審査会の実施

災害共済給付の決定に関し、学校等の設置者、保護者等からの不服審査請求に対し、外部有識者（医師２人、弁護士１人）を含む不服審査会を７回開催（35 件審議）し、中立かつ公正に審査を行った。

また、審議結果及び決定経緯を説明する動画を作成し、支所の審査担当職員等と効果的に情報共有を行い、給付事務の適正化を図った。

２．地方裁量型認定こども園及び特定保育事業の加入率向上に向けた取組

子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業の加入促進を図るため、以下の取組を実施し、同施設の加入率は 60.2％となり、令和５年度の目標値を上回った。

① 制度周知等の加入促進の取組の実施

子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業について、制度の趣旨が伝わるように作成した制度説明のチラシを JSC の HP に掲載するとともに、都道府県・市区町村合計 1,788 団体の保育事業担当者等に対して、同チラシの送付を行うことで加入促進を図った。

さらに、各支所において自治体等への訪問等を行い、制度説明を合計 110 回実施し、５月２日以降に新設された保育施設等についても情報の提供や加

入促進に向けた協力を依頼するなどの積極的な取組により、７団体が新規加入した。

＜子ども・子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況＞

校種	在籍者数（人）	加入者数（人）	加入率（%）	対目標値達成度（%）
地方裁量型認定こども園 特定保育事業	99,402	59,880	60.2	100.3

※令和４年度の加入率は、地方裁量型認定こども園が 44.8%、特定保育事業が 60.5%。合計で 59.7%。
※令和５年度の目標値は、60%以上。
※令和４年度から、加入施設数が 95 ヵ所増加した。

３．保護者等の制度理解の促進に向けた取組

保護者への同意取得に当たり、保護者の災害共済給付制度の理解促進のために以下の取組を実施し、アンケートに回答した 90.9%の保護者から、災害共済給付制度に満足している旨の回答を得た。

また、制度周知用ポスターを作成し、学校等に施設内への掲示等を依頼するとともに、ホームページに掲載することで、保護者に対し制度周知を図った。

① 保護者等への試行的なアンケートの実施

保護者等から災害共済給付制度に対する認識度やニーズに係る情報を収集するため、スマートフォン等を活用したアンケートを効率的かつ効果的に行うための実施方法を検討し、災害共済給付金を受け取った保護者等に対し、二次元バーコード付きのアンケート依頼文書を送付し、試行的なアンケートへの協力を依頼した。897 件のアンケート送付に対し、526 件の回答があり、90.9%から制度について満足している旨の回答を得ることができた。一方で、制度の認識度は、高い項目で 36%、低い項目は５%以下となり、保護者や請求時の窓口となる学校への制度周知のニーズが多くあった。

② 理解促進に必要な方策の検討

アンケートの結果を踏まえて、今後のアンケートの実施方法等及び保護者等の制度理解の促進に必要な方策について検討を行った。

検討の結果、養護教諭だけではなく、担任等教職員全体への制度周知が保護者等の制度理解につながると考えられるため、次年度は教職員向けチラシ等を作成し、制度周知を図ることとした。

４．利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図る取組

利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、以下の取組を実施し、差戻し件数について令和３年度における水準から 8.7%の減少を実現した。

（1）迅速な給付を維持するための取組

請求内容の不備による差戻し及び再請求の削減によって、学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を維持していくため、災害共済給付金の支払請求の際に多い照会事例（記載不備等）や請求時の留意点をまとめた簡易チラシを作成し、広報誌「災害共済給付ナビ」や JSC の HP 等に掲載するとともに、給付金の支払請求を行った設置者に送付し周知を図ったことにより、給付金の請求における差戻し件数については、令和３年度における水準（69,094 件）と比較して 8.7%減となった。

＜差戻し件数＞

区分	R5
差戻し件数	63,051 件

		R3 年度比 ▲8.7% ※令和３年度差戻し件数は 69,094 件 ・制度説明会で周知した人数 3,010 人 ・周知のために実施した取組内容 広報誌「災害共済給付ナビ」や JSC の HP 等に請求時の留意点をまとめた簡易チラシを掲載 給付金の支払請求を行った設置者に請求時の留意点をまとめた簡易チラシを送付 令和４年度差戻し案件の中で「高額療養状況の届」の添付漏れ及び記入誤りが散見されたことから、学校や保護者に分かりやすく説明するために「高額療養状況の届」の提出条件及び記入方法に関する説明動画を作成し、JSC の HP に掲載し、周知を図った（令和５年 10 月 10 日掲載、再生回数 4,116 回（令和６年５月８日現在））。 （２）現行の災害共済給付オンライン請求システムの改修 調達仕様書作成及び工程管理支援業務の受託者と契約締結の上、分かりやすく操作性の高い画面構成や最新のデジタル技術等の活用により、システム利用者の利便性向上及び事務処理の迅速化・効率化を実現するためのシステム要件を確定し、災害共済システム改修に係る調達仕様書及び要件定義書の作成を行った。 ５．学校等における事故防止の取組を支援するための取組 学校等における事故防止の取組を支援するため、学校関係者等に対する情報提供として書籍の編集・発行、データベースの更新を行った。また、有識者で構成される委員会による調査研究に基づいた事故防止資料（ハンドブック２冊、パンフレット１冊及び動画３件）の作成・公開を行った。 さらに、作成したデータベースや事故防止資料の周知及び活用促進のため、オンラインセミナー（１回）を開催するとともに、教職員向け研修会等（117 回）及び広報誌「災害共済給付ナビ」において情報提供・情報発信を行った。 （１）学校関係者等に対する事故防止のための情報提供 令和４年度の災害共済給付データを整理し、「学校等の管理下の災害［令和５年版］」を作成し、各教育委員会、関係団体及び関係者に送付した。 併せて令和４年度に給付した死亡見舞金・障害見舞金・供花料・歯牙欠損見舞金の給付事例について、学校等が給付実績から得られる事故情報を活用できるよう、JSC の HP で公開中の「学校等事故事例検索データベース」に追加掲載し、更新を行った（データベースの登録データ数 9,160 件、更新したデータ数 363 件）。 また、医学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校等における事故防止調査研究委員会」を組織し、委員会において学校等の現場における事故防止対策に有用な調査・研究課題を選定し、災害共済給付データを活用した調査研究を推進した。その研究成果を JSC の HP、広報誌等を活用して学校関係者等に提供を行うことにより、学校等における事故防止の取組を支援した。 ①　幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策調査研究専門部会 学校等事故事例検索データベース及び医療費給付データの分析結果を参考にして、「幼稚園・保育所等における事故防止／対応ハンドブック」及び「固定遊具の事故防止パンフレット」を作成した。 整理・分析した事故情報数については、以下のとおり。 ・「幼稚園・保育所等における事故防止／対応ハンドブック」関連：死亡見舞金給付事例 104 件、障害見舞金給付事例 333 件、医療費給付事例 212,236 件 ・「固定遊具の事故防止パンフレット」関連：死亡見舞金給付事例１件、障害見舞金給付事例 53 件、医療費給付事例 198,759 件 このほか、令和４年度に当該専門部会で作成したパンフレット「なくそう！保育中の事故」を幼稚園・保育所等（40,440 園）に配付した。		

		② 学校等における事故防止のための情報発信専門部会 学校等における事故防止の意識啓発と、事故防止関係の取組の充実を図ることを目的として、「学校等における事故防止調査研究委員会」の委員である有識者による講演と受講者参加型ワークショップを組み合わせたオンラインセミナー「小学校、幼稚園・保育所等における事故発生状況の傾向と事故防止」を開催した。 ＜オンラインセミナー概要＞ ・開催日：令和６年１月 24 日開催 ・講演①：学校等におけるこどもの事故の現状と課題 ・講演②：小学校、幼稚園・保育所等における事故防止の留意点について ・参加者：484 人、ワークショップ参加者 35 人 セミナー参加者を対象にしたアンケートにおいて、回答者の 96%から「事故発生状況の傾向と事故防止について把握できた。」との回答を得た。 新しい形の事故防止啓発方法を検討・実践するため、事故防止の留意点がわかるショート動画を３本作成し JSC 公式 YouTube チャンネルで公開し、JSC の HP でも公開を周知した（再生回数 508 回（令和６年５月８日現在））（熱中症に注意しよう！／なくそう！遊具の事故～鉄棒～／防犯対策紙芝居 はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～）。 （２）作成した資料等の周知及び活用 教育委員会及び関係機関が開催する教職員等を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、各資料の活用度向上を目的として、学校等現場における研修や資料作成等、各資料の活用場面を例示した（回数 117 回、参加者 8,981 人）。 研修会等を含む事故防止資料周知の取組の成果として、学校等現場から事故防止資料の追加配送依頼（86 件）を受け提供した。また、研修会等でアンケートを実施することで、学校等の現場での活用実態等を把握した。 ① 把握した活用実態（回答数 1,685 件） ・教材カード（ポスター）等のそのまま使いやすい形状の資料は、学校・園内での配布物・掲示物として活用されている。 ・事故防止のための動画（DVD）、パンフレット等は、教職員の会議や研修会の資料として活用されている。 ② 活用方法の検討及び提供状況 アンケートで把握した活用実態を踏まえ、学校等の現場の教職員によって、より一層動画（DVD）資料、パンフレット等が活用されるよう、広報誌「災害共済給付ナビ」や災害共済給付事業部主催の会議において、以下の資料の活用方法を紹介した。 ・令和４年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業～取組と成果～」成果報告書及びオンラインセミナーのアーカイブ配信 ・学校等事故防止検索データベース及び書籍「学校等の管理下の災害」の具体的な活用方法 ・「事故防止に関する動画掲載ページのご紹介」及び JSC の HP における動画（DVD）資料へのアクセス方法・活用方法 加えて、学校現場での事故防止資料の活用事例（11 件）を JSC の HP へ掲載した。そのうち１件については、取材先の学校の SNS（X（旧 Twitter））によりリポストされるとともに、学校の HP に掲載され、学校関係者等に広く周知された。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費と事業費の削減率	最終年度において△5.0%以上	6,908,125 千円	△9.42%					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	**＜主要な業務実績＞** 理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るとともに、業務効率化を進め一般管理費及び事業費の削減に努めた。 **１．業務効率化に向けた取組** 基幹システムのデジタル化に向けて取り組むとともに、コピー用紙を他の独立行政法人と共同で調達するなど、業務負担の軽減に向けて取り組んだ。 **（１）デジタル化の準備について** JSC において全職員が通常業務を行う際に利用する基幹システムについては、令和８年度のシステム更改の準備を遅滞なく進め、更改時に業務効率が低下しないために、システムベンダーにグループウェアの後継ラインナップの機能、価格等に関するヒアリングを行った。また、クラウド PC と現行 PC との比較を行い、情報セキュリティリスクや管理効率面での優位性、制約事項等について確認した。 **（２）共同調達、間接業務に関する取組** **①　コピー用紙の共同調達** スケールメリットを生かした経費節減及び調達事務の負担軽減を目的とし、A3 コピー用紙及び A4 コピー用紙の共同調達について、独立行政法人国立美術館、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人日本学術振興会と実施した。調達事務を輪番制で行うなど、４法人全体での業務負担軽減を図った。 ［参考］コピー用紙の共同調達による契約単価（税抜） （単位：円/箱） 年度 \| R4 \| R5 \| 増減額 A3 用紙 \| 1,660 \| 2,140 \| 480 A4 用紙 \| 1,377 \| 1,785 \| 408	**＜評定と根拠＞** 評定：B **【評価に資する主な成果】** １．について 令和８年度に更改予定の基幹システムのデジタル化に向けて取り組むとともに、コピー用紙を他の独立行政法人と共同で調達するなど、業務負担の軽減に向けて取り組んだ。 ２．について PMO 体制において、各部署が検討している７つの専用業務システムの更新に向けてプロジェクト支援を行い IT ガバナンスを着実なものとし、業務プロセスを効率化させるとともに、各部署における IT マネジメントを向上させた。 また、情報セキュリティ対策推進計画を策定し、外部研修に参加するなど、情報セキュリティインシデント発生防止に向けて取り組んだ結果、重大なインシデントは発生しなかった。 ３．について 一般管理費及び事業費は、予算を効率的に執行できるよう努めた結果、削減率は令和４年度予算比 9.42%の減	**＜評定に至った理由＞** 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 また、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づく情報セキュリティ対策ついても着実に業務が実施されたと認められる。	

② その他の間接業務の実施について

ア．トイレットペーパーの共同調達に向けた検討

文部科学省が所管している他の独立行政法人の業務実績報告書を参考に、間接業務の共同実施の状況について調査を行い、コピー用紙に次いで導入事例が多いトイレットペーパーの共同実施に関する実現可能性について検討を行った。

経費節減に関する調査を行うために、納入事業者へのヒアリングを行った結果、経費節減効果が期待できるのは、納入場所や回数の減少及び製品仕様の統一化であることが明らかになったものの、他の独立行政法人と納入場所やトイレットペーパーホルダーの規格を統一することは困難であることから、他の独立行政法人とトイレットペーパーを共同調達することは馴染まないと判断した。なお、今回のヒアリング結果を基に JSC 内７施設に納品する製品仕様を見直すなど、経費節減に向けて取り組んだ。

イ．文部科学省文教団体による間接業務の実施

文部科学省文教団体９団体合同で「文部科学省文教団体職員採用試験」及び「文部科学省文教団体共同職員研修会」を継続して実施することで、他団体の担当者間で、採用に限らず間接業務に関する情報共有を行うとともに、試験問題の調達、研修会場の手配、講師との契約等の事務手続を輪番制で行い、採用及び研修に係る業務負荷の軽減に寄与した。

（３）その他の取組

① 「ワーク・ライフ・バランス確保のための業務効率化」に関する意見募集

ワーク・ライフ・バランスや労使協定遵守を確保した上で中期目標・中期計画・年度計画を着実に実施するために、日常的に行う業務の過程又は完遂に要する時間の短縮を目的とした業務効率化の検討を行った。検討に当たっては、プロセスの省力化や AI を活用することで効率化できる業務の洗い出しを職員の業務負荷に配慮し、理事・部長中心に行った。

効率化できる業務として抽出されたものに対する全職員からの意見を踏まえ、「旅費関係の事務処理」と「議事要旨の作成」を対象業務に選定した。

② 選定した対象業務に関する取組

ア．旅費関係の事務処理について

旅費関係の事務処理の現状に関する職員へのヒアリングの結果、出張前の手続や精算業務の省力化、簡素化が業務効率化につながることが明らかになった。

また、他法人への旅費事務処理の取組に関するヒアリングの結果、旅費関係の事務処理のアウトソーシングやシステムの導入が有効であることを確認した。今後は、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」改正の動向を踏まえつつ検討を進めるという結論に達した。

イ．議事要旨の作成について

AI 活用による業務効率化の試行として、「Chat GPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ（2023 年（令和５年） ５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）」に従い、生成 AI 機能は使用せずに AI 議事録作成サービスを試験的に導入した（令和６年２月、３月の２カ月間）。試行期間中に 132 件、約 134 時間の利用があった。職員に AI 活用による業務効率化の機会を提供したとともに、効果検証の結果、利用した職員からは、「議事要旨作成の手間が削減できた」、「議事メモを取らずに会議に集中できた」等の意見があり、AI 活用による業務効率化の効果が認められた。

２．情報システムの整備及び管理に関する取組

PMO 体制において各部署が検討している７つの専用業務システムの更新についてプロジェクト支援を行い、IT ガバナンスを着実なものとし業務プロセスを効率化させるとともに、各部署における IT マネジメントを向上させた。また、令和５年度情報セキュリティ対策推進計画及び中長期的情報セキュリティ対策推進計画の策定や外部研修等に参加するなど、情報セキュリティインシデント発生防止に向けて取り組んだ結果、令和５年度において情報セキュリティに関する重大なインシデントは発生しなかった。

（１）専用業務システム構築に向けた支援について

令和４年度に設置した PMO 体制において IT ガバナンスを着実なものとし業務プロセスを効率化させるとともに、各部署における IT マネジメントを向上させるために、７つの専用業務システムについて支援を行った。主な専用業務システムについては、以下のとおり。なお、客観的かつ幅広い知見が必要とされるものについては、外部アドバイザーによる助言を受けながら着実な支援を行った。

となり、対目標値188.4%を達成した。

４．について

令和５年度調達等合理化計画については、、当該計画に掲げた重点的に取り組むべき課題を全て実施し、迅速かつ効果的で適正な調達事務を行うなど、合理的な調達に向けて取り組んだ。

５．について

合計で 912 団体となった JSN 参加団体に対し、JSC の成果のみならずスポーツ庁から依頼を受けた情報を発信するなど、地域とスポーツの活性化に向けて取り組んだ。

また、スポーツの日中央記念行事の開催を通じて、700 人以上に対し、運動・スポーツに親しむ機会を提供した。

加えて、令和５年度の新たな取組として、既存のパンフレットやポスターの素材を加工し、女性アスリート支援関係、災害共済給付事業関係及び NTC イースト見学ツアー関係の３種類のショート動画を作成し、JSC の公式SNS に投稿した結果、総エンゲージメント数 21 万以上を獲得した。

６．について

夏季及び冬季節電対策を検討・策定するなど、環境負荷の軽減及び職員の意識改革に向けて取り組んだ。

７．について

JSC 独自の取組として業務改善を促進・支援する体制を整備し、各部署や理事長とのコミュニケーションを密にしながら、改善が必要な７つの業務や課題に対して支援を行い、各部署の業務負荷軽減に寄与した。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していることから、Ｂ評価とする。

＜課題と対応＞

燃料価格の高騰に伴う光熱費の支出増が、引き続き見込まれることから、一般管理費及び事業費の削減率の目標達成に向けて、デジタル技術を活用するなど、業務効率化のための取組を行う。

・災害共済給付オンライン申請システム
令和８年度からのサービス開始に向けて、申請者へのサービス向上及び職員の業務効率化の実現並びに情報セキュリティ対策の強化、企画段階から検討に参画し、システム設計や調達仕様書の作成に関する支援を行った。
・HPSC の無線ネットワーク
HPSC 施設利用者向けの Wi-Fi 環境の更新に先立ち、選定機器やシステム構築の要求要件、保守メニュー等の検討を行った。

（２）情報セキュリティ対策の推進について

①　情報セキュリティ対策推進計画の策定及び実行

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和３年度版）（令和３年７月７日　サイバーセキュリティ戦略本部）」に基づき、最高情報セキュリティ責任者（CISO）や最高情報セキュリティアドバイザーの助言を得ることで、情報セキュリティを取り巻く情勢を踏まえた内容になるように留意した。

「令和５年度情報セキュリティ対策推進計画」については、令和４年度の内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）による監査結果の是正対応、庁舎移転後の初年度であることを踏まえ、物理的セキュリティ対策として要管理区域台帳の更新を重点対応事項とした。「中長期的情報セキュリティ対策推進計画」については、５か年の情報セキュリティ対策のうち、NISC による情報セキュリティ監査の結果に係る是正対応を重点対応事項とした。

それらについては、CISO を委員長とした情報セキュリティ委員会における審議を経て決定し、決定後は、セキュリティ対策の推進に向けて着実に実行するとともに、その結果についても同委員会に報告した。

②　政府関係機関の研修会等の参加

JSC の情報システム担当者が、NISC が主催する勉強会、CSIRT 研修や実践的サイバー防御演習「CYDER」に参加し、情報セキュリティ 10 大脅威とその対策、セキュリティインシデントの全般的対応、マルウェア感染や情報漏洩等のインシデント対応などに関する情報収集を行い、その結果を JSC 内にフィードバックし、情報セキュリティに対する組織的対応力の強化に努めた。

③　情報セキュリティ研修の実施

情報セキュリティ事故を未然に防ぐべく、役職員一人ひとりのセキュリティ意識の維持・向上を目的として、「令和５年度情報セキュリティ研修」を実施した（令和５年 11 月 21 日～12 月 20 日）。研修は、独立行政法人情報処理推進機構が発表している「情報セキュリティ 10 大脅威 2023」、それらに対する未然の防止策、脅威に遭遇した際の対処方法、在宅勤務における情報セキュリティ対策に関する内容とし、766 名が受講（受講率：100%）した。受講後、98%の受講者が、情報セキュリティ対策に関して理解したことが確認できた。

④　その他の取組

令和５年度においては、クラウドサービスの利用申請が増加するなど、情報システムの利用状況について変化が見られた。それらの変化に適切に対応するため、最高情報セキュリティアドバイザーの助言を得ながら、情報セキュリティ対策の検討を行い、外部サービスの利用による情報セキュリティインシデント防止に努めた。特に、生成 AI の利用に当たっては、「Chat GPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ（2023 年（令和５年）５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）」を踏まえつつ、利用形態や取扱機密性情報の格付けに応じた判断基準を整理し JSC 内での周知を図った。

また、フィッシングメールと思われる不審メールの受信やサポート詐欺に誘引する画面が表示された事案を確認した際に、ポータルサイトで注意喚起を行うなど、情報セキュリティインシデントの防止に努めた結果、令和５年度において情報セキュリティに関する重大なインシデントは発生しなかった。

３．一般管理費及び事業費の削減状況

一般管理費及び事業費は、燃料価格高騰の影響により光熱費の負担増が見込まれることを踏まえ、より一層の経費削減の働きかけを行った。また、光熱費の負担増についても、小売電気事業者等へのヒアリングを通じて最も経済的と思われる契約方法を模索し、支出の抑制に努めた。これらの取組により、一般管理費及び事業費の削減率は令和４年度予算比 9.42%の減となった。

＜一般管理費及び事業費の削減状況＞　（単位：千円）

区分	R4 予算（A） ※１	R5 実績（B） ※１	増減率（%） ((B－A）÷A）×100
一般管理費	956,543	444,461	△53.53
一般管理費	956,543	444,461	※２　△53.53
業務経費	5,951,582	5,813,040	△2.33
国立競技場等運営費	792,392	954,638	※３　20.48
JISS 運営費	1,957,980	1,817,400	※４　△7.18
NTC 運営費	2,039,549	1,952,629	△4.26
国立登山研修所運営費	53,107	45,146	※５　△14.99
スポーツ振興基金事業費	825,000	772,335	△6.38
スポーツ活動環境公正化事業費	90,001	56,004	※６　△37.77
スポーツ及び健康教育普及事業費	193,553	214,887	※７　11.02
合計	6,908,125	6,257,502	△9.42

※１　運営費交付金の特殊経費分、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課は含まない。
※２　「一般管理費」の減は、予算配分の見直しに伴うものである。
※３　「国立競技場等運営費」の増は、国立代々木競技場において施設の修繕や備品交換に係る費用が増大したことによるものである。
※４　「JISS 運営費」の減は、予算配分の見直しに伴うものである。
※５　「国立登山研修所運営費」の減は、予算配分の見直しに伴うものである。
※６　「スポーツ活動環境公正化事業費」の減は、相談に係る費用が見込額を下回ったことによるものである。
※７　「スポーツ及び健康教育普及事業費」の増は、予算配分の見直しに伴うものである。

４．調達の合理化及び契約の適正化に関する取組

令和５年度調達等合理化計画については、当該計画に掲げた重点的に取り組むべき課題を全て実施し、迅速かつ効果的で適正な調達事務を行うなど、合理的な調達に向けて取り組んだ。

①　調達の現状及び前年度比較

（単位：件、千円）

	R4		R5		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	149	13,528,936	123	24,013,600	△26	10,484,664
	59.4%	50.6%	50.4%	85.3%	△17.4%	77.5%
企画競争・公募等	5	141,974	9	179,842	4	37,867
	2.0%	0.5%	3.7%	0.6%	80.0%	26.7%
競争性のある契約（小計）	154	13,670,910	132	24,193,442	△22	10,522,531
	61.4%	51.2%	54.1%	85.9%	△14.3%	77.0%
競争性のない随意契約	97	13,041,487	112	3,958,223	15	△9,083,264
	38.6%	48.8%	45.9%	14.1%	15.5%	△69.6%
合計	251	26,712,397	244	28,151,665	△7	1,439,268
	100%	100%	100%	100%	△2.8%	5.4%

※　各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

ア　一般競争入札の実施状況

競争入札の件数は 123 件、全契約件数に対する割合は 50.4%であった。また、競争入札の総額は約 240 億円、全契約案件に対する割合は 85.3%であった。

イ　調達の現状に係る要因の分析

令和５年度と令和４年度を比較し、契約全体としては大きな増減はなかった。

競争性のある契約については、金額が大きく増加した。これは、令和４年度における１億円を超える規模の大きな契約が「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業（90 億円）」を含む 10 件合計 118 億円だったのに対し、令和５年度は「次期スポーツくじ販売払戻システムの構築及び運用保守の調達（167 億円）」、「国立代々木競技場管理・運営業務（16 億円）」

及び「スポーツくじオフィシャルサイトの運用保守業務及び管理業務（６億円）」等の大規模契約を含む 17 件合計 226 億円となったことが主な要因である。

競争性のない随意契約については、件数は増加したが、金額が大きく減少した。件数が増加した要因は、競技力向上事業で実施する令和５年度の中央競技団体への委託事業の契約が、例年であれば前年度末に締結するところ、当該事業年度に入ってから契約を締結したためである。金額の減少については、令和４年度には、「スポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務」に係る規模の大きな契約が２件（合計 76 億円）あったのに対して、令和５年度は同契約の令和６年度施策に係る契約が令和６年度の締結となり、令和５年度に契約がなかったことが主な要因である。また、令和５年度は 10 億円を超える契約がなく、１億円を超える契約で比較すると、令和４年度が 14 件合計 110 億円だったのに対し、令和５年度は５件合計 19 億円と減少したことが要因となっている。

② 一者応札・応募の改善に向けた取組

ア 発注見通しの事前公表

JSC の HP に掲載する「発注見通し」について毎月の掲載内容を更新し、掲出可能な案件については全て掲出することにより、受注希望者により精度の高い情報提供を行い、競争性の確保に努めた。

イ 一者応札・応募となった原因等の把握

入札説明書等を取得した事業者で入札に参加しなかった者から意見を聴取し、一者応札・応募となった原因等を把握した。把握した内容を基に、参加資格の見直しや公告期間を長くするなど、次回以降の調達において競争性が確保されるように努めた。

【参考】一者応札・応募の状況及び前年度比較　（単位：件、千円）

		R4		R5		比較増△減	
２者以上	件数	70	45.5%	57	43.2%	△13	△18.6%
	金額	10,913,064	79.8%	2,505,543	10.4%	△8,407,521	△77.0%
１者以下	件数	84	54.5%	75	56.8%	△9	△10.7%
	金額	2,757,846	20.2%	21,687,899	89.6%	18,930,053	686.4%
合　計	件数	154	100%	132	100%	△22	△14.3%
	金額	13,670,910	100%	24,193,442	100%	10,522,531	77.0%

※　各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

ウ 一者応札の状況と要因の分析

令和５年度の一者応札・応募の状況は、契約件数は 75 件（56.8%）、契約金額は 217 億円（89.6%）であり、件数の割合としては例年並みであったが、金額が大きく増加した。これは、「次期スポーツくじ販売払戻システムの構築及び運用保守の調達（167 億円）」のほか、「国立代々木競技場管理・運営業務（16 億円）」の金額の規模の大きな契約が一者応札となったことが主な要因である。

エ その他、改善に向けた取組

より競争性が高まる調達になるように、以下について取り組んだ。

・競争参加資格付加理由書のチェックを厳正に実施し、真に必要な資格等を競争参加条件とした。
・機種選定理由書及び例示品のチェックを厳正に実施し、品目等が限定的にならないよう確認を行った。
・JSC の HP の調達情報のページから入札説明資料をダウンロードできるようにすることで、応札者の利便性向上を図り、応札しやすい環境を整備した。
・コピー用紙の共同調達を実施している独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本学術振興会と調達情報のページの相互リンクを貼り付けることにより、調達情報をより広く周知した。

５．組織横断的な情報発信に関する取組

・JSN を活用した情報発信件数【60 件】（メーリングリストによる発信：51 件、セミナー開催４件、自治体主催研修会：５件）
・情報受信者数【延べ 950 団体】（メーリングリスト登録団体：912 団体、セミナー受講：36 団体、研修会主催者：２団体）

① 地方公共団体との連携協定の活用

地域とスポーツの活性化に役立つ「地域スポーツ政策イノベーション・プラットフォーム」を目指すとともに、スポーツ

関係者のさらなる連携・協働の中心的な役割を果たすため、平成25年にJAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。）を創設した。JSNに参加する地方公共団体（以下「JSN参加団体」という。）は、令和５年度に新たに５団体が加わり、合計912団体となり、全国の51.0%以上が参加する地域スポーツ政策に関する最大規模のネットワークに拡大した。また、JSN参加団体に向けて、以下の取組を行った。

ア．国（スポーツ庁及びJSC）が保有する各事業の情報や成果の発信

令和５年度は、JSN参加団体に対するメールニュース配信を通じて、JSCが主催する各種事業をはじめ、安全登山の啓発やHPSCが発刊したトータルコンディショニングに関する書籍情報、スポーツくじ助成団体による不正処理案件に係る注意喚起、安心・安全なスポーツ環境を守る「NO！スポハラ」啓発等５部署と連携した幅広い取組の発信や、障害者の安全登山に係る研究知見及びスポーツの日中央記念行事の実践的知見を地域スポーツ政策の観点で記事化した情報発信を合計23件行った。また、オンラインセミナーを通して、JSCの民間連携事例やインフルエンサーを活用した広報活動、データ分析を用いた効果検証等について３部署と連携し、事業成果に関する発信を行った。

さらに、JSN参加団体が主催する各種研修会を通じて、JSCが保有する運動・スポーツ未実施者層へのアプローチ等の研究知見や最新情報の発信を合計５件、地方公共団体向け補助事業やSport in Life推進プロジェクトのお知らせ等、スポーツ庁から依頼を受けた情報発信を合計８件行った。

イ．地域（JSN参加団体）における取組事例等の発信・共有

令和５年度は、JSN参加団体から共有された合計35件の取組事例を基に、アーバンスポーツイベントの開催やパラスポーツの推進、DXを活用した施設運営事例等、新規性や地域の政策課題と親和性の高い事例を記事にしたメールニュースを合計15件配信した。

また、オンラインセミナーでは、地域スポーツ政策を推進する上で課題と認識されており、スポーツ行政担当者の関心も高い「民間連携による事業活性化」、「効果的な広報」、「事業の効果検証」、「情報収集と効果的な活用」をテーマにJSN参加団体による事例発表や受講者同士の情報共有を年４回行った。セミナーの受講者では、課題に係る理解や課題解決への意欲を高めたことが確認できた。

ウ．国及び地域の情報を効果的・効率的に発信するための調査分析の実施

JSN参加団体を対象に令和６年１月に実施したアンケート調査（n=572）の結果、これらの取組を通じて、45.1%の地方公共団体において、JSCの取組や知見への関心を高めた。また、提供したJSC各事業の成果等に関する情報は、県主催研修会の参加者に対する情報提供、子ども向けイベントチラシへの研究結果の掲載、県内登山関係者への情報展開等に活用され、JSCが保有する各事業の情報や成果の発信について一定の評価を得た。さらに地域における取組事例の情報は、55.6%の地方公共団体においてこれまで参考としていなかった自治体の取組への関心を高めたとともに、66.4%の地方公共団体において地域スポーツ政策に関する情報源としてのJSNの価値を評価した。このことから、地方公共団体の地域スポーツ政策に関する参照行動を一定程度促進させたことが確認できた。

② 法人全体の情報発信

JSCの公式SNSを通じて、スポーツの日中央記念行事やスポーツ関係機関とのMOU締結等の各部署の成果について発信した。また、災害共済給付事業や国立登山研修所の調査結果の共有、国立競技場のイベントスケジュール、スタジアムツアー、空の杜の公開スケジュール等の告知を行うなど、JSCが実施する事業が国民から理解を得られるような情報発信に努めた。

令和５年度の新たな取組として、既存のパンフレットやポスターの素材を加工し、女性アスリート支援関係、災害共済給付事業関係及びNTCイースト見学ツアー関係の３種類のショート動画を作成し、JSCの公式SNSに投稿した。加えて、フォロワー以外へも取組や成果を広く拡散するために投稿をSNS広告として展開するなどの発信を行った。

さらに、令和７年度のHPのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）更改に向けて、問題点の抽出や、不要ページ・リンク切れページを整理するなど、効率的な運用に向けた準備を開始した。

＜令和５年度におけるJSCの公式SNSを通じた情報発信数＞

媒体	投稿数（件）	総リーチ数（人）	総エンゲージメント数
Facebook	205	587,600	183,700
X（旧Twitter）	199	1,506,100	37,900

※　リーチ：いずれかの投稿を最低１回見た人の数。リーチは、同じ人が投稿を複数回見た場合もカウントに含まれる可能性があるインプレッションとは異なる。

※　エンゲージメント：投稿でリアクション、コメント、シェア、クリックなどのアクションが実行された回数。

＜ショート動画による情報発信数＞

媒体	投稿数（件）	インプレッション数（回）	エンゲージメント数
Facebook	3	286,100	164,700
X（旧 Twitter）	3	655,700	22,400

※　インプレッション数：投稿が画面に表示された回数。
※　「エンゲージメント数」は広告出稿の結果であり、上表の「総エンゲージメント数」に含まれる。

＜JSC の公式 SNS フォロワー数＞

媒体	R5 年度末時点（人）
Facebook	13,800
X（旧 Twitter）	900

※　Xの公式アカウントは令和４年度に開設。

＜JSC の HP 年間アクセス状況＞（jpnsport.go.jp 内のページ）

総 PV 数（件）	21,250,000

※　PV 数：ページを表示した回数。

③　その他の取組

ア．スポーツの日中央記念行事

スポーツの日中央記念行事は、スポーツ政策の推進に関する円卓会議における提言を踏まえて、特定の企業に依存したコンテンツの企画提案・実施を見直し、「新たなスポーツ行事のモデル」の構築・普及を目指して実施することとした。

主催団体であるスポーツ庁、JSPO、JOC、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、NF が主体となり、それぞれの強みや専門性を生かし、業務の特性に応じた組織間での役割分担や業務委託を新たに実施するなど、効果的・効率的な運営に努め、2020 年東京大会のレガシーの発展・継承に資する「オリ・パラスポーツ体験教室」等のプログラムを企画・提供した結果、４年ぶりとなったリアル開催にもかかわらず、現地で参加した 524 人に対し、運動・スポーツに親しむ機会を提供することができた。

現地での参加者のアウトカム（行事参加による意識・行動の変容）を測定し、行事の効果検証を行った結果、性別・年齢（学年）を問わず、本行事直後のスポーツへの意識・意欲が高まったこと等が明らかになった。

本行事に関する令和５年度の新たな取組として、JSN 参加団体である秋田県にかほ市と広島県尾道市の各会場とオンラインで接続した。また福岡県福岡市等では、事前申込みを行った住民が自宅等からオンラインで接続できるようにし、「スポーツ庁長官によるセルフチェックと改善エクササイズ」を現地以外からも参加できるように工夫した結果、現地以外からは 179 人が参加した。

また、来場できない人のために、本行事の特設サイトから YouTube でライブ・アーカイブ配信を行った結果、3,686PV（表示数）及び 2,224UU（サイト訪問者数）を得ることができた。加えて、本サイト内に HPSC、国立競技場等の JSC が保有する施設の紹介や、学校等での事故防止に関する取組等のコンテンツを掲載することで、サイト訪問者に対し、JSC の事業や取組を効果的に発信する機会を得ることができた。

イ．セミナー・大会等の機会を通じた組織横断的な取組

ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス JISS 特別セミナーを令和５年６月 22 日に国立競技場で開催した。本セミナーは、「パリ 2024 オリンピック・パラリンピックに向けた暑熱対策」というテーマで行い、約 60 名及び９媒体のメディア担当者が参加した。それらの参加者に対し、JSC の各部署が保有する暑熱対策に関連する資料を集約し配布するなど、JSC が保有する暑熱対策に関する知見を効果的・効率的に発信した。

日本体育・スポーツ・健康学会第 73 回大会に出展し、３日間の開催期間中、約 100 人の来場者に対し、ハイパフォーマンススポーツ関連資料、災害共済給付ガイド、フィジカルリテラシー調査結果チラシ、スポーツを通じた共生社会実践ガイド等の資料の展示・配布を行った（令和５年８月 30 日～９月１日　於：同志社大学）。当該資料のうち、JSC の HP で閲覧可能なものについては、QR コードを提示するなど、JSC の HP で閲覧できる案内を行った。その結果、複数の資料については、本学会前と比較しアクセス数が増加した。なお、本学会への出展に当たっては、地理的に近い他部署の職員も協力するなど、JSC で一体となり、横断的に取り組むことで効率的に実施することができた。

令和５年度全国学校保健・安全研究大会が兵庫県で開催されることを受けて、全国で年 3,000 人以上が遭難している山岳

事故防止のために、安全登山に関する資料を同大会の参加者や関係者に配布した（1,150 部を提供）。また、配布する資料については、大会参加者の属性を考慮した内容に更新するなどの工夫をし、安全登山に関する情報の効果的な発信に向けて取り組んだ。

ウ．危機管理広報に向けた取組

10 月に外部専門業者が開催する危機管理広報に関するセミナーを受講（１名）し、受講後、管理運営施設での事故や情報漏えいが発生したこと等を想定したケーススタディを行い、有事の際に迅速かつ適切に対応できるように実践的な広報対応力の向上を図った。

６．環境負荷軽減の取組

「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」の決定を踏まえ、省エネルギー対策委員会において、夏季及び冬季節電対策を検討・策定するなど、環境負荷の軽減及び職員の意識向上に向けて、以下のとおり取り組んだ。

・クールビズ、ウォームビズの励行
・使用していないエリアや昼休みの消灯等の照明の適正利用の推進
・複合機の省エネモード設定や暖房便座、温水洗浄便座の温度管理等、電気機器の適正利用の推進
・不要なエリアの空調の停止や、性能が確保できる範囲内で可能な限りサーバ室の設定温度を上げるなどの空調設備の適正運転
・昇降機利用の２アップ３ダウンの励行
・新型コロナウイルス感染症が５類に引き下げられた後も在宅勤務の継続
・照明及び空調の効率化のため、ノー残業デー実施日における定時退庁、計画的な休暇取得の促進

［参考］主な施設の使用電力量（単位：千 kWh）

	R4	R5
外苑事務所（旧本部事務所含む）	619.550	455.510
国立競技場	7,676.339	7,753.885
国立代々木競技場	3,123.903	3,259.018
ハイパフォーマンススポーツセンター	17,754.226	17,808.480

７．各部署の業務負荷低減と業務改善に向けた支援体制の整備

令和６年２月に JSC 独自の取組として業務改善を促進・支援する体制を整備し、理事長とのコミュニケーションを密にしながら、改善が必要な７つの業務や課題に対して支援を行い、各部署の業務負荷軽減に寄与した。

① 支援体制の整備に向けた経緯

「独立行政法人シンポジウム」（総務省行政管理局　令和６年１月 29 日開催）に参加し、独立行政法人に対する期待と要求が高まっていることを改めて確認した。JSC が直面する課題やデジタルテクノロジーの発展、働き方改革による価値観の多様化等の複雑化する環境の変化に対応する方策について自主的に検討した結果、JSC が独自で行う新たな取組として令和６年２月に JSC 内に支援体制を整備した。

② 支援体制による取組

課題解決策立案のための情報を収集し、それに基づく課題解決策の立案を支援体制で行った。それを基に理事長及び関連する部署と課題解決に向けて議論するなど、緊密なコミュニケーションを通じて、解決策の精度を高め、迅速な意思決定を実現した。特に、寄附金を活用した研究助成公募や 1964 年東京大会の聖火台を磨くイベント等の既存部署における日常業務を超える案件について、機動性を損なうことなく関連する部署との対話や調整を効率的に進めるなど、迅速に取り組んだ。

上記を含む７つの案件について、関連する部署と対話をしながら具体的な提案を行うなどの支援を行った結果、意思決定に要する時間を短縮させるとともに、関連する部署において課題解決策立案のために要する時間、労力等の業務負荷を軽減することができた。

４．その他参考情報

特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―１ Ⅲ―２	予算の適切な管理と効率的な執行等 自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	**＜主要な業務実績＞** **１　予算の適切な管理と効率的な執行等** **１．予算の適切な管理及び配賦に関する取組** 収益化単位の業務を見直し、個々の業務の予算管理を徹底することにより、一般勘定の令和５年度計画予算額 24,087,856 千円のうち、23,408,257 千円を執行し、予算執行率は 97.18％となった。 **①　収益化単位の業務に基づく予算と実績の管理** 「独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）」に基づき、第５期中期目標に定められた項目や令和５年４月１日付けで実施した組織再編内容を踏まえ、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位としての一定の事業等のまとまり（セグメント）に応じた収益化単位の業務の見直しを行った。 令和５年 10 月末時点の執行状況について当初予算との相違等を分析した上で次年度の当初予算配賦を実施するなど、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで得られた情報を効果的な予算配賦のために活用した。 **②　予算の執行状況** ＜予算執行率（年度計画予算額に対する予算執行額）＞　（単位：千円） 区分 / R5 年度計画予算（A）※１ / R5 実績（B）※１ / 予算執行率（%）B÷A×100 一般管理費 / 1,796,199 / 1,887,096 / 105.06 人件費（管理系） / 906,357 / 850,439 / 93.83 物件費 / 889,842 / 1,036,657 / ※２　116.50 業務経費 / 22,291,657 / 21,521,161 / 96.54 人件費（事業系） / 2,925,116 / 2,947,116 / 100.75 国立競技場等運営費 / 3,979,331 / 3,756,487 / ※３　94.40 JISS 運営費 / 1,804,502 / 1,825,846 / 101.18 NTC 運営費 / 1,979,280 / 1,952,629 / 98.65	**＜評定と根拠＞** 評定：B **【評価に資する主な成果】** １　予算の適切な管理と効率的な執行等について 収益化単位の業務の見直し、個々の業務の予算管理を徹底することにより、一般勘定の令和５年度計画予算額 24,087,856 千円のうち、23,408,257 千円を執行し、予算執行率は 97.18％となった。 予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施することを通じて、執行状況に応じた予算配賦の見直しを行い、効率的な予算執行に努めた。令和５年度末の運営費交付金債務の残高は 590,613 千円であるが、それらは主に競技力向上事業費等に係る事業の継続により未執行となったものである。 資金管理委員会において借入時期・金額の適切性を確認するとともに、令和５年度当初に作成した償還計画を更新した上で、令和６年３月に 81.20 億円の借入を行った。また、令和５年度に予定していた長期借入金の返済を予定どおり実施し、償還率は 46.76％となった。	**＜評定に至った理由＞** 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

国立登山研修所運営費	44,407	45,146	101.66
スポーツ振興基金事業費	894,513	855,170	95.60
競技力向上事業費	9,966,168	9,392,604	※４　94.24
組織基盤強化支援事業費	300,000	379,092	126.36
スポーツ活動環境公正化事業費	87,707	56,004	63.85
スポーツ及び健康教育普及事業費	310,633	311,067	100.14
合計	24,087,856	23,408,257	97.18

※１　自己収入や受託事業収入などの運営費交付金以外の収入を財源とする支出（予算）額を含む。
※２　「一般管理費」の「物件費」の実績額が予算額を上回ったのは、自己収入額が年度計画予算を大幅に上回ったことに伴い、消費税等の支出が増大したことによるものである。
※３　「国立競技場等運営費」は、国立競技場において光熱費の削減に努めたこと等により予算執行率が低下した。
※４　「競技力向上事業費」は、事業継続に伴う業務経費の繰越しにより予算執行率が低下した。

２．運営費交付金の管理及び残高解消に関する取組

予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施することを通じて、執行状況に応じた予算配賦の見直しを行い、効率的な予算執行に努めた。令和５年度末の運営費交付金債務の残高は590,613千円であるが、それらは主に競技力向上事業費等に係る事業の継続により未執行となったものである。

①　予算配賦の見直し

年度計画予算策定時に予算管理方針を明確に示した上で、予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施した。一般勘定については令和５年７月末時点及び10月末時点の執行状況に基づき、令和５年９月及び12月の役員会における審議を経て予算配賦の見直し（定期的な見直し）を実施し、運営費交付金の残高に留意しつつ、予算の効率的な執行を図った。

②　運営費交付金債務の残高

一般勘定において令和５年度に交付された運営費交付金は19,932,401千円、令和５年度末時点における運営費交付金債務の残高は590,613千円であり、未執行率（※）は2.96%である。未執行額は、主に競技力向上事業費等に係る事業の継続により未執行となったものである。

※　期首残高に交付金当期交付額を加えたもので、期末残高を除して求めている。

３．長期借入等に関する取組

資金管理委員会において借入時期・金額の適切性を確認するとともに、令和５年度当初に作成した償還計画を更新した上で、令和６年３月に81.20億円の借入れを行った。また、令和５年度に予定していた長期借入金の返済を予定どおり実施し、償還率は46.76%となった。

①　償還計画の作成状況

令和５年４月、特定業務勘定の収入・支出の予測を反映させた資金計画に基づき、他の業務に支障がないように長期借入金の償還計画を作成した。また、令和６年３月に新たに借入れを行うに当たっては、最新の資金計画に基づき当該計画の見直しを行った。

②　償還計画に基づく長期借入金等の返済状況

償還計画（文部科学大臣認可）に基づき令和５年度に予定していた長期借入金の返済を予定どおり実施した。

＜長期借入金の償還計画＞　（単位：億円）

借入実行日	借入額	R5借入残高（A）※１	第５期中期目標期間中の返済予定額（B）	第５期中期目標期間終了時の残高見込額（C）

２　自己収入の確保について
大規模スポーツ施設の利活用を促進した結果、国立競技場の運営収入は、当初予算比で73.85%増（約5.7億円の増収）、代々木競技場の運営収入は、当初予算比で14.25%増（約2.6億円の増収）となったこと等により、自己収入総額では当初予算比で28.87%増（約11.6億円の増収）となった。
科研費等の外部資金を45件、68,688千円、企業等からの寄附により、52件、606千円、ネーミングライツとして、148,500千円の導入対価を得るなど、合計218,829千円を獲得し、多様な財源を確保し自己収入を得た。

【総括】
以上のとおり、所期の目標を達成していることから、Ｂ評価とする。

＜課題と対応＞

２　自己収入の確保について
今後も自己収入の確保が必要であることから、安定的な自己収入の確保に向けた検討を引き続き行うとともに、業務負担を勘案しつつ多様な財源の確保に努める。

平成 30 年４月 16 日	311	41	41	0
平成 31 年３月 22 日	256.8	256.8	256.8	0
令和元年 12 月 26 日 令和２年７月 27 日　※２	212.2	212.2	47.2	165
令和５年３月 30 日	80.28	80.28	80.28	0
令和６年３月 28 日	81.2	81.2	81.2	0
計	941.48	671.48	506.48	165

＜長期借入金の返済状況＞　（単位：億円）

借入実行日	借入額 （A）	R5 借入残高 （B）※１	R5 返済 予定額	R5 返済額 （C）	借入金残高 (D＝B-C)	償還率（%） ((A-D)÷A)×100
平成 30 年４月 16 日	311	41	41	41	－	100%
平成 31 年３月 22 日	256.8	256.8	49	49	207.8	19.08%
令和元年 12 月 26 日 令和２年７月 27 日　※２	212.2	212.2	－	－	212.2	0%
令和５年３月 30 日	80.28	80.28	80.28	80.28	—	100%
令和６年３月 28 日	81.2	81.2	－	－	81.2	0%
計	941.48	671.48	170.28	170.28	501.2	46.76%

※１　令和５年度に新たに借入れを行った場合は当該金額を、そうでない場合は令和５年度期首時点における借入残高を記載している。

※２　金銭消費貸借契約に基づく借入額 212.2 億円のうち、令和元年 12 月 26 日に 184.8 億円を、令和２年７月 27 日に 27.4 億円を借り入れた。

③　資金管理委員会の開催状況

令和５年度は資金管理委員会を４回開催し、長期借入れを行うに当たって、借入時期や借入金額について資金計画を踏まえた十分な検討を行った。

２　自己収入の確保

１．スポーツ施設の稼働状況と利用料金の設定

大規模スポーツ施設の利活用を促進した結果、国立競技場の運営収入は、当初予算比で 73.85%増（約 5.7 億円の増収）、代々木競技場の運営収入は、当初予算比で 14.25%増（約 2.6 億円の増収）となったこと等により、自己収入総額では当初予算比で 28.87%増（約 11.6 億円の増収）となった。

①　自己収入の状況

＜自己収入の状況＞　（単位：千円）

区分	R5 年度計画額 （A）※１	R5 年度実績額 （B）※１	増減率（%） ((B-A)÷A)×100
国立競技場等運営収入	2,843,441	3,812,927	※２　34.10
JISS 運営収入	312,646	332,320	6.29
NTC 運営収入	729,526	853,954	※３　17.06
国立登山研修所運営収入	2,935	3,767	28.35
スポーツ及び健康教育普及事業収入	257	25,491	9,818.68
寄附金収入	1,152	1,572	36.46
営業外収入	118,114	128,709	8.97
利息収入	10,305	5,529	△46.35
その他収入	1,264	15,709	1,142.80
合計	4,019,640	5,179,978	28.87

※１　自己収入のうち、基金運用収入、スポーツ振興投票事業収入及び共済掛金収入に関するものは含まない。

※２　「国立競技場等運営収入」の増は、保有施設の利活用を促進したことなどによるものである。
※３　「NTC 運営収入」の増は、食堂運営収入の増等によるものである。

②　スポーツ施設の稼働状況

大規模スポーツ施設の利活用促進に向けた取組については、Ⅰ-1　２．に記載のとおり。その結果、国立競技場の運営収入は、13.5 億円となり、令和４年度比で 45.11％増（約 4.2 億円の増収）、当初予算比で 73.85％増（約 5.7 億円の増収）となった。また、代々木競技場の運営収入は、当初予算比で 14.25％増（約 2.6 億円の増収）の自己収入を獲得した。

③　スポーツ施設の利用料金の設定

国立代々木競技場において、他の類似施設との比較や、エネルギー価格、物価等の動向を確認し、利用料金の見直しを行い、令和６年度利用分から第一体育館及び第二体育館の基本利用料及びアリーナ空調料の値上げを行うことを決定した。また、類似の 12 施設が会員となっている「全国大規模アリーナ協議会」等のネットワークを活用し、施設等の利活用促進に向けた取組や利用料金等の情報収集を行った。

２．多様な財源の確保に向けた取組

科研費等の外部資金を 45 件、68,688 千円、企業等からの寄附により、52 件、606 千円、ネーミングライツとして、148,500 千円の導入対価を得るなど、合計 218,829 千円を獲得し、多様な財源を確保し自己収入を得た。

①　外部資金の獲得状況

JSC が実施する研究については、科研費をはじめ、研究助成金やその他の外部資金の獲得に努めた結果、競争的研究費等について、合計 45 件で 68,687,615 円獲得するなど財源の確保に努めた。また、指導的立場にある研究員から若手研究員に対し、科研費取得に関する講義や研究計画調書作成に関する指導を行うなど、更なる外部資金の獲得に向けて取り組んだ。

②　ネーミングライツの導入

令和５年度も引き続き、味の素株式会社をネーミングライツ事業者とし、ハイパフォーマンススポーツセンターにある、ナショナルトレーニングセンター（屋内トレーニングセンター・ウエスト（西館）、イースト（東館）、屋内テニスコート、陸上トレーニング場、宿泊施設（アスリートヴィレッジ））及び西が丘サッカー場へのネーミングライツを導入し、それぞれの名称を「味の素ナショナルトレーニングセンター」、「味の素フィールド西が丘」とし、導入対価として年間 148,500 千円を獲得した。

なお、令和６年度が当該契約期間の最終年度であることから、ネーミングライツ導入時の状況を中心に情報を整理・収集し、関係部署間で共有するなど、今後に向けた検討を開始した。

③　寄附金等の状況

法人の寄附窓口を通じて JSC の事業に理解いただいた企業等から以下のとおり寄附金を得た。また、それ以外にも JSN 事業において寄附金付自動販売機による寄附金を 1,035 千円（設置団体数 18 団体、設置台数 35 台）得るとともに、24,120 千円相当の物品提供を受けた。

＜企業等からの寄附の状況＞

区分	R5
寄附件数（件）	52
金額(千円)	606

３．新たな寄附金獲得方策の検討

新たな寄附金獲得方策の検討に向けて、寄附に関する取組やクレジットカード決済導入によるメリットデメリットについて他法人へのヒアリングによる情報収集を行った。

①　他法人等の事例収集

寄附に関する取組の情報収集を目的として、文部科学省が主催した「文部科学分野における寄附担当者オンライン交流会」に参加し、他法人の取組に関する情報収集を行うとともに、ブレイクアウトセッションにおいて、寄附金専門スタッフの配

		置状況や寄附金を募る対象者等について、意見交換を行った。大学法人においては、卒業生とのネットワークを構築・活用し、寄附金収入に取り組んでいるという情報を得た。 **② その他の取組** **ア．寄附金申込者へのアンケートの実施** 令和５年度の寄附件数が従前よりも増加していることを受け、新たな寄附金獲得方策を検討すべく、寄附件数の増加理由を調査するために、寄附申込者に対するアンケート調査を令和６年３月から開始した。 **イ．クレジットカード決済導入に向けた検討** 寄附金入金に係る寄附者の負担軽減が新たな寄附金獲得に向けて有効と仮定し、寄附金入金時のクレジットカード決済の導入について検討することとし、既にクレジットカード決済を導入している法人にヒアリングを行い、導入によるメリットデメリットについて調査した。ヒアリングの結果、寄附者の利便性向上に資することを確認できたが、費用対効果に関する課題も明らかになった。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―１	長期的視野に立った施設整備の実施		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	**＜主要な業務実績＞** **１．新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備** 新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業について、SPC が行う新ラグビー場の設計業務に関し、建築等分野における専門的知識を有する第三者による支援体制を構築して要求水準確認計画書等に基づき業績監視を行い、ユニバーサルデザインの性能に関するワークショップ（２回）、競技施設の水準に関する JRFU との対話（３回）及びドーピング・コントロール室の整備内容に関する JADA との対話（３回）により、各当事者からの意見・要望について整理・検討の上、施設計画に反映させたことや、世界的な原材料費の高騰等による建設コストの上昇に鑑み、要求水準を満たしつつ、建設資材・工法等の工夫によるコストの抑制を図る検討（バリューエンジニアリング・コストダウン）を行ったこと等、適切に業務が実施されていることを確認した。なお、設計業務は基本設計段階を終え、実施設計段階に進捗している。 神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）においては、東京都から、再開発事業の意義や必要性についての情報発信や、既存樹木の保全に関する要請があったことを受け、新ラグビー場の整備計画において、建設用地に係る既存樹木の保存又は移植が最大限可能となるよう施設計画の変更を行い、関係事業者と協働して必要な調整等を行ったほか、地域住民を対象に再開発事業の意義等に関する説明会を３日間実施するとともに、Web にて再開発事業に関する意見を受け付け、適宜回答を掲載するなどの対応を行った。 **２．保有施設の整備** 保有施設の老朽化対策及び利便性の向上を図るため、令和５年度計画に掲げた設計及び工事について以下のとおり実施し、施設の安全性の確保及び機能改善を推進した。一方、国立スポーツ科学センター（JISS）棟便所改修その他工事については、設計業務完了後３度の調達公告等を行ったものの、昨今の建設資材の高騰や建設業界における技術者不足の影響を受け、いずれも入札不調となり工事の実施に至らなかったため、再度の調達に向け、市場情勢との隔たり等の分析を行い、再度調達の方法について検討を行った。 ・ナショナルトレーニングセンター・屋内トレーニングセンターウエスト（NTC-W）等照明設備改修（柔道場・ハンドボール場・２階共用コート・バドミントン場・屋内テニスコート） ・JISS 棟等機械設備改修（JISS ボイラー更新、NTC-W 空調機更新　等）	**＜評定と根拠＞** 評定：B **【評価に資する主な成果】** １.について 新ラグビー場の施設計画について、現ラグビー場の課題であるユニバーサルデザインの導入及び国際試合の開催を可能とする施設水準等に関し、関係者と対話を行いつつ検討を進め、基本設計段階を終えることができた。 ２．について 施設整備の実施により、保有施設の機能保全、安全性の確保及び利便性が向上するとともに、省エネルギー化が図られた。 ３.について 利用者等の意見を適切に実施計画に反映することができた。 **【総括】** 以上のとおり、所期の目標を達成していることから、Ｂ評価とする。 **＜課題と対応＞** １．について	**＜評定に至った理由＞** 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

		・JISS 棟便所改修その他工事実施設計 ・ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）防犯カメラ等更新（JISS、NTC-W 及びアスリートヴィレッジの防犯カメラ更新　等） ・HPSC サッカー場自動火災報知設備受信機更新 ・国立競技場観戦ボックス等増設実施設計 ・国立登山研修所の機能強化等（各種改修の基本設計　等） このほか、令和５年度補正予算が措置されたことにより、HPSC の電気・機械設備改修実施設計及び国立登山研修所各種改修の実施設計等を着手した。 **３．令和６年度実施計画に係る検討** 利用者本位の施設の在り方の観点を踏まえ、令和６年度実施計画の検討において、施設の利便性やニーズに関するヒアリングを実施し、適切に実施計画に反映させた。 **①　HPSC** 専用トレーニング場の照明設備更新（LED 化）に当たり、当該利用競技団体にヒアリングを行った結果、水銀灯の経年劣化に伴う照度低下、取付位置等に関する要望があったことを踏まえて、当該競技の照度水準を確保する計画とした。 **②　国立競技場** 令和６年 11 月に公益財団法人日本陸上競技連盟の第１種公認陸上競技場及び世界陸連（WA）の認証クラス１の再認定を受ける必要があるため、 それに要する改修の範囲や内容について公益財団法人日本陸上競技連盟に確認を行い、改修計画を立案した。 **③　国立代々木競技場** 利用団体に利便性に関するアンケート調査を行ったところ、トイレ、エレベータ及び空調の増設要望があったが、緊急性等の観点から、実現可能性を含めて今後の検討課題とした。 **④　国立登山研修所** 外部有識者を含めた専門調査委員会（年２回）及び冬山前進基地の在り方検討会において、建物及び設備の老朽化等への対応並びに多様化・高度化する登山者のニーズ等に対応するための修繕、改修及び設備導入について要望が出されたことを受け、本館及び屋外ロッククライミング施設等の改修並びに擁壁改修を計画した。また、冬山前進基地については、令和５年５月に構造躯体の劣化状況の確認及び建物傾斜状況の調査を実施した結果、地震被害時に実施する応急危険度判定の基準の「危険」に相当したため、当該施設の移転整備について検討を行った。	SPC が行う施設整備業務に係る業績監視を適切に行うためには、建築等分野における専門的知識を有する第三者による支援体制が引き続き必要となる。また、再開発事業について必要な対応を遅滞なく適切に行う。 ２．及び３．について 引き続き、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、緊急性及び利用者の意見等を踏まえ、計画的に施設整備を行う。	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―２	内部統制の強化		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	**＜主要な業務実績＞** 法人の使命について、法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に果たすため、平成 28 年に JSC において整備した「内部統制システムの運用指針」に基づき、内部統制の基本的要素を軸とした内部統制アクションプランを策定し進捗管理を実施するなど、理事長のリーダーシップの下、内部統制の強化に向けて以下の取組を行い、役職員の理解と意識の向上を図り業務運営方針の浸透や業務運営の透明性確保等により一層努めた。 **１．内部統制アクションプランの着実な実施に向けた取組** 「内部統制システムの運用指針」に基づく内部統制の基本的要素に従い、理事長のリーダーシップの下、JSC の内部統制を着実に推進するために、理事長を委員長とした内部統制委員会を４回開催し、JSC の内部統制に係る方針、アクションプランとスケジュールの策定及び各アクションプランに関する取組の進捗状況を確認するなど、内部統制の着実な実施に向けて取り組んだ。 **①　内部統制委員会の開催** 第１回内部統制委員会においては、法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、内部統制の６つの基本的要素を軸とし、本中期目標期間中の内部統制推進に係る基本方針、令和５年度内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールについて審議するとともに、内部統制を推進する取組の重要項目について確認した（令和５年７月 21 日）。 第２回内部統制委員会においては、内部統制アクションプランの実施状況を確認するとともに、超過勤務時間の平均値と標準偏差によるモニタリング（後述）を行うことについて決定した（令和５年 10 月 27 日）。 第３回内部統制委員会においては、内部統制アクションプランの実施状況の確認とともに、既に実施した取組を評価した（令和６年２月５日）。 また、内部統制アクションプランの重点項目である職員意識等調査について、従来の意識調査のみならず、コンピテンシーに基づく行動調査を加えることを臨時内部統制委員会において決定した（令和５年 11 月 28 日）。 **②　令和５年度内部統制アクションプラン及びスケジュールの作成** 令和５年度の内部統制アクションプランでは、職員のモチベーション向上に向けた取組等の４件の重点項目及び JSC の基本理念等に関する 19 件の基本項目の計 23 件を定めた。 また、内部統制アクションプランを年度内に着実に実施できるようなスケジュールを項目ごとに策定した。	**＜評定と根拠＞** 評定：B **【評価に資する主な成果】** 法人の使命について、法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行い、役職員の理解と意識の向上を図り業務運営方針の浸透や業務運営の透明性確保等に努めた。 １．について JSC の内部統制に係る方針、アクションプラン及びスケジュールを策定し、内部統制の着実な実施に向けて取り組んだ。 ２．について JSC 独自の取組として定めた、JSC コンプライアンス週間中にコンプライアンス研修を行い、88%の受講者において内部統制に関する理解と意識が向上した。 また、各事業所に勤務する職員を主な対象とし、職員の帰属意識向上及び JSC の一体感醸成を図るための新たな試みとして、JSC が所有する大規模施設における事業説明及び施設見学会並びに理事長との意見交換会を実施し、参加者 25 人中 23 人の働きがいやモチベーションが向上した。	**＜評定に至った理由＞** 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

③　内部統制アクションプランの実施

設定した 23 件のアクションプランについては、必要に応じて実施時期を見直すなどの取組をした結果、全てを年度内に完了し、内部統制の強化を図り、JSC のミッションを有効かつ効果的に果たすための仕組みとして機能させた。

２．内部統制に関する理解と意識向上に向けた取組

内部統制の基本的要素である統制環境に関する主な取組として、職員の内部統制に関する理解と意識向上を図ることを目的として、内部統制研修及び職員意識調査を実施した。また、JSC 独自の取組として定めた、JSC コンプライアンス週間中にはコンプライアンス研修を行うなど、職員のコンプライアンス推進の意識の最大化に努めた。

その他、令和５年４月に理事長及び理事による年度方針説明会や令和６年１月に理事長から新年の所感とともにその年の重点項目を伝えるなど、理事長のリーダーシップの下、全役職員が一体的に業務を推進できるように取り組んだ。年度方針説明会後のアンケート調査により、93%の職員において法人目標や方針に関する理解度が向上したことが確認できた。

内部統制の基本要素である統制活動に関する主な取組として、役員会を計 20 回開催し、審議案件 83 件、報告案件 39 件、合計 112 件の案件を付議し、組織及び業務運営に関する重要事項について審議・報告を行った。また、適切かつ効率的な意思決定ができるようにスケジュールを工夫するとともに、職員への周知・共有を適切に行った。

役員ミーティングを法人運営上の重要事項について適切かつ迅速な意思決定を図るための準備プロセスとして、計 42 回開催した。また、法人運営をより着実に推進するための場にすべく、役員ミーティングの在り方について検討した。

その他、幹部ミーティングを 21 回開催し、各部署間を超えた情報共有を促進し、JSC 全体の業務運営の円滑化と部署間連携に役立てた。

さらに、業務の着実な実施と職員のワーク・ライフ・バランス確保の両立を図り、働き方改革の推進を目的として、センター全体の超過勤務時間のモニタリングを実施・公開することで、職員一人ひとりが効率的な働き方を意識できるように取り組んだ。

（１）内部統制に関する理解と意識向上に向けた取組

①　内部統制研修の実施

内部統制の基礎知識、JSC における内部統制の仕組み、業務を進める上で意識すべき内部統制に関するポイント等について、全職員が理解することを目的とし、ｅラーニングシステムを活用した内部統制研修を実施した（令和５年 12 月１日～12 月 28 日）。対象者 816 人のうち、707 人が受講（受講率：86.6%）した。受講後のアンケート調査により、88%の受講者において内部統制に関する理解と意識が向上したことが確認できた。

②　職員意識調査の実施

JSC における内部統制に関する職員の意識を把握するとともに、今後の改善に活用することを目的とし、全職員を対象とした、職員の行動特性、価値観等のコンピテンシーを調査する令和５年度職員意識調査を実施した（令和５年 12 月 22 日～令和６年１月 19 日）。

イントラネットでの周知をはじめ、幹部ミーティング（後述）等で協力依頼を行った結果、対象者 805 人のうち、692 人（回答率：86%）の職員から回答を得た。

回答結果を集計・分析した結果、９割以上の職員が行動指針や内部統制を意識しており、８割の職員が行動で示していることが明らかになるなど、高い水準を維持できていることが確認できた。

また、これらの分析結果については、各部署における業務改善に資するよう、統計処理により回答者が特定されない形でフィードバックを行った。

③　その他の取組

ア．コンプライアンス週間の設定とコンプライアンス研修の開催

JSC における内部統制のさらなる強化を目的とし、JSC 独自の取組として、10 月１日～７日を「JSC コンプライアンス週間」と定め、当該期間に合わせて、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した（令和５年 10 月１日～10 月 31 日）。

研修内容については、コンプライアンス違反の発生メカニズムを学び未然に防ぐ視点を養うことと他法人等のコンプライアンス違反の事例を基に自身の行動を振り返ることをねらいとし、ｅラーニングシステムを活用して行った結果、対象者 796 人のうち、685 人（受講率：86%）が受講した。受講後のアンケート調査により、90%以上の受講者においてコンプライアンス意識が向上したことが確認できた。

加えて、コーポレートメッセージ「未来を育てよう、スポーツの力で。」の JSC 内への定着を図る新たな取組として、コーポレートメッセージを意識した各事業で取り組んだ成果と今後の展望に関する新たな連載を開始した。

３．について

監事監査及び監査室監査による独立的評価を定期的に行い、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかを検証するとともに、内部統制が機能していることを確認した。また、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、その是正改善の措置状況を点検するなど、PDCA サイクルを徹底することによって、監査の実効性を確保した。

４．について

不適正な契約手続の未然防止に向けた取組として、外部有識者と連携し、専門的な知見から助言を受けながら、契約手続事前チェック体制において、チェック対象案件 121 件の点検を着実に実施し、適正な契約手続を推進するなど、統制環境の整備に向けて取り組んだ。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。

＜課題と対応＞

JSC のミッションについて、法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に果たすため、引き続き、理事長のリーダーシップの下、基本方針や内部統制アクションプラン及びスケジュールの必要な見直しを図り、着実に実施することによって、内部統制の強化を図る。

（２）業務運営方針の職員への定着に向けた取組

①　経営方針説明会の開催

役職員が一体となり、令和５年度の年度計画を着実に達成できるように取り組むことを目的とし、全理事から担当業務の課題や重点的な取組を説明する経営方針説明会を開催した（令和５年４月 13 日）。

172 人が本説明会のライブ配信を視聴者した。また、視聴できなかった職員に対し、説明会終了後速やかに概要をイントラネットに掲載するなど、全職員が経営方針に関して理解が深まるように工夫した。

また、アンケート調査を実施し、職員の理解が一層深まるための取組に関する職員からの意見を収集することができた。

加えて、理事長のリーダーシップの下、JSC が一体となり最大限の成果を上げるために、全役職員に向けて、新年の所感とともにその年の重点項目を伝えた（令和６年１月 10 日）。

本取組についても、説明会と同様に終了後速やかに概要をイントラネットに掲載することで、全職員が一体となり業務を推進できるように取り組んだ。

②　職員との対話の実施

令和４年度の職員と理事長との意見交換会における職員からの意見を受けた新たな試みとして、職員の帰属意識向上及び JSC の一体感醸成を図るために、各事業所で勤務する職員を主な対象とし、JSC が保有する国立競技場、国立代々木競技場、ハイパフォーマンススポーツセンターの事業説明及び施設見学会並びに理事長との意見交換会を実施した（令和６年２月１日、２日）。実施後のアンケート調査により、各事業所から本企画に参加した合計 25 人のうち、23 人において、JSC での働きがいやモチベーションが向上したことが確認できた。

また、国立登山研修所（富山県）に理事長が赴き意見交換を実施した（令和６年３月 28 日）。普段話す機会の少ない職員と理事長との直接的なコミュニケーションの機会を設けた結果、実施後のアンケート調査により、参加者５人全員のモチベーションが向上したことが確認できた。

加えて、令和５年度から災害共済給付事業がこども家庭庁に移管されたことから、総務・財務担当理事が全ての支所に赴き、全職員との意見交換を行うとともに、個人情報の管理の重要性に関する啓発を行うなど、給付事業の着実な実施に向けて取り組んだ。

③　その他の取組

ア．超過勤務時間のモニタリングの実施

業務の着実な実施と職員のワーク・ライフ・バランス確保の両立を図り、働き方改革の推進を目的として、センター全体の超過勤務時間のモニタリングを実施した。また、センター全体及び各部署の超勤時間の平均値と標準偏差の推移をポータルサイト上で公開し、職員一人ひとりが超過勤務の実態を把握できるようにした。その結果、令和５年度には前年度比で 12,663 時間の超過勤務時間が減少した。

R5 超過勤務合計（時間）	R4 超過勤務合計（時間）	前年度比（時間）
121,767	134,430	△12,663

イ．社内報への新規コンテンツの掲載

内部統制の基本的要素である統制活動に関する令和５年度からの新たな取組として、JSC 職員がより一層帰属意識を高め、日々の業務に誇りを持って取り組むことができるように、コーポレートメッセージ「未来を育てよう、スポーツの力で。」の JSC 内への定着を図ることを目的とし、令和６年１月から「各部からみるミラスポ」と題した連載を開始し、コーポレートメッセージを意識した各事業で取り組んだ成果と今後の展望についてイントラネット上に掲載した。

各事業において、今までどのような未来を育て、これからどのような未来を育てていくかを記事にまとめることで、新入職員や経験の浅い職員の帰属意識の向上やコーポレートメッセージの定着に向けて取り組んだ。

（３）適切な意思決定に関する取組

①　役員会の実施

組織及び業務運営に関する重要事項について審議・報告を行うために、Web 会議システムを利用した役員会を計 20 回開催し、審議案件 83 件、報告案件 39 件、合計 112 件の案件を付議し、業務の進捗状況の把握、適切な意思決定等を行った。

役員会の開催スケジュールをあらかじめ策定することで、役員全員が出席可能となり、適切な意思決定ができるように配慮した。また、スケジュールをイントラネット上で職員に周知することで、各部署の業務運営が遅滞なく進むようにするとともに、中期目標期間最終年度の手続を踏まえて、５月の役員会を２回開催するなど、効率的な意思決定ができるように工夫した。

さらに、役員会終了後、役員会で使用した資料を速やかにイントラネット上で、共有することで意思決定プロセスの透明性確保に取り組んだ。

② その他の取組

ア．役員ミーティングの実施

法人運営上の重要事項について適切かつ迅速な意思決定を図るための準備プロセスとして、Web 会議システムを利用した役員ミーティングを 42 回、原則週次で開催することで、役員会における適切かつ円滑な審議に寄与した。

また、積極的な議論や情報共有に関する機能をより高めるため、役員ミーティングの在り方について検討した結果、令和６年度から役員会に先立ち、全ての審議予定案件に関して議論を行う、役員以外の出席者から議題提案できるようにするなど、法人運営をより着実に推進するための場に刷新した。

イ．幹部ミーティングの実施

法人の運営上、重要な情報の共有、各部の課題の共有、部署を横断する取組の提案や成果の共有等、法人全体の業務運営の円滑化に資することを目的として、幹部ミーティングを 21 回、原則隔週で開催し、JSC 全体の業務運営の円滑化に役立てた。開催に当たっては、全国各地域にある事業所の幹部が参加できるよう Web 会議システムを利用するとともに、開催後に議事要旨をイントラネットに掲載し、各部署での情報共有に役立てるなどして、組織全体の風通しを良くするための取組としての機能を果たした。

（４）業務実績の点検・評価に関する取組

内部統制の基本的要素である統制活動に関連して、理事長が委員長を務める自己評価委員会を令和５年度に２回開催し、業務の実績に関する各部署の達成状況について点検・評価を行うとともに、令和５年度計画における各部署の取組状況、課題点、懸念事項等の確認、対応方策の討議、事後のフォローアップを行うなど、令和５年度計画の達成に向けて着実に取り組んだ。

① 自己評価委員会の開催

自己評価委員会を令和５年度に２回開催した（令和５年５月 22 日、10 月 27 日）。また、委員会開催に先立ち、会議資料を全部署に展開するとともに、Web 会議システムを利用して職員の会議視聴を可能とすることで、適切な情報共有に努めた。

第１回では、令和４年度及び第４期中期目標の期間における業務の実績に関する各部署からの報告を基に、達成状況について点検・評価を行うなど業務が着実に遂行されたことを確認した。

第２回では、第５期中期計画の初年度であることから、第５期中期目標の評価指標の基準とその考え方、点検・評価を行うために必要な評価基準等について再確認し、評価指標の達成状況を客観的に把握できるよう討議した。

また、あらかじめ各部署に伝達していた、主務大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項への対応状況と合わせて、令和５年度計画における各部署の取組状況、課題点、懸念事項等を確認することで、進捗状況が順調ではない項目を把握・分析し対応方策について討議した。

加えて、自己評価委員会で出た意見への対応状況について、役員ミーティングで報告しフォローアップを行うなど、業務改善に努めた。

その結果、令和５年度計画を着実に達成することができた。

３．監査計画に基づく監視、評価等に関する取組

内部統制の基本的要素のモニタリングに関する主な取組として、監事監査及び監査室監査による独立的評価を定期的に行い、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかを検証するとともに、内部統制が機能していることを確認した。また、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、その是正改善の措置状況を点検するなど、PDCA サイクルを徹底することにより、監査の実効性を確保した。なお、監事監査は、常勤監事及び非常勤監事各１人の体制で実施した。

① 監事監査の実施

ア　監査計画の作成

年度当初に監事監査計画を策定し、理事長に通知した。

イ　監査計画に基づく検証

監査計画に基づき、業務監査（中期目標、中期計画等に基づき実施される業務、理事長の意思決定、内部統制システムの整備及び運用の状況）及び会計監査を実施した。

（主な監事の意見／意見への対応）

・再雇用制度の見直し／高齢者雇用安定法の努力義務規定を踏まえ、雇用条件の見直しを検討している。

・余裕金等の資金運用方針の見直し／運用方針の役員会審議、報告体制を整備した上で、昨今の国際情勢の緊迫化によるリ

スクに鑑みて、１行当たりの預入額の上限割合の見直しを図った。

ウ　理事長と監事による意見交換会の実施

令和５年度は４回開催し、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、監査結果を基に、センターが対処すべき課題等について意見交換を実施し、理事長との相互認識を深めるよう努めた。

エ　監査報告

令和５年度の監査報告について、「業務の適正かつ効果的、効率的な実施」、「内部統制システムの整備及び運用」、「役員の職務の遂行」、「会計監査人による財務諸表等の監査」、「事業報告書の内容」及び「過去の閣議決定において定められた監査事項」の６項目いずれも適正である旨の意見を記載した上で、理事長及び役員会にその内容を説明した。

②　監査室監査の実施

ア　監査計画の作成

年度当初に監査室監査計画を策定し、理事長の承認を得た。

イ　監査計画に基づく検証

監査計画に基づき、業務監査（支所等、法人文書の管理、保有個人情報の管理、情報セキュリティ）及び会計監査（契約、資産管理、競争的研究費等）、を実施した。

ウ　令和４年度監査結果を踏まえた対応

令和４年度に是正又は改善を促した事項について、是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行い、全ての事項について是正改善措置が取られていることを確認し、その結果を理事長に報告した。

（主な是正改善措置／監査項目）

・法人文書ファイルの情報の法人文書ファイル管理簿への記載漏れを是正／法人文書
・要管理対策区域に係る管理台帳の更新、管理を是正／情報セキュリティ
・競争的研究費により取得した物品の管理方法について是正／競争的研究費

４．不適正な契約手続の未然防止に向けた取組

内部統制の基本的要素である統制環境に関する取組として、令和５年度の内部統制アクションプランに重点項目として掲げた、不適正な契約手続の未然防止に向けた取組として職員の意識を高めるべく、契約手続事前チェック体制による事前チェックを着実に実施し、適正な契約手続の推進に向けて取り組んだ。

①　契約手続の事前チェックの実施

令和５年度の内部統制アクションプランの重点項目に掲げている、不適正な契約手続の未然防止に向けた JSC 独自の取組として、令和４年度からの試行運用を経て契約手続事前チェック体制の本格的な稼働を開始した。

本チェック体制においては、外部有識者と連携し、専門的な知見から助言を受けながら、多様な案件に対する点検を行った。

具体的には、競争性が担保された契約であるかを確認するため、まずは複数者から参考見積書が取得できているかを点検し、複数者から参考見積書を取得できなった案件については、その理由、調達内容の条件、仕様書等を点検し競争性が担保できているかについて確認した。

また、令和５年９月 15 日には、これまでのチェック実績を基に、今後のチェック方針について意見交換を行い、下半期からは、一般競争入札と総合評価落札方式に加えて、企画競争をチェックする対象に追加することを決定した。また、参考見積書を複数者から取得できなかった案件に関するチェックの観点を改めて確認するとともに、複数者からの参考見積書の取得が困難なシステム関連（運用・保守）の調達への対応について意見交換を行うなど、より適正な契約手続の実施に向けて取り組んだ。

その結果、令和５年度は、本チェック体制に報告されたチェック対象案件 121 件のうち、複数者から参考見積書が取得できていたものが 88 件あった。また、その他の案件についても、着実な点検を行い、不適正な契約手続の防止に努めた。

②　その他の取組

会計検査院が取りまとめた「令和４年度決算検査報告」にある個別の報告事例を用いた研修を実施した（令和６年２月 26 日）。本研修は、本チェック体制の外部有識者を講師とし、対象である契約手続を実施する者 73 人の適正な契約手続に関する知識の向上を図った。

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―３	人事に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：001775

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	**＜主要な業務実績＞** **１．人材の確保・育成** 人材の確保及び育成に係る方針の更新等に向けて検討を進めた。また、多様な方法による職員採用や人事交流を通じて戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の状況を適宜確認し、適切な人員配置を行った。 **①　人材の確保及び育成に係る方針** 「人材の確保及び育成に関する基本方針」について、特に雇用確保策として、再雇用制度の見直し、非常勤職員の雇用の在り方等に関して、他法人へのヒアリングを実施し、更新に向けた検討を進めた。 **②　職員採用状況** 令和５年度予算案の内示額及び人件費予算の見通し等に基づき、「令和５年度採用計画」を策定し、多様かつ計画的な採用を行った。なお、採用計画については、退職者の発生等、職員の状況に応じて随時採用人数や採用スケジュールの見直しを行った。 ＜令和５年度職員採用状況＞ 採用試験名称／採用者数（人） 文部科学省文教団体職員採用試験：6 一般事務職中途採用試験：11 専門的分野採用試験：3 人事交流：4 内部登用試験：4 **③　適切な人員配置** 勤怠管理システムによる確認や管理職へのヒアリングを通じて、超過勤務時間数等の勤務状況や事業の実施状況等を随時把握し、職員の健康管理を第一に考えながら、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障を来さぬよう人員配置を行った。	**＜評定と根拠＞** 評定：B **【評価に資する主な成果】** JSC が置かれている環境に鑑みつつ、人件費予算の見通し等に基づき「令和５年度採用計画」を策定し、文部科学省文教団体職員採用試験、一般事務職の中途採用試験、専門的分野を対象とした採用試験、人事交流等の多様な方法により優秀な人材の確保を進め、着実な業務運営を行った。加えて、「人材の確保及び育成に関する基本方針」について、特に雇用確保策として、再雇用制度の見直し及び非常勤職員の雇用の在り方等に関して、他法人にヒアリングを実施し、更新に向けた検討を進めた。また、勤怠管理システムを活用して勤務状況を適宜確認し、必要に応じて、職員との面談を実施するなど（10 回実施）、職員の業務や健康状況等の把握に努めた。 効果的な人材育成を図るため、令和５年度研修実施計画を策定し、一般研修を実施した。研修については、全体研修と専門研修を企画し、外部研修やｅラーニングも活用しながら職員全	**＜評定に至った理由＞** 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

また、超過勤務時間数の多い職員に対しては、所属長による面談を実施し、健康状態や超過勤務の抑制策を含めた業務の見通しを確認するなど、適切な対応を行った。

２．人材確保の取組

関係機関との人事交流をはじめとした多様な方法により、業務に必要な人材を確保するとともに、女性職員の採用等に積極的に取り組むなど男女共同参画及び障がい者雇用の推進に取り組んだ。また、職員の自己啓発活動の支援及び配偶者同行休業制度の導入に向けた検討にも取り組んだ。

①　人事交流等

「令和５年度採用計画」を踏まえつつ、関係機関との人事交流を積極的に行い、業務の専門化等に対応できる優れた人材の確保に努めた。

＜人事交流による採用人数：４人＞

・文部科学省から　２人
・富山県警察から　１人
・公益財団法人横浜市スポーツ協会から　１人

②　男女共同参画への取組

「独立行政法人日本スポーツ振興センター男女共同参画に関する基本方針」に基づき、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職への積極的な登用を行うなどの取組を推進したことにより、以下のとおり数値目標を達成した。

＜採用等に占める女性の割合＞

区分	目標値	R5
採用	35%以上	45.8% (11/24 人)
管理職	18%以上	23.0% (23/100 人)
課長補佐職	30%以上	35.0% (36/103 人)

（令和６年３月 31 日現在）

③　障がい者雇用の推進

障がい者雇用の推進に向け、計画的な採用を行った結果、障害者雇用促進法に定められた基準（法定雇用率（2.6%）に基づき算定される雇用すべき障がい者数）を満たした。

また、管理職を対象に障がい者と共に働くために必要な基礎知識・配慮事項、多様な視点や考え方等を身に付けることを目的とした障がい者雇用に関する研修を実施した。加えて、障がい者への配慮（例：車いすのまま執務できる昇降式机の設置、複合機の配置換え）を可能な範囲で実施するなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備した。

法定雇用率を達成するために 雇用すべき障がい者数の目安	R5
20 人以上	20 人

（基準日：令和５年６月１日）

３．人材育成の取組

①　一般研修

業務を適正かつ効果的・効率的に実施するため、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、令和５年度研修実施計画を策定し、当該計画を基に一般研修を実施した。また、研修の実施に当たって

体の能力向上が図れるよう、多様な研修を実施した。

また、働きやすい職場環境の整備に向け、男女共同参画基本方針や障害者雇用促進法に基づき、女性職員の採用や育成・登用及び障がい者の雇用促進に努めた結果、数値目標を達成した。加えて、ハラスメントの防止やメンタルヘルス対策については、相談員の配置やストレスチェック実施後の対応等、サポート体制の充実に努めた。特にハラスメントについては、全役職員を対象とする研修や意識調査（アンケート）を実施し、研修後に実施した受講者アンケートでは研修内容に関する意識度の評価が５段階中、4.16 であったことから、ハラスメントを防止・排除する意識の向上が確認できた。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していることから、Ｂ評価とする。

＜課題と対応＞

業務状況を踏まえ、適切な運営体制の整備が必要である。そのため、専門知識を必要とする分野においては、人事交流も含めた効果的な方法により人材の確保を進めつつ、外部研修等も活用した職員の能力の向上を図る。

人材育成については、引き続き、取り巻く環境や情勢を踏まえて実施する業務への理解を深めるとともに、職階に応じた知識の習得等を目指すべく、多様な研修を企画し、計画的な実施に努めることとする。また、目標マネジメント制度の運用等を通じて、人事施策の課題解決に向けた取組を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しを行う。

さらに、男女共同参画の更なる推進のため、女性管理職となりうる人材の育成やより積極的な登用を図る。加えて、障害者雇用を促進するなど、職場環境の充実においても、より適切な対応に努めることが必要である。

は、目的や内容に応じて、外部団体主催の研修を活用した。なお、JSC が主催した研修においては、積極的に e ラーニングを活用し、職員に負担が生じることなく、研修と業務が両立できるように工夫した。

研修名	実施回数（回）	受講者数（人）
管理職研修	3	6
新入職員研修	2	124
職階別研修（ジョブクラフティング研修）	3	98
文部科学省文教関係団体共同研修	4	3
人材の多様性（ダイバーシティ）に関する研修	1	72
ハラスメントに関する研修	1	623
セキュリティに関する研修	1	766
コンプライアンスに関する研修	1	685
合計	16	2,377

② 専門研修

ア．実務研修

広く法人内から参加希望者を募る公文書管理研修や情報システム統一研修をはじめ、各部においても各部固有の業務内容に合わせた研修を実施し、計 295 回、延べ 2,841 人が研修を受講した。

イ．派遣研修

文部科学省等の関係機関に研修生として計８人派遣し、実務及び専門知識の習得を図った。

なお、令和５年度からの新たな取組として、広い視野と日本のスポーツの振興に関する適切な知見を有する人材育成に資することを目的に、JPSA と職員の相互交流を７月から始めた。

・文部科学省　１人
・スポーツ庁　６人
・JPSA　１人

４．給与水準の検証及び公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年９月（平成 26 年９月最終改定）総務大臣通知）に基づき、令和４年度に JSC で支払われた役職員の報酬・給与等について、文部科学省及び JSC の HP において公表した（令和５年６月 30 日）。また、給与水準の妥当性については、監事による監査において確認した。

なお、令和５年度分については、令和６年６月に公表する見込み。

① ラスパイレス指数

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標

区分	対国家公務員	参考		
		地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案
事務・技術職員	107.9	98.8	105.5	97.2
研究職員	96.8	94.8	96.7	94.7

② 給与水準の状況 ／ ③ 適正な給与水準維持のための取組

地域手当の支給割合が高い地域（１級地、東京都特別区）に勤務する職員及び大学卒以上の職員の割合が国家公務員より高いため、対国家公務員指数は高くなっているものの、地域・学歴を勘案した指数は 100 以下となっている。引き続き、社会一般の情勢や国家公務員の状況を参考として、必要な措置を講じていく。

５．ハラスメントの防止

研修の実施や相談機関の設置、衛生委員会における情報提供を行った。

① ハラスメント研修

研修名	実施回数（回）	受講者数（人）
相談員研修	1	23
ハラスメント研修	1	623

② 相談機関の設置状況

法令に基づき、職員が安心して相談できる環境を整備するため、JSC 内外の相談機関の設置を継続した。

内部相談機関として、各職場の人数や男女のバランスを考慮した上で、相談員を配置し、サポート体制を継続した。また、外部相談機関として、JSC から外部委託している相談機関１社及び公的機関の相談窓口を周知した。

③ 衛生委員会の開催及びハラスメント防止に関する対応状況

衛生委員会については、年度を通して 12 回（月１回）開催し、職場の衛生管理に関する情報提供や産業医による職場巡視結果の報告、衛生委員からの職場状況報告等を行った。また、衛生委員会の資料及び議事概要をイントラネットに掲出し、職員の健康被害の防止と健康の保持増進のための情報を職員に周知した。

加えて、ハラスメント対策をテーマに掲げ、対策を行う必要性の再確認や、相談窓口に関する情報共有を行うなど、職員にとって働きやすく快適な職場環境を形成した。

４．その他参考情報

特になし

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
Ⅰ－1 スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	**【第５期中期目標】** **Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **１.スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等** 国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、JSC がこれまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。 ＜具体的な取組＞ ・ 国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。 ・ 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、利用率の向上や情報発信を図るとともに、施設利用者等の具体的なニーズを施設の管理運営に反映させる。 ・ 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、新秋父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた具体的な取組を進める。また、	**【第５期中期計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１．スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項** JSC は、国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、これまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。 （１）国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。 ① 国立競技場について、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和４年 12 月 28 日文部科学省改定）に基づき、以下を実施する。 ア 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディングの結果等を踏まえ、実施方針等の公表、公募等の手続を進める。 イ 優先交渉権者を選定後、事業の引継ぎ等を確実に行い、民間事業者による運営管理を円滑に開始する。 ウ 民間事業化後は、民間事業者において事業が適正かつ確実に履行されるよう、モニタリング体制を構築し、民間事業者との協議や調整等の対応を円滑に行うとともに、モニタリングを適切に行う。 ② 新秋父宮ラグビー場（仮称） 整備・運営等事業について、令和 10 年の一部供用開始に向けて、特別目的会社が実施する開業準備業務に関しモニタリング等を適切に行う。 （２）秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、利用率の向上や情報発信を図るとともに、施設利用者等の具体的なニーズを施設の管理運営に反映させる。 ① 大規模スポーツ施設について、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供するとともに、施設の利用状況等の情報発信を行い、利用率の向上を図る。 ② 毎年度、大規模スポーツ施設等について、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施することにより、具体的なニーズを把握し、以後の施設の管理運営に反映させる。 （３）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組を行う。	**【令和５年度計画】** **Ｉ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１．スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項** JSC は、国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、これまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。 （１）国立競技場及び新秋父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。 ① 国立競技場の運営管理に係る民間事業化については、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和４年 12 月 28 日文部科学省改定）に基づき、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディングの結果等を踏まえ、実施方針等の公表、公募等の手続を進める。 ② 新秋父宮ラグビー場（仮称） 整備・運営等事業について、特別目的会社が実施する開業準備業務（利用規則の策定業務、広報・情報発信、主催・誘致業務等）に関しモニタリング等を適切に行う。 （２）大規模スポーツ施設等については、以下の取組を行う。 ① 大規模スポーツ施設について、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供するとともに、施設の利用状況等の情報発信を行い、利用率の向上を図る。 ② 大規模スポーツ施設等について、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施することにより、具体的なニーズを把握し、以後の施設の管理運営に反映させる。 （３）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組を行う。

	スポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、令和元年度に策定された「スポーツ・デジタル・アーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」を踏まえ、「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。	① 新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた展示等具体的な検討を進める。 ② スポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、令和元年度に策定された「スポーツ・デジタル・アーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」を踏まえ、「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で検討し、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。	① 新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた展示基本設計について検討を進める。 ② 令和２年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に沿って資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を引き続き行う。また、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進するためのシステム開発に取り組み、システムの本格稼働に向けた検証を行う。 ③ 「秩父宮記念ギャラリー」等において展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用に努めるとともに、将来のスポーツ博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。
	・ 国立登山研修所については、安全な登山に向けて登山関係機関等と協力・連携し、情報収集や調査・研究を実施するとともに、登山指導者の養成、資質向上のための研修会の開催、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発に向けた情報発信を行う。	（４）国立登山研修所については、安全な登山に向けて、登山関係機関等と協力・連携し以下の取組を行う。 ① 山岳遭難事故防止や安全な登山に資する情報について、収集、分析等の調査研究を行い、得られた成果を安全な登山の普及に活用する。 ② 研修会開催に当たっては、発刊したテキスト等を活用し、各地域で開催するサテライト型の研修やオンラインとオンサイトを組み合わせた研修方法の工夫を行い、指導者養成に向けた研修の充実を図る。 ③ 一般登山者に向けて安全な登山の実施方法、山岳遭難事故防止のための基礎知識や技術等の普及・啓発に向けた情報発信を行う。	（４）国立登山研修所については、安全な登山に関する普及・啓発に向けて以下の取組を行う。 ① 安全な登山に資する情報について収集・分析等を行う「調査・研究作業チーム（仮）」を設置し、資料収集や調査項目を検討する。 また、登山関係機関から収集した情報の整理を行い、情報発信を行う。 ② 登山関係機関と連携し、高等学校登山指導者用テキスト、登山指導者用テキスト等を活用した研修やオンラインとオンサイトを組み合わせた研修を開催するなど研修方法を工夫することで、指導者養成に向けた研修の充実を図る。 ③ 登山用具販売店等と協力し、SNS や動画等を活用し、登山計画の立て方、携行する装備、トレーニング方法、山での危険箇所等について一般登山者に向けた情報発信を行う。
Ⅰ－２ 国際競技力向上のための取組	**【第５期中期目標】** **Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **２．国際競技力の向上のための取組** スポーツ基本計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和３年 12 月スポーツ庁長官決定）を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図りつつ、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、各競技団体、地域のスポーツ医・科学センター及び大学等と連携し、オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、国際競技力の向上に取り組む。 ＜具体的な取組＞ ・ JOC 及び JPC 等と連携し、中央競技団体が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するとともに、支援の仕組みについて不断の改善を図る。	**【第５期中期計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **２．国際競技力向上のための取組に関する事項** ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図るとともに、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、中央競技団体（以下「NF」という。）、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携し、東京大会の成果を一過性のものとせず、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究やトレーニング環境を充実させ、国際競技力の向上を図る。 （１）JOC 及び JPC 等と連携し、各 NF がアスリートの発掘・育成・強化をアスリート育成パスウェイの段階に応じて総合的・計画的に進めることができるよう、PDCA サイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等を実施することにより、NF の強化戦略プランの実効化を支援する。	**【令和５年度計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **２．国際競技力向上のための取組に関する事項** ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、中央競技団体（以下「NF」という。）、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携し、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究やトレーニング環境を充実させ、国際競技力の向上に寄与する。 （１）JOC 及び JPC 等と連携し、各 NF が直近及び２大会先のオリンピック・パラリンピック競技大会を目標として実施する育成・強化等の活動が、アスリート育成パスウェイを踏まえ、中長期の視点を持ち推進することができるよう、強化戦略の策定及び改善の支援を行う。 また、強化戦略に係る進捗状況の確認、情報提供及び協

			働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、NF の強化戦略プランの実効化を支援する。
	・ 中央競技団体における中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組を推進するためのアスリート育成パスウェイの構築等を通じて、世界で活躍するトップアスリートの継続的な輩出に向けた支援を実施する。また、「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」（令和４年 11 月）も踏まえ、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を更に強化し、HPSC の知見の地域への還元を進めるとともに、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を図り、地域における競技力向上を支える体制の構築に取り組む。これらの取組により、地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく中央競技団体の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援する。	（２）地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく NF の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援するため、以下の取組を行う。 ① 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するため、JOC、JPC、日本スポーツ協会及び NF 等と連携しオリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で活躍が期待される将来有望なアスリートの発掘・育成・強化を一体的に推進するアスリート育成パスウェイの構築に関する取組への支援を行う。 ② ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を更に強化し、HPSC ネットワークを通して、HPSC の知見の地域への還元、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を推進することにより、地域における競技力向上を支える体制の構築を図る。	（２）地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく NF の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援するため、以下の取組を行う。 ① JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会及び NF 等と連携し、これまでのアスリートの発掘・育成・強化の取組が持続可能なシステムとなり、世界で活躍するアスリートが継続的に輩出されるよう、競技別パスウェイモデルの策定支援及び各競技団体の現状把握や課題解決に資するプログラムの提供を行う。 ② 体力測定、栄養や映像・情報技術等の HPSC の知見を基にパッケージ化を更に推進し、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の関係機関へ展開するとともに、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を推進することにより、地域における競技力向上を支える体制の構築を図る。
	・ 大学及び企業等との連携による共同研究や人事交流の促進、先端技術を活用した取組により、HPSC の機能を強化し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究、人材育成の充実を図る。	（３）HPSC の機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援を推進するため、以下の取組を行う。 ① JOC、JPC、各 NF 等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性・課題等に応じたサポート等の支援を引き続き推進する。 国際競技大会等でのメダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を重点的に実施する。 ② 国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究を行うとともに、大学及び企業等との連携により研究の充実を図る。スポーツ医・科学研究に取り組む際には、倫理的、法的、社会的課題に十分留意する。また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表等を通して研究成果の普及に努める。 ③ オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、最高のコンディションでパフォーマンスを発揮できるようトップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病の診療、アスレティックリハビリテーションの充実を図るとともに、発生予防を含めた臨床研究を実施し、アスリート及び強化部門に還元する。 ④ 大学及び企業等との連携に基づく、人事交流の促進等、トップアス	（３）HPSC の機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援の推進のため以下の取組を行う。 ① JOC、JPC、NF 等と連携して課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性・課題等に応じたサポート等、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。 また、国際競技大会等でのメダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を重点的に実施する。 ② 2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、倫理的、法的、社会的課題に十分留意しつつ、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究（人文・社会科学研究を含む。）を推進する。 また、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決、トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。 ③ 2024 年パリ大会前年度であり、大会参加資格獲得に向け、重要な期間であることから、診療機能の更なる強化を図るとともに、トータルコンディショニングサポートプログラムの普及と検証を進める。 ④ 連携協定の活用等を通じて大学及び企業等との連携を

		リートに対する研究・支援を行う HPSC の場を活用した実践機会の提供等を通じて、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を推進する。	強化し、出向、インターンシップ等の受入れによる人事交流や HPSC を研究フィールドとする共同研究等を推進することにより、HPSC の場を活用した実践機会の提供等を行う。これらの取組を通じて、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を実施する。
	・ ハイパフォーマンススポーツに関する海外情報の収集・分析・蓄積・展開の充実を図り、国際ネットワークの戦略的な構築・維持・強化・活用及び国内外の人材活用・育成に取り組むことにより、HPSC の機能強化を図るとともに、収集・分析した情報を、国内外の関係機関と連携し広く展開することで、今後の競技力向上及び地域スポーツや社会の発展等を図る。	（4）ハイパフォーマンススポーツ等に関する情報の収集・分析・蓄積・展開の充実を図るため、国内外の関係機関との連携体制を整備するとともに、国際スポーツに関する相談対応の仕組みを構築し、情報の蓄積・展開に関わる効果的・効率的な手段を講じる。また、国際ネットワークの戦略的なマネジメントや国内機関との連携により、情報連携、調査・研究、人材の活用・育成等を企画立案、実施及び支援する。これらの取組を通して、今後の競技力向上、地域スポーツ、国内外の社会の発展、国際力の強化等に努める。	（4）ハイパフォーマンススポーツ等の情報収集・分析・蓄積展開の見直しと充実を図り、今後の競技力向上及び地域スポーツ、国内外の社会の発展、国際力の強化に努めるため、以下の取組を行う。 ① 国際スポーツ情報等に関する国内関係機関との連携体制構築と情報の出口の一元化 ② ハイパフォーマンススポーツの包括的なベンチマーク ③ 相互利益を生み出せる戦略的な国際ネットワークマネジメント ④ 国際共同研究や人材育成プログラム等を通じた政策の推進及び発展への寄与と次世代を担う人材の育成
	・ 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	（5）事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による各年度の業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	（5）事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。
Ⅰ－3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	**【第５期中期目標】** **Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **３．スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施** スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金について、十分な財源の確保に努めるとともに、その助成金をはじめとしたスポーツ振興助成制度においては、効果的な助成を実施していく必要がある。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努める。 また、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。 ＜具体的な取組＞ ・ スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 ・ また、Ｊリーグ及びＢリーグと協働し、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努めるとともに、両リーグのファン獲得に向けた取組を行うなど、相互の発展に向けた取組を行うこととする。	**【第５期中期計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **３．スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項** スポーツ振興くじによる助成金をはじめとしたスポーツ振興助成制度は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、効果的な助成を実施していく必要がある。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。 また、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。 （1）スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するとともに、Ｊリーグ及びＢリーグと協働し、相互の発展に向けて以下の取組を行う。 ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を生かした販売方法の工夫を行う。 ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。 ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。 ④ Ｊリーグ及びＢリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して研修等を行うなど、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努	**【令和５年度計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **３．スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項** スポーツ振興助成制度は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っている。 特に、スポーツ振興くじ助成金は、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。 スポーツ振興くじについては、売上の目標を 1,100 億円とし、スポーツ振興投票等業務に係る具体的な取組内容は、「スポーツ振興投票等業務に係る令和５事業年度事業計画」によることとする。

		める。 ⑤　スポーツ振興くじの販売を通じたＪリーグ及びＢリーグのファン獲得に向けた取組等、両リーグとともにスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を行う。	
	・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。	（２）スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、以下の取組により、助成メニューの見直しを行う。 ①　アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。 ②　助成事業を客観的に評価できる指標・手法により、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。 ③　助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、地方公共団体、スポーツ団体に対する調査により、継続的にモニタリングを行い、その結果をホームページに公表する。	
	・スポーツ振興助成制度については、その制度の趣旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。	（３）スポーツ振興助成制度の趣旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、各種メディア等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。 （４）民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。	
Ⅰ－４ スポーツ・インテグリティの確保	**【第５期中期目標】** **Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **４．スポーツ・インテグリティの確保** スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底及びドーピング防止活動の推進に対し、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。 ＜具体的な取組＞ ・　スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内の現況等を把握するとともに、研修等の実施を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献する。	**【第５期中期計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **４．スポーツ・インテグリティの確保に関する事項** スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、統括団体をはじめとした国内外の関係機関と連携・協働しながら、現況把握等の支援や研修等を通じた情報提供により、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援する。 また、インテリジェンス活動を含むドーピング防止活動を推進することにより、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。 （１）スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献するため、国内外のネットワークを活用しつつ、スポーツ・インテグリティに関する先進事例をはじめとする国際的な動向及び国内の現況を把握するとともに、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援するため、研修等の実施によりスポーツ団体に国内外の情報を共有する。 また、ドーピング防止活動においては、得られた知見等を活用しつつ世界ドーピング防止機構等が主催する国際的な会議に参画する我が国の代表機関の活動における支援を行う。	**【令和５年度計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **４．スポーツ・インテグリティの確保に関する事項** スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、統括団体をはじめとした国内外の関係機関と連携・協働しながら、現況把握等の支援や研修会等を通じた情報提供により、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援する。 また、インテリジェンス活動を含むドーピング防止活動を推進することにより、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。 （１）スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献するため、以下の取組を行う。 ①　国内外のネットワークを活用しつつ、国際会議への参加等によりスポーツ・インテグリティに関する先進事例をはじめとする国際的な動向及び国内の現況を把握する。 ②　スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援するため、オンラインも効果的に活用した研修等の実施により情報を共有する。 ③　ドーピング防止活動においては、得られた知見等を活用しつつ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）等関係機関と連携し世界ドーピング防止機構等が主催する国際的な会議に参画する我が国代

			表機関の活動における支援を行う。
	・ スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。	（2）スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進するため、スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも５つの団体に対して、弁護士や公認会計士等専門家と連携しガバナンス又はコンプライアンスに関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等により理解促進を図る。	（2）スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進するため、以下の取組を行う。 ① スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、少なくとも５つの団体に対して、弁護士や公認会計士等専門家と連携しガバナンス又はコンプライアンスに関する現況を把握するための支援（ガバナンス・コンプライアンス診断）を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、専門家による指摘事項も含めスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等により理解促進を図る。 ② ガバナンス・コンプライアンス診断で用いる評価指標については、これまでの実績や「スポーツ団体ガバナンスコード」に係るスポーツ庁の政策動向を踏まえ、弁護士等の外部の専門家の意見を取り入れて見直しを進める。 ③ 外部有識者とのネットワークを強化し、ガバナンス・コンプライアンス診断を通した現況の評価や分析を行うとともに、スポーツ団体の組織運営の改善促進をより効率的に行うための体制強化を進める。
	・ スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトを運用し、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。	（3）スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援するため、スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うために JSC が設置しているスポーツガバナンスウェブサイトを着実に運用するとともに、統括団体をはじめとする関係団体と連携しつつ、登録団体への効果的な情報発信を通じて、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。	（3）スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援するため、以下の取組を行う。 ① スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うために JSC が設置しているスポーツガバナンスウェブサイトを着実に運用する。 ② スポーツ庁や統括団体をはじめとする関係団体と連携しつつ、登録団体への効果的な情報発信を通じて、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。
	・ スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。	（4）スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うため、弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。	（4）スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査等に関する助言を通じた支援を行うため、弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。
	・ スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。	（5）アスリートからの多様な相談に的確に対応するため、弁護士、臨床心理士、元アスリート等により構成されるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会を設置し、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。 また、必要に応じて委員会の体制整備を進めるとともに、制度の対象者に対する周知活動を継続的に実施する。	（5）アスリートからの多様な相談に的確に対応するため、以下の取組を行う。 ① 弁護士、臨床心理士、元アスリート等から構成されるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「第三者相談・調査委員会」という。）を引き続き設置し、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。 ② 第三者相談・調査委員会の体制整備のため、引き続き必要に応じて本制度に関わる相談員及び調査員の構成を検討するとともに、これまで対応した事案等から得られた課題や知見等について、本制度の関係者間で共有し、検討するための会議を開催する。 ③ 本制度の対象者に対する周知について、認知度・理解

			度アンケート調査を実施し、その結果を踏まえつつ、HPSC等内外のリソースを活用した広報活動を実施する。
	・ 東京大会を通じて得られた知見等を踏まえ、日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動を実施し、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピング防止に関連する規則違反の特定に取り組むなど、ドーピング防止活動を推進する。	（6）ドーピング防止活動を推進するため、ドーピング通報窓口の運用をはじめとするスポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動を着実に実施し、日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関と連携しながら、ドーピング検査だけでは補足しきれないドーピング防止に関する規則違反の特定に取り組むとともに、当該窓口の認知度・理解度を高水準に維持する。 また、本中期目標期間中に開催される大規模国際大会において、必要に応じ、東京大会を通じて得られた知見等を活用した連携活動により、ドーピング防止活動を行う。	（6）ドーピング防止活動を推進するため、以下の取組を行う。 ① ドーピング通報窓口を適切かつ着実に運用しつつ、国内外の動向を把握しながら JADA との定期的な情報共有及び公開情報の収集等と併せたインテリジェンス活動を着実に実施する。 ② ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持するため、JADA や統括団体をはじめとする関係団体等との協力・連携の下、HPSC 等内外のリソースを活用した広報活動を実施する。
	・ 公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）を着実に運用する。	（7）日本アンチ・ドーピング規律パネルが、世界アンチ・ドーピング規程等に準拠し、独立してアンチ・ドーピング規則違反について公正かつ適切に判断が下せるよう、着実に運用する。	（7）日本アンチ・ドーピング規律パネルが、世界アンチ・ドーピング規程等に準拠し、独立してアンチ・ドーピング規則違反について公正かつ適切に判断が下せるよう、着実に運用する。
Ⅰ－5 学校安全のための災害共済給付の実施	**【第５期中期目標】** **Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **５．学校安全のための災害共済給付の実施** 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付実績から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。	**【第５期中期計画】** **Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **５．学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項** 学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、関係団体との新たな連携・協力関係を構築し、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、加入促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。 また、給付実績から得られた事故情報を学校関係者等へ分かりやすく提供するとともに、学校等の現場における事故防止の取組を支援する。	**【令和５年度計画】** **Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **５ 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項** 災害共済給付事業の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、関係団体との新たな連携・協力関係を構築し、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、加入促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。 また、給付実績から得られた事故情報を学校関係者等へ分かりやすく提供するとともに、学校等の現場における事故防止の取組を支援する。 なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「災害共済給付事業運営会議」及び「災害共済給付事業運営協議会」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。
	＜具体的な取組＞ ・ 災害共済給付事業においては、公正かつ適切な給付事務を着実に実施しつつ、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行うとともに、給付実績から得られた事故情報を学校等における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、その成果を学校関係者等まで行き渡るように工夫するほか、災害共済給付事業全体の更なる質の向上のため、関係団体等との新たな連携・協力関係を構築する。	（1）公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を実施する。 ② 死亡・障害等の重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校等の設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。 ③ 災害共済給付の決定に対する学校等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。	（1）公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年４回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。 ② 死亡・障害等の重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校等の設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。 ③ 災害共済給付の決定に対する学校等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。

		（２）子ども・子育て支援新制度の開始に伴い災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設のうち、地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）に対して、関係省庁、自治体及び当該施設の統括団体との連携・協力の下、研修会等での制度説明やチラシ等の配布等の取組を行うことにより、加入促進を図る。	（２）子ども・子育て支援新制度の開始に伴い災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設のうち、地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）に対して、関係省庁、自治体及び当該施設の統括団体との連携・協力の下、未加入施設数の多い自治体を中心に、加入促進の取組（研修会等での制度説明、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行い、同施設の加入率を 60%以上とする。
		（３）災害共済給付金を受け取った保護者等に対してスマートフォン等を活用したアンケートを実施し、その結果を踏まえ、保護者等の制度理解の促進を図る。	（３）災害共済給付金を受け取った保護者等に対してスマートフォン等を活用したアンケートを効率的かつ効果的に行うための実施方法を検討し、試行的なアンケートを実施する。 また、その結果を踏まえ、今後のアンケートの実施方法を見直すとともに、保護者等の制度理解の促進に必要な方策を検討する。
		（４）利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、以下の取組を行う。 ① 研修会や情報誌等を活用して、請求時の留意点等を利用者へ周知する。 ② 現行の災害共済給付オンライン請求システムを改修する。	（４）利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、以下の取組を行う。 ① 学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を維持していくため、研修会や情報誌等を活用して請求時の留意点等を利用者へ周知する。この取組により、請求における差戻し件数について、令和３年度における水準（約７万件）を維持する。 ② わかりやすく操作性の高い画面構成や最新のデジタル技術等の活用により、システム利用者の利便性向上及び事務処理の迅速化・効率化を実現するためのシステム要件を確定し、設計・開発を行う。
		（５）学校等における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。 ① 給付実績から得られた事故情報を整理・分析の上、外部有識者の知見をもとに事故防止のための資料を作成し、ホームページや情報誌等を活用して学校関係者等へ提供する。 ② 都道府県教育委員会等と連携し、研修会等を通じて、学校関係者等に対し事故防止のための資料を周知するとともに、効果的な活用方法を例示する。	（５）学校等における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。 ① 給付実績から得られた事故情報を整理・分析した上で「学校等の管理下の災害」等の資料を作成し、配布するとともに、「学校等事故事例検索データベース」の更新を行う。 また、「学校等における事故防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校等の現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進するとともに、その研究成果を学校等の現場で有効活用できるよう、ホームページや情報誌等を活用して学校関係者等へ提供する。 ② 教育委員会及び関係機関が開催する教職員等を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、資料の効果的な活用方法を例示する。
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	**【第５期中期目標】** **Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項** 業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、令和４年度比	**【第５期中期計画】** **Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** 業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、JSC を取り巻く状況の変化に対応しつつ業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費と事業費については、中期目標期間	**【令和５年度計画】** **Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** 業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費と事業費については、中期目標に定

	５％以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課を除く。）。なお、新規追加・拡充分は、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。 ＜具体的な取組＞ ・ 毎年度、既存業務の点検・評価を行い、業務の見直しや効率化の観点からデジタル化に取り組むとともに、他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施を引き続き行う。 ・ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応力の強化に取り組む。 ・ 一般管理費及び事業費については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。 ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。 ・ 地方公共団体等とのネットワークを活用して各事業の情報発信・共有を効率的に推進する。 ・ 業務運営に当たっては、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。	の最終年度において、令和４年度比５％以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課を除く。）。なお、新規追加・拡充分は、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。 （１）既存業務の点検・評価を行い、業務の効率化を図るため、以下の取組を行う。 ① 既存業務の見直しや効率化の観点からデジタル化に取り組む。 ② 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施を引き続き行う。 （２）情報システムに関しては、以下の取組を行う。 ① 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ② 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、政府関係機関からの情報収集を行うなど、最新の脅威の把握を行い、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応力を強化する。 （３）業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 （４）「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。 （５）地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）等を通じて、各事業の情報や成果を効果的・効率的に発信する。 （６）業務運営に当たっては、省エネルギー対策を推進するなど、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。	められた削減率の達成に向けて取り組む。 （１）既存業務の点検・評価を行い、業務の効率化を図るため、以下の取組を行う。 ① 既存業務の見直しや効率化の観点から、システムの更改に向けて、製品の情報収集を行うなど、デジタル化の準備を進める。 ② 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、費用対効果や実現可能性等の検討を行う。 （２）情報システムに関しては、以下の取組を行う。 ① 令和４年度に設置した PMO 体制において、JSC の情報システムの適切な整備及び管理に係る指示、調整及び支援を行う。 ② 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、政府関係機関の研修等に参加し、最新の脅威の把握に努めるとともに、情報セキュリティ監査や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を踏まえ、情報セキュリティ対策推進計画（令和５年度から令和９年度（中長期計画）及び令和５年度計画）を策定し、着実に実施する。 （３）業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し結果等を踏まえ、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。 （４）「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和４年５月 20 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。 また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。 （５）地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）、その他保有するネットワークや SNS 等を通じて、各事業の情報及び成果を組織横断的、効果的・効率的に発信する。 （６）業務運営に当たっては、省エネルギー対策委員会において、節電対策を検討するなど、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。
Ⅲ―１ 予算の適切な管理と効	**【第５期中期目標】** **Ⅴ．財務内容の改善に関する事項**	**【第５期中期計画】** **Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置**	**【令和５年度計画】** **Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき**

率的な執行等 Ⅲ－２ 自己収入の確保	**１．予算の適切な管理と効率的な執行等** 業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。 ＜具体的な取組＞ ・ 独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 ・ 運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。 ・ 予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。 ・ 資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 **２．自己収入の確保** 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。 ＜具体的な取組＞ ・ スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、自己収入の確保を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。 ・ 競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に向けて取り組む。 ・ 他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得の方策を行う。	**１．予算の適切な管理と効率的な執行等** 業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。 （１）中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う。 （２）運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。 また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。 （３）資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 **２．自己収入の確保** 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。 （１）スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。 （２）競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に取り組む。 （３）他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得方策を検討し、その結果を踏まえて、取組を実施する。	**措置** **１．予算の適切な管理と効率的な執行等** 業務成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算を計画的・効率的に執行するために以下の取組を行う。 （１）中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う。 （２）運営費交付金を効率的に執行するため、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配分の見直しを年２回程度行う。 また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。 （３）資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 **２．自己収入の確保** 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。 （１）スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。 （２）競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に取り組む。 （３）他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得方策を検討し、その結果を踏まえて、取組を実施する。
Ⅳ－１ 長期的視野に立った施設整備の実施	**【第５期中期目標】** **Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項** **１．長期的視野に立った施設整備の実施** 利用者本位の施設の在り方の観点を踏まえ、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、施設利用者の利便性やニーズを的確に捉えて整備を行う。 ＜具体的な取組＞	**【第５期中期計画】** **Ⅷ．その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **１．長期的視野に立った施設整備の実施** 本中期目標期間においては、秩父宮ラグビー場の移転整備のほか、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づく老朽化対策等を推進する。	**【令和５年度計画】** **Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **１　長期的視野に立った施設整備の実施** 令和５年度においては、秩父宮ラグビー場の移転整備のほか、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づく保有施設の老朽化対策等を推進する。

	・秩父宮ラグビー場の移転整備について、神宮外苑地区地区計画の枠組みの中で、『秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方について（令和３年１月 15 日スポーツ庁「ラグビーの振興に関する関係者会議（第３回）」決定）』に基づき、着実に推進する。	（１）新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備について、令和 10 年の一部供用開始に向けて着実に推進する。また、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る秩父宮ラグビー場の移転整備のために必要な行政手続等について、関係地権者等と連携を図り適切に対応する。	（１）新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備について、令和５年度における施設整備業務（設計業務等）について適切に業績監視を実施する（基本設計段階の完了。）。 また、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る秩父宮ラグビー場の移転整備のために必要な行政手続等について、関係地権者等と連携を図り適切に対応する。
	・保有施設について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえて適切に整備を行う。	（２）保有施設の整備について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、整備の緊急性を勘案しつつ、適切に行う。なお、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）については、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年３月）」に基づき、保有施設の老朽化等の状態を把握し、予防保全型老朽化対策及び内容充実のための見直しを行う。	（２）保有施設の整備について、別表－13 の設計・工事を行う。
	・施設利用者のアンケート調査を行うなど、施設の利便性やニーズを把握して的確に整備を行う。	（３）利用者本位の施設の在り方の観点から、毎年度における施設の利便性やニーズに関する調査結果を踏まえて的確に整備を行う。	（３）各施設の令和６年度における実施計画について、具体的な検討を行う。その際、施設の利便性やニーズに関する調査結果を踏まえて、対応可能なものについて整備への反映を検討する。
Ⅳ―２ 内部統制の強化	**【第５期中期目標】** **Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項** **２．内部統制の強化** 法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、法令・内部規則等を遵守し、役職員の意識向上、監査体制の強化等内部統制の強化の取組を推進する。 ＜具体的な取組＞ ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。	**【第５期中期計画】** **Ⅷ．その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **２．内部統制の強化** 法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、法令・内部規則等を遵守し、役職員の意識向上、監査体制の強化等内部統制の強化の取組を推進する。 （１）毎年度内部統制に関する取組を定めたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成する。また、内部統制委員会においてその実施状況等を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。	**【令和５年度計画】** **Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **２　内部統制の強化** 理事長のリーダーシップの下、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を推進するとともに、内部統制委員会において JSC の内部統制全体の総括を行い、内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施するなど、内部統制の強化を図る。 （１）令和４年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和５年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認するなど、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施する。
	・内部統制に関する役職員の意識向上に資する取組を推進する。	（２）役職員が一体となり、法人の目的を達成するため、理事長をはじめとした役員との意思疎通の場を設けるとともに、内部統制の重要性について浸透を図り、役職員の意識向上に取り組む。	（２）役職員の内部統制に関する理解と意識の向上を目的として、以下の取組を行う。 ①　内部統制に関する研修等を通じて、組織全体での内部統制に関する意識の向上を図るとともに、役職員の更なる理解促進を図る。また、職員の意識度・理解度等のモニタリングを目的として、内部統制に関する職員意識調査を実施する。 ②　理事長をはじめとする役員による経営方針説明を実施するとともに、役員と職員との対話の場を設けるなど、法人が達成すべき目標とそのための業務運営方針について職員への浸透を図る。 ③　組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切に意思決定を行う。なお、使用した資料を速やかに共有するなど意思決定過程の透明性確保に取り組む。 ④　業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応

			するため、理事長を委員長とする自己評価委員会において、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえた点検・評価を行うとともに、業務実施状況の進行管理を行い、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。
	・ 監査計画に基づく監視、評価等を行うモニタリングにより、PDCA サイクルの徹底を図る。	（３）業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCA サイクルの徹底を図る。	（３）業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和５年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、令和４年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。
	・ 不適正な契約手続を未然に防止するための取組を推進する。	（４）令和４年度に整備した契約手続事前チェック体制において、不適正な契約手続を未然に防止するための取組を行う。	（４）令和４年度に整備した契約手続事前チェック体制において、不適正な契約手続を未然に防止するための取組を行う。
Ⅳ―３ 人事に関する事項	**【第５期中期目標】** **Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項** **３．人事に関する事項** 業務成果の最大化を図るため、法人の業務運営を支える人材を戦略的かつ計画的に確保・育成し、適切な人員配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。 ＜具体的な取組＞	**【第５期中期計画】** **Ⅷ．その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **３．人事に関する事項** 業務成果の最大化を図るため、中期目標期間を通じて専門性のある人材の確保及び育成に努め、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。	**【令和５年度計画】** **Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項** **３　人事に関する事項** 業務成果の最大化を図るため、専門性のある人材の確保及び育成に努め、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。
	・ 人材の確保及び育成に係る方針に基づき、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置する。	（１）人材の確保及び育成に係る方針に基づき、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の状況を踏まえた適切な人員配置を行う。	（１）人材の確保及び育成に係る方針の更新等に向けて検討を進める。また、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の状況を適宜確認し、適切な人員配置を行う。
	・ 人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流を含めた多様な方法により行う。また、男女共同参画社会と共生社会の実現に配慮した取組を行う。	（２）人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。また、男女共同参画及び障がい者雇用の推進に取り組む。	（２）人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流をはじめとした多様な方法により、業務に必要な人材を確保する。また、男女共同参画及び障がい者雇用の推進に取り組む。
	・ 人材の育成に当たっては、計画的な研修を実施すること等により、職員の専門性、業務遂行能力及びモチベーションの向上を図る。	（３）業務の理解、組織を取り巻く情勢等の理解及び職階に応じた知識の習得等、多様な研修を計画的に実施し、職員の専門性、業務遂行能力及びモチベーションの向上を図る。	（３）業務の理解、組織を取り巻く情勢等の理解及び職階に応じた知識の習得等、多様な研修を計画的に実施し、職員の専門性等の向上を図る。
	・ 給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮することとし、毎年度、検証を行い適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	（４）給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況をホームページに公表する。	（４）給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。 （５）ハラスメント防止に向けた取組を行うとともに、産業医と連携し、職員の健康及び労働衛生を管理することにより、職場環境の維持・向上を図る。